

平成21年第3回定例会

東 吾 妻 町 議 会 会 議 録

平成21年 9月 8日 開会

平成21年 9月18日 閉会

東 吾 妻 町 議 会

平成21年東吾妻町議会第3回定例会会議録目次

第 1 号 （9月8日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者	3
○議長あいさつ	4
○町長あいさつ	4
○開会及び開議の宣告	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○諸般の報告	6
○議員派遣の件について	7
○報告第1号の上程、説明、質疑	9
○報告第2号の上程、説明、質疑	11
○報告第3号の上程、説明、質疑	12
○報告第4号の上程、説明、質疑	18
○報告第5号の上程、説明、質疑	19
○認定第1号の上程、説明、監査委員報告、議案調査	19
○認定第2号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託	55
○認定第3号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託	60
○認定第4号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託	63
○認定第5号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託	66
○答弁保留の答弁	69
○認定第6号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託	69
○認定第7号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託	72

○認定第 8 号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託	74
○認定第 9 号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託	78
○認定第 10 号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託	80
○認定第 11 号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託	84
○延会について	87
○延会の宣告	87

第 2 号 (9月9日)

○議事日程	89
○本日の会議に付した事件	89
○出席議員	89
○欠席議員	90
○地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	90
○職務のため出席した者	90
○開議の宣告	91
○議事日程の報告	91
○資料の訂正について	91
○議案第 6 号及び議案第 7 号の上程、説明、議案調査	92
○議案第 8 号の上程、説明、議案調査	94
○議案第 9 号の上程、説明、議案調査	96
○議案第 10 号の上程、説明、議案調査	97
○議案第 11 号の上程、説明、議案調査	98
○議案第 1 号の上程、説明、議案調査	99
○議案第 2 号の上程、説明、議案調査	104
○議案第 3 号の上程、説明、議案調査	106
○議案第 4 号の上程、説明、議案調査	107
○議案第 5 号の上程、説明、議案調査	108
○議案第 12 号の上程、説明、質疑、討論、採決	109
○議案第 13 号の上程、説明、議案調査	111
○陳情書の処理について	113

○散会の宣告	113
--------	-----

第 3 号 (9月17日)

○議事日程	115
○本日の会議に付した事件	116
○出席議員	116
○欠席議員	116
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	116
○職務のため出席した者	117
○開議の宣告	118
○議事日程の報告	118
○認定第1号の質疑、討論、採決	118
○認定第2号の委員長報告、質疑、討論、採決	141
○認定第3号の委員長報告、質疑、討論、採決	142
○認定第4号の委員長報告、質疑、討論、採決	144
○認定第5号の委員長報告、質疑、討論、採決	145
○認定第6号の委員長報告、質疑、討論、採決	146
○認定第7号の委員長報告、質疑、討論、採決	147
○認定第8号の委員長報告、質疑、討論、採決	149
○認定第9号の委員長報告、質疑、討論、採決	150
○認定第10号の委員長報告、質疑、討論、採決	151
○認定第11号の委員長報告、質疑、討論、採決	152
○議案第6号の修正動議提出、説明、質疑、討論、採決	154
○議案第7号の質疑、討論、採決	160
○議案第8号の質疑、討論、採決	161
○議案第9号の質疑、討論、採決	162
○議案第10号の質疑、討論、採決	162
○議案第11号の質疑、討論、採決	163
○日程の追加	164
○議案第1号の撤回の件について	164

○延会について	165
○延会の宣告	165

第 4 号 (9月18日)

○議事日程	167
○本日の会議に付した事件	167
○出席議員	167
○欠席議員	168
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	168
○職務のため出席した者	168
○開議の宣告	169
○議事日程の報告	169
○議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決	169
○議案第2号の質疑、討論、採決	172
○議案第3号の質疑、討論、採決	173
○議案第4号の質疑、討論、採決	173
○議案第5号の質疑、討論、採決	174
○議案第13号の質疑、討論、採決	175
○選挙第1号の選挙	175
○陳情書の委員会審査報告	176
○閉会中の継続審査(調査)事件について	178
○発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	183
○町政一般質問	185
加 部 浩 君	185
須 崎 幸 一 君	202
金 澤 敏 君	210
青 柳 はるみ 君	217
菅 谷 光 重 君	221
○町長あいさつ	232
○議長あいさつ	233

○閉会の宣告.....	234
○署名議員.....	235

平成21年 9 月 8 日（火曜日）

（第 1 号）

平成 2 1 年東吾妻町議会第 3 回定例会

議 事 日 程（第 1 号）

平成 2 1 年 9 月 8 日（火）午前 1 0 時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議員派遣の件について
- 第 5 報告第 1 号 東吾妻町駅北土地区画整理組合の経営状況の報告について
- 第 6 報告第 2 号 東吾妻町土地開発公社の経営状況の報告について
- 第 7 報告第 3 号 株式会社岩櫃ふれあい公社の経営状況の報告について
- 第 8 報告第 4 号 健全化判断比率の報告について
- 第 9 報告第 5 号 資金不足比率の報告について
- 第 1 0 認定第 1 号 平成 2 0 年度東吾妻町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 1 認定第 2 号 平成 2 0 年度東吾妻町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 2 認定第 3 号 平成 2 0 年度東吾妻町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 3 認定第 4 号 平成 2 0 年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 4 認定第 5 号 平成 2 0 年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 5 認定第 6 号 平成 2 0 年度東吾妻町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 6 認定第 7 号 平成 2 0 年度東吾妻町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 7 認定第 8 号 平成 2 0 年度東吾妻町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 8 認定第 9 号 平成 2 0 年度東吾妻町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 9 認定第 1 0 号 平成 2 0 年度東吾妻町水道事業決算認定について
- 第 2 0 認定第 1 1 号 平成 2 0 年度東吾妻町国民宿舎事業決算認定について
- 第 2 1 議案第 6 号 東吾妻町指定管理者選定委員会条例の制定について

- 第 2 2 議案第 7 号 東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 2 3 議案第 8 号 東吾妻町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 第 2 4 議案第 9 号 東吾妻町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 2 5 議案第 1 0 号 東吾妻町在宅介護慰労手当支給条例の一部を改正する条例について
- 第 2 6 議案第 1 1 号 東吾妻町国民宿舎条例の全部改正について
- 第 2 7 議案第 1 号 平成 2 1 年度東吾妻町一般会計補正予算（第 4 号）案
- 第 2 8 議案第 2 号 平成 2 1 年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）案
- 第 2 9 議案第 3 号 平成 2 1 年度東吾妻町老人保健特別会計補正予算（第 1 号）案
- 第 3 0 議案第 4 号 平成 2 1 年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）案
- 第 3 1 議案第 5 号 平成 2 1 年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）案
- 第 3 2 議案第 1 2 号 群馬県市町村会館管理組合の規約変更に関する協議について
- 第 3 3 議案第 1 3 号 工事委託契約の変更について
- 第 3 4 陳情書の処理について

本日の会議に付した事件

日程第 2 0 まで

出席議員（17名）

1 番	一 場 明 夫 君	2 番	竹 淵 博 行 君
3 番	金 澤 敏 君	4 番	青 柳 はるみ 君
5 番	須 崎 幸 一 君	6 番	浦 野 政 衛 君
7 番	角 田 美 好 君	8 番	日 野 近 吉 君
9 番	大 岡 広 海 君	1 0 番	中 井 一 寿 君
1 1 番	上 田 智 君	1 2 番	橋 爪 英 夫 君
1 4 番	佐 藤 利 一 君	1 5 番	加 部 浩 君
1 6 番	菅 谷 光 重 君	1 7 番	原 田 睦 男 君
1 8 番	高 橋 基 雄 君		

欠席議員（1名）

13番 前村 清 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	茂 木 伸 一 君	副 町 長	関 口 博 義 君
教育長・教育 課長事務取扱	小 林 靖 能 君	総 務 課 長	渡 辺 三 司 君
企 画 課 長	蜂須賀 正 君	保健福祉課長	高 橋 啓 一 君
町 民 課 長	猪 野 悦 雄 君	税務会計課長 兼会計管理者	武 藤 賢 一 君
産 業 課 長	角 田 輝 明 君	建 設 課 長	市 川 忠 君
上下水道課長	加 辺 光 一 君	事 業 課 長	富 沢 美 昭 君
代表監査委員	塩 谷 雷三郎 君		

職務のため出席した者

議会事務局長	佐 藤 正 己	議 会 事 務 局 長 議 会 事 務 局 長 係	田 中 康 夫
議 会 事 務 局 任 主	角 田 光 代		

◎議長あいさつ

○議長（一場明夫君） おはようございます。

開会に当たり、ごあいさつを申し上げます。

本日ここに平成21年第3回定例会が招集されましたところ、議員各位には極めてご多用の折、ご参集をいただき開会できますことに対し、心から感謝を申し上げます。

去る8月30日投票の第45回衆議院議員総選挙では、事前に報道機関が予測したとおり民主党の圧勝に終わり、戦後初めて第一党による政権交代が行われることとなりました。国民にとって有益かつ我が国経済が適正な発展を遂げるような各種政策を期待するところであります。

さて、本定例会は、ご承知のとおり、決算議会として平成20年度の一般会計を初め特別会計並びに企業会計の決算を中心にご審議いただくことになります。ほかにも平成21年度の補正予算、条例の制定等多数の案件が予定されており、いずれも重要案件でございます。十分審議を尽くし、適切な議決が得られますようお願いいたします。

会期も長くなりますが、町長初め執行部におかれましても一層のご協力をお願い申し上げ、開会のあいさつといたします。

なお、前村清議員につきましては、病気入院中につき、家族から欠席の申し出があります。

また、本日は傍聴の申し出があり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げますが、受け付けの際にお渡しした傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されますようお願いいたします。

◎町長あいさつ

○議長（一場明夫君） 開会に先立ち、町長のごあいさつをお願いいたします。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

○町長（茂木伸一君） 開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

9月に入りまして、朝夕の涼風に秋の訪れを感じ、過ごしやすい季節となりました。

本日ここに平成21年第3回定例会を開催いたしましたところ、議員各位には公私ともにご多用のところご出席をいただき、厚く御礼申し上げます。

8月30日に執行されました第45回衆議院議員総選挙において民主党が308議席を獲得し、政権交代が間近となりました。当町では、八ッ場ダム建設事業の中止等が懸念をされておりますが、早期完成に向けて国に働きかけていかなければならないと思っております。

また、財務省は、国の来年度予算の概算要求見込み額を今年度当初予算と比べて4.04%増の92兆1,300億円であることを明らかにしました。この中で、国債費は21兆9,158億円と過去3番目の高い水準となりました。その他、自治体に影響の大きい地方交付税交付金は5.8%増の17兆5,428億円を見込んだ内容となっております。しかし、民主党の鳩山代表は、根本的に見直しをしていく努力をすると述べていることから、今後の予算編成に向けた査定作業を注視する必要を感じております。

さて、本定例会では、報告事項5件、東吾妻町指定管理者選定委員会条例の制定など6件、平成20年度一般会計歳入歳出決算認定についてなど11件、平成21年度一般会計補正予算など5件、その他群馬県市町村会館管理組合の規約変更に関する協議についてなど2件を提案させていただき予定でございます。ご審議をいただきまして、すべてを原案どおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。開会のあいさつといたします。どうぞよろしくお願いいたします。

◎開会及び開議の宣告

○議長（一場明夫君） ただいまより平成21年第3回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時06分）

◎議事日程の報告

○議長（一場明夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い会議を進めてまいります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（一場明夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により、2番、竹渕博行議員、3番、金澤敏議員、18番、高橋基雄議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（一場明夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から9月18日までの11日間とし、その日程はお手元に配付の日程表のとおりとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認め、会期は11日間と決定し、日程は日程表のとおりとすることに決定いたしました。

なお、町政一般質問通告書の提出期限は9月9日午前12時までといたしますので、よろしくお願いいたします。

◎諸般の報告

○議長（一場明夫君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

前期定例会に報告以降、議長としての報告事項は、印刷をしてお手元に配付のとおりであります。後ほどごらんをいただきまして、議会活動また議員活動に資していただければと思います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議員派遣の件について

○議長（一場明夫君） 日程第4、議員派遣の件についてを議題といたします。

議員派遣の件については、会議規則第119条第1項の規定により、お手元に配付した議員派遣の件のとおりと決定したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認め、お手元に配付したとおり派遣することに決定いたしました。

なお、後日、内容等に変更が生じた場合は、議長に一任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、内容等に変更が生じた場合は、議長に一任することに決定いたしました。

閉会中の議員派遣につきましては、会議規則第119条第1項の規定により、お手元に配付したとおり決定いたしましたので、報告します。

去る8月1日に開催されました第51回板橋花火大会及び8月4日に開催されましたバイオマス発電所建設現場視察について、12番、橋爪英夫議員より報告願います。

12番、橋爪英夫議員。

（12番 橋爪英夫君 登壇）

○12番（橋爪英夫君） それでは、報告をいたします。

まず最初に、交流自治体の招待についての件についてご報告申し上げます。

交流自治体として、8月1日土曜日に、第51回板橋花火大会に議長が招待を受けました。都合により議長が出席できませんので、私副議長が出席しましたので報告いたします。町執行部では関口副町長、角田産業課長が出席いたしました。産業課長に往復公用車の運転をしていただき、無事に行ってまいりました。交流自治体は9市町で、山形県最上町、茨城県かすみがうら市、栃木県日光市、千葉県鴨川市、東京都八丈町、石川県金沢市、福井県大野市、群馬県は沼田市と我が町であります。かつて東村時代に、災害時の物資の支援等をもとに応援協定を結び交流を図っていました。その後、合併により途絶えていましたが、現在でも榛名湖畔に板橋区の施設があり、招待を受けました。板橋区長のあいさつに、景気が低迷して

いる中、各地で花火大会が中止されているが、幸いにして我が区では企業の協賛等理解をいただき開催できるとのことでありました。板橋区は51回、対岸の戸田市は68回の大会であります。それぞれ事情もあり回数は異なっているようであります。現在では同時開催をしているそうであります。板橋区での人出は、報道によると52万人の人出ということでありました。

以上、交流自治体についての報告といたします。

次に、岡崎地内バイオマス発電所建設現場の視察についてご報告申し上げます。

現在、岡崎地区内に建設が進められているバイオマス発電所を8月4日に現地視察いたしましたので、報告いたします。

町執行部では町長、副町長、蜂須賀企画課長出席のもと、議員全員協議会出席議員が全員参加してバイオマス発電の現地の視察をいたしました。会社側では、吾妻バイオパワー代表取締役木寺さん、燃料渉外課長の三宅氏、オリックス株式会社より環境エネルギー部の山下氏、石田氏が説明員として対応していただきました。

最初に、現場の荏原製作所の秋葉氏の案内で、建設現場状況を視察いたしました。燃料受入棟、発電ボイラー、蒸気タービン、冷却用復水器、建設状況の進捗状況を視察いたしました。80メートルの煙突も60メートルまで上がり、近くで見ると巨大なものでありました。機材も70%搬入され、工事も5割の進捗状況との説明でありました。来年1月末の完成を目指して順調に進んでいるとのことであります。事務所に戻りバイオマス発電の仕組み等について説明があり、施設の機能と目的、木質バイオマス燃料の受け入れ、選別、均一化、互換発電設備への供給、供給方式はピットクリーン方式、施設の規模については建設面積は約920平米、延べ床面積が1,680平米、棟の高さが30メートル、収容能力は1,300トンであります。投資予定額は8億2,000万円の予定とのことでありました。

最後に質疑に入り、地元雇用はどのような計画かの質問に、8名くらいということでありました。また、プラントには5名、既存の職員で対応とのことであります。燃料の仕入れについては、一般廃棄物、木質、街路樹、公園、家庭の樹木の剪定枝等が主となるとのことあります。今後の予定では、平成22年1月末に完成、2月から試運転を開始し、順調に行けば7月か8月ごろに商業運転を開始する予定であるという説明でありました。

以上、報告申し上げます。

○議長（一場明夫君） 橋爪英夫議員の報告を終わります。

以上で議員派遣の件についてを終わります。

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（一場明夫君） 日程第5、報告第1号 東吾妻町駅北土地区画整理組合の経営状況の報告についてを議題といたします。

説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

○町長（茂木伸一君） 報告第1号 東吾妻町駅北土地区画整理組合の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、別紙のとおり提出をいたします。

駅北土地区画整理事業は、健全な市街地の造成を行い、公共の福祉を増進することを目的として、土地区画整理法の規定により平成8年度より開始され、13年が経過しております。

平成20年度に実施いたしました主な事業を報告いたします。

工事関係では、平成19年度の繰越事業である街路築造工事、19-1工区、19-2工区の施工が完了いたしました。平成19年度に実施した上水道管布設工事に伴う舗装本復旧工事の実績に基づき、負担金の支払い等を行いました。この繰越事業及び舗装本復旧費は3,923万円です。調査設計業務として、街区・画地確定測量、使用収益開始通知の作成、工事に伴う河川法許可申請書の作成や工事の施工管理、工事の変更積算業務の委託等を実施し、675万円でありました。その他、農業休止補償など補償費が30万円、会議費が5万円、役員報酬、職員給料、一般事務費が660万円、運転資金として借入をしてきた償還金が2億3,989万円であり、歳出決算総額は2億9,239万円との報告でございます。

続きまして、対する収入であります。保留地処分金が6,269万円、工事に対する補助金が2,800万円、組合借入金として2億5万円、町からの利子補給補助金219万円と雑入などが6万円で、収入決算総額は2億9,299万円との報告でありました。

平成21年度への繰越金につきましては、5万8,994円です。また、20年度末の負債累積額は、19年度2億1,810万円に対して20年度は1億8,045万円となり、3,765万円の減額との報告でありました。

なお、事業の進捗率は約93%となっておりますが、原町中学校の東側地区は依然として事業同意が得られない状況であり、現在の事業計画では、事業認可期間が平成22年度と迫る中、

打開策を模索している状況であるとの報告でありました。

以上、東吾妻町駅北土地区画整理組合の経営状況についての報告といたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

11番、上田議員。

○11番（上田 智君） この区画整理組合の業務については大変皆さんがご苦勞をなさっているということは承知しているわけなんです、この事業内容、報告なのでこの中身そのものが実はまだ未同意者への交渉だとかそういうものがなされた形跡が余りこういうところには載っていないというような状況があると思いますが、その辺はどのくらいやって進捗をしてきたのか教えていただければなというふうに思っております。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） いろいろな形で十分に努力はされておると思っております。

○議長（一場明夫君） 11番、上田議員。

○11番（上田 智君） ですから、日ごろの努力そのものの評価はこれはご苦勞さまと言いたいぐらいのことなんです、もう期日というか、期限等が迫ってくる中でまだまだ未同意への対応策が十分になされてきていないというような状況がありますので、その辺を少し詳しくわかれば教えていただければなというふうに思っております。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 先ほどの報告の中でも、事業認可期間が平成22年度と迫る中、打開策を模索している状況であるとの報告であると先ほども申し上げてございます。

○議長（一場明夫君） 11番、上田議員。

○11番（上田 智君） 模索をしているということよりも、まずせっかく延期したものを、もう既に模索する段階ではないと思うんですよね。要するに、粘り強い交渉をしていただいて、一日でも早い道路の完成を目指してもらおうというのが本筋だろうと思いますが、ぜひその辺が何回やったとかそういうものではありませんが、粘り強い交渉をしていただいて、一日でも早くやっていただければ駅北の問題等も解決はできるのではないかなというふうに私自身思っておりますので、町長に頑張ってもらいたいということよりも、これは駅北の組合の関係ですから、ぜひ頑張って期限までに完成ができるような方法をとっていただきたいというふうに願っております。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） どうもありがとうございます。やはりいろいろな方々のご協力の中でこういった人間関係、それからいろいろな問題というのがあろうかと思います。組合の理事会、そういったところともいろいろ連携をとりまして頑張っていくつもりではございますが、よく理事会にも議員のお考えをお伝えして、早くにこの打開策を見つけないかと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

以上で本件の報告を終了しました。

◎報告第2号の上程、説明、質疑

○議長（一場明夫君） 日程第6、報告第2号 東吾妻町土地開発公社の経営状況の報告についてを議題といたします。

説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

○町長（茂木伸一君） 報告第2号 東吾妻町土地開発公社の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、別紙のとおり提出いたします。

土地開発公社は、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、地域の秩序ある整備と町民福祉の増進に寄与することを目途として事業を進めてまいりました。

平成20年度は、田野原団地2区画、舞台団地2区画の販売促進に努めてまいりましたが、販売実績はありませんでした。

平成20年度決算は、収益的収支では、収入1万9,528円、支出8万4,602円となり、6万5,074円の損失となりました。また、資本的収支は、収入支出ともに6,000万円となり、借入金の借りかえのみとなりました。

以上で報告とさせていただきます。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

以上で本件の報告を終了しました。

◎報告第3号の上程、説明、質疑

○議長(一場明夫君) 日程第7、報告第3号 株式会社岩櫃ふれあい公社の経営状況の報告についてを議題といたします。

説明をお願いします。

町長。

(町長 茂木伸一君 登壇)

○町長(茂木伸一君) 報告第3号 株式会社岩櫃ふれあい公社の経営状況の報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、別紙のとおり提出いたします。

株式会社岩櫃ふれあい公社は、町が資本金の50%に当たる500万円を出資して平成6年3月に設立された法人で、平成6年度から平成13年度までは東京都杉並区の保養施設として管理運営業務を受託していましたが、平成14年度からは杉並区より敷地及び施設を使用貸借してのホテル経営に移行、平成20年度はその7期目となっております。

平成20年度の集客実績は1万4,456人でした。

事業収支関係において、売上高は1億6,522万9,882円、販売費及び一般管理費については1億3,032万1,385円となっております。その結果、平成20年度は経常損失259万7,147円、当期末の未処理損失は7,501万193円となっております。

現在も厳しい経営環境にありますが、社の計画達成と経常利益の確保をするための経営努力を続けており、今後もさまざまな方面からの皆様のご支援を賜りますことをここにお願いを申し上げ、報告とさせていただきます。

○議長(一場明夫君) 説明が終わりました。

質疑を行います。

7番、角田議員。

○7番(角田美好君) 第三セクターの取り扱いにつきましては、総務省の指導もあったり、また民業の圧迫をするという懸念があることから、議会では、行財政改革推進特別委員会で

調査結果に基づきまして、今後、清算を前提とすることで5月14日に議決していただいているわけですが、それを踏まえまして1点お伺いしたいと思います。

これを見ますと3年連続の赤字という厳しい決算結果になっているわけですが、行財政改革推進特別委員会でも指摘いたしましたように、総務省の指導に基づけば検討委員会を設置し、当然清算を前提にその対応が検討されていると、また結果が出ていると思われるわけですが、その取り扱いはどのようなになっているかお伺いをいたします。

○議長（一場明夫君） 執行部で答弁をお願いします。

町長。

○町長（茂木伸一君） 清算の考えは今のところはございません。

○議長（一場明夫君） 7番、角田議員。

○7番（角田美好君） そうしますと、当然総務省からずっと指摘されている、要するに検討委員会を立ち上げて検討をするという部分については、検討はしないということなのでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） やはり検討は当然のことながらしていかなければなりません。さまざまな方面、側面、そういったところからやっていく必要があるとは考えております。

○議長（一場明夫君） 7番、角田議員。

○7番（角田美好君） そうしますと、今後、検討委員会ということも考えているようなんですけれども、すぐということにはならないということでよろしいのでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 先ほども申しておるように、経常利益の確保というための経営努力、それをまず一番に、そういった中で杉並区との交流を図るべきというように町としては考えております。

○議長（一場明夫君） ほかにございますか。

15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） この報告書を見ますと監査報告書を添付されております。例年ですとさらに公認会計士の監査を受けたものとなっておりましたが、今回もそのようなものになっておりますか。

○議長（一場明夫君） 執行部より答弁をお願いします。

町長。

○町長（茂木伸一君） 今、正確にはお答えができませんが、町としては承知をしております。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 最高責任者がそのような状況であるということなので、いかにこれがこのようなものであるかということが想像できるんですけども、それではこの監査、当然これは適正なものであると認識をしておりますね。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） はい、町に正式に提出をされたものですから、当然のことながら正式なものだと認識しております。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） そうしますと、ここに記載されている以外の収入支出があれば、これはこの決算書は偽りのものと言わざるを得ないのですけども、そういう事実はありませんね。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 監査委員にしっかりとした監査をしていただいておりますので、町としてはそのようなことについては非常に不本意なご発言だと思います。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 不本意とかそういう問題ではないでしょう、聞いているんですよ。不本意とかそういうふうに、わからないから聞いているだけのことで……

○議長（一場明夫君） 町長は発言をちょっと控えてください。

○15番（加部 浩君） 不本意とかそういうのでは何も言えないじゃないですか。何も社長を陥れようとかいじめようとかいうのではないんですよ。

（「社長の立場で発言を私はしておりませんので」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） ちょっと発言を控えてください。続けてください。

○15番（加部 浩君） だから、今の発言は町長として取り消してください。

（「先ほど最初に最高責任者としてそれがわからないではどうしようもないというような発言がありましたけれども、そういったことについてはどのように議長は判断されますか」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 加部議員が先ほどの発言の取り消しを求めています、どう回答しますか。

（「加部議員が取り消していただければ私も取り消します」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） それを一応言っていただけますか、そこで。

町長。

○町長（茂木伸一君） 先ほどの不本意だという発言については適切ではなかったようでございますので、取り消させていただきます。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

加部議員に申し上げますが、町の立場として答弁していますので、それを踏まえて質問をお願いします。

○15番（加部 浩君） では、町長、これちょっと履き違えないでください。私は町長をいじめようとかそういうものではないんですよ。わからないから聞いているだけで、前にも言ったとおり、もっとこういうとげとげしいあれではなくて、その今の笑いでやりましょうよ。どうですか、そういうあれでなくてはいいいものはできませんよ。

ですから、本当にこれはほかにはないと、収入支出はほかにはないということを再度確認しますけれども、あるかないかで結構です。お答え願います。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 会計監査をしっかりと私どもも受けたことで、棚卸の監査それから会計監査につきましてどちらも監査役の判こをいただいたという、そういった形で町に提出されておりますので、これ以外のものがあるということは想像もできません。

○議長（一場明夫君） ほかにございますか。

9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 少ないチャンスなので、1点伺っておきます。

昨年来からこの固定資産税の徴収ということが話題になっています。そのところで、これが先ほどの報告ですと使用貸借してホテル営業ということに報告受けましたが、その契約行為がどうなっているかはまた別段として、使用貸借と明記してあった契約があったとしても、このところで税相当額は請求ができるという我々の認識があるのですが、仮にそうなった場合に現在の財務状況からさらに固定資産税相当額の出費を確保しなくてはいけない。そうなった場合に展望というのはさらに厳しくなってくる。それをどう思われているかお答えください。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） それは町長としてお答えする立場にはないと考えております。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） とは申しても、代表者である町長ということと、ここなんです、株式の50%以上を持っている、現実には25%今株主が不在ということになっていきますので、株主総会は当然あるわけです。その総会というのは全町民の意見が反映されなければいけない。いいですか、税務当局からこれは課税対象であるという公式見解まで出ている。使用貸借という形で借りていても税相当額は請求ができるということになっておりますので、それを踏まえて将来展望を開いていかなければいけない。今のままの経営あるいはこの体制を続けて展望が持てるかどうか、1点伺っております。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 岩櫃ふれあい公社とその税たるものというのは、基本的な関連はございません。

○議長（一場明夫君） 町長、その固定資産税相当額は、これからの経営に負担になってくる可能性があるものに対して、そういう状況の中で経営に対して展望が持てるかというものを町として多分大図議員は聞いていると思いますので、その辺のところで答えていただければと思います。

町長。

○町長（茂木伸一君） その固定資産税相当額が云々というものと岩櫃ふれあい公社は関係がないものと考えております。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） でも、関係はなくはない。税務当局はあの土地と建物について課税対象であるという公式見解を発表している。これを、課税を意図的に行わなかったということになるとまた別の問題が発生してくる。仮に賦課徴収ということになれば、幾ら使用貸借であっても税相当額だけは負担してくださいよということになる確率が非常に大である。少なくともその税相当が負担できるような経営体質でなかったならば、持続的な展開や展望は持てない。だとすればほかの方策を探るのがいいのではないかという、老婆心の中からこの発言があります。税がどれだけのものになるかというのはまだ未知数ですが、ただ、土地の広さと建物のグレードからいってそんなに安いものではないだろう。そうやってきた段階でその税負担に耐える経営体質になれるかどうか、展望を伺っているのです。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） だから、その前提のところ、そういった前提条件は私どもは関係がないものだと考えておりますので、この議論につきましてはご容赦をいただきたいと思います。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 適正な答弁がいただけないので似たような質問になりますが、いいですか。税務当局は、少なくとも、平成14年よりの営業体質の中ではこれは固定資産税の課税対象であると。ふれあい公社ではないですよ、コニファー自体が税対象であると。そのコニファーをふれあい公社が使用貸借で14年よりホテル営業しているということになってきますが、東吾妻町から杉並区に対して課税徴収という行為が実現するとすれば、幾ら使用貸借であってもふれあい公社に対して税相当額だけは負担してくださいよということは来る確率が非常に大である。また、そういった税負担にしていかなければ、どういうことですかね、少なくともそういう財務体質を持ったふれあい公社でなければそこに存在する意義がない。普通、我々の営業行為の中ではそういう概念の中でやっています。

この税額が幾らになるかということはまだまだ未知数なんです、早々安いものではないでしょう。ここが、これからが問題なんです。そういった税負担をしていける財務体質になる見通しはともこのところ報告の中では見受けられない。だとすればほかの方策を探るのも道ではないか。建物の老朽がどんどん進んでいって、どんどん集客力が落ちていって、そこで考えてもう既に遅し。吾妻荘の例がいい例だと思います。このところで経営の方針を変える。それで新しい事業者がそこで事業展開をする。結果がどうなるか。それはやってみなければわかりませんが、その予想値の中ではこういったものがあるかということぐらいのシミュレーションというのはやっぱりしてもいいんだと思います。それで、その結果、課税対象になって賦課徴収がスムーズにいくということになるのだんならば、それはそれで東吾妻町に対して税の公平感という点から見て適正なものであるでしょう。

で、伺っておきます。このふれあい公社が近い将来、少なくとも直近でいえば来年度、固定資産の税負担に耐える体質になるのでしょうか。1点を伺っておきます。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） さまざまご提言をいただいたわけですが、この場で議論することではないかと思っております。

○議長（一場明夫君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

以上で本件の報告を終了しました。

◎報告第4号の上程、説明、質疑

○議長（一場明夫君） 日程第8、報告第4号 健全化判断比率の報告についてを議題といたします。

説明をお願いします。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

○町長（茂木伸一君） 報告第4号 健全化判断比率の報告についてご説明申し上げます。

平成19年6月に公布された地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、平成19年度決算から健全化判断比率を監査委員の監査に付した上で議会に報告し、公表しております。

今回、健全化判断比率については、平成20年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標です。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、ともに黒字となっております。

実質公債費比率は18.5%となり、前年度と比較すると0.8ポイント改善しておりますが、依然として18%を超えているため起債許可団体となっております。公債費負担適正化計画につきましては改定いたしましたので、後でござんいただきたいと思っております。

将来負担比率につきましては、町の地方債残高のほかに債務負担行為による債務残高、一部事務組合における地方債残高のうち町が負担すべき残高、職員等の退職手当負担見込み額など、将来への負担の程度を指標化したものでございますが、174.1%となり、前年度と比較して7.4%減少しております。

いずれの指標につきましても、早期健全化基準及び財政再生基準に該当する水準ではありません。引き続き、財政の健全化に努めてまいり所存でございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

以上で本件の報告を終了しました。

◎報告第5号の上程、説明、質疑

○議長（一場明夫君） 日程第9、報告第5号 資金不足比率の報告についてを議題といたします。

説明をお願いします。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

○町長（茂木伸一君） 報告第5号 資金不足比率の報告についてご説明申し上げます。

先ほどの健全化判断比率の報告と同様に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、平成19年度決算から資金不足比率を監査委員の監査に付した上で議会に報告し、公表しております。

水道事業会計、簡易水道特別会計、下水道事業特別会計につきましては、資金不足は生じておりませんので該当ありません。

国民宿舎事業会計につきましては、解消可能資金不足額を控除してもなお資金不足額が1,036万5,000円生じたため、資金不足比率が5.1%となりました。国民宿舎事業については、指定管理者制度を活用して運営していく方向ですので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

以上で本件の報告を終了しました。

◎認定第1号の上程、説明、監査委員報告、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第10、認定第1号 平成20年度東吾妻町一般会計歳入歳出決算

認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 茂木伸一君 登壇)

○町長(茂木伸一君) 認定第1号 平成20年度東吾妻町一般会計歳入歳出決算認定について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、歳入総額88億6,987万3,147円、歳出総額84億4,758万7,702円、歳入歳出差引額が4億2,228万5,445円となり、そのうち繰越明許費に係る翌年度へ繰り越すべき財源が1億883万3,000円ありますので、実質的な繰越金は3億1,345万2,445円となっております。

平成20年度は、前年度に比較して地方交付税は1.5%の増となっておりますが、歳入の柱である町税が1.7%の減収、とりわけ現下の不況を反映し法人町民税が22.2%の減となっており、財源的には依然厳しい状況が続いております。このような中ではありますが、東吾妻町新町建設計画及びそれを基礎にした東吾妻町第1次総合計画に基づいて東吾妻町の将来を見据えた財政運営により各種事業を実施してまいりました。

主な事業といたしましては、総務費の総務部門では、町表彰規則に基づく善行団体1団体、善行者1名を表彰いたしました。

企画部門では、行政改革の基本的な考え方や方向性を示した行政改革大綱の実施計画となる東吾妻町集中改革プランに基づき行政改革の推進を行いました。また、7月には計画的に町づくりを進めていくための基本指針である東吾妻町第1次総合計画を策定いたしました。

ダム対策部門では、岩島・坂上地区において、ダム事業について協力をいただくための説明会を開催いたしました。また、町道松谷・六合村線ほか2路線のダム関連道路整備事業や松谷・三島地区土地改良事業を実施し、吾妻溪谷自然公園整備事業として溪谷パーキングが完成いたしました。

民生費においては、生活の安定と福祉の向上を図るため、地域福祉の推進と充実強化に努め、事業を実施してきました。また、4月から後期高齢者医療制度が発足し、群馬県後期高齢者医療広域連合と連携して事務を行ってきております。

衛生費においては、健康で住みやすい環境づくりを基本に、快適で潤いのある環境衛生づくり、健康づくりを推進し、疾病の予防及び健康指導、環境づくり等の向上を図るため、各種事業を実施いたしました。

農林水産業費では、農林業の振興と経営の安定を図るため、各種の制度事業を積極的に導

入するとともに、国・県の補助事業や町単独事業として、農林道の整備、土地改良事業、治山治水事業、森林の育成など多岐にわたる事業を実施いたしました。

商工費では、商工業の振興のための事業として、小口資金融資事業や各種利子補給の実施、また勤労者生活資金の融資も実施いたしました。

観光部門では、キャンプ場管理運営事業、観光団体等活動助成事業を実施いたしました。

土木費においては、国庫補助事業、県費補助事業、町単独事業として、道路改良事業、舗装道新設事業、道路維持工事を実施いたしました。また、集中豪雨による道路災害発生で、五町田地内、町道26号線及び西榛名地内、町道馬場・相原線を初め、町内70カ所の復旧工事を実施いたしました。

都市計画関係では、駅北土地地区画整理事業、街路事業、まちづくり交付金事業による北口広場用地取得を初め、各種工事を実施いたしました。

町営住宅では、町営住宅の維持管理及び施設修繕を実施しております。

消防費では、町民の身体、生命、財産を守るため消防防災施設の整備と、火災予防運動として春・秋の火災シーズンには火防巡視を、予防消防の徹底を図りました。また、今年度は、第6分団2部岡崎の車両を更新いたしております。

教育費では、すぐれた知力と豊かな人間性を持ち、心身ともにたくましく国際社会に生きる日本人としての自覚を育成することを目指して教育行政を推進してまいりました。

学校教育では、地域に信頼される学校づくりに取り組めるよう教育環境の整備を図り、子供たちに確かな学力、豊かな心、健やかな体をはぐくむ教育を進めてきました。平成20年度の大きな事業といたしましては、原町小学校校舎新築工事、坂上小学校プール新築工事を実施いたしました。

社会教育関係では、生涯学習時代に応じた施策により各種事業を推進してまいりました。体育面においては、スポーツの振興充実による健康的な人づくり、町づくりを目指した各種事業を実施してまいりました。

依然厳しい地方財政の現状を踏まえて、国・県の動向を的確に把握し、堅実な財政確保に努め、健全な財政運用を目指してまいりました。今後も財源の確保と運用に心がけてまいりたいと思います。

以上が決算の概要ですが、詳細についてはそれぞれ課長から説明させますので、十分ご審議をいただきまして、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一場明夫君） 説明の途中ですが、ここで休憩をとります。

再開を午前11時10分とします。

(午前 1 1 時 0 0 分)

○議長（一場明夫君） それでは、再開いたします。

(午前 1 1 時 1 0 分)

○議長（一場明夫君） 町長の説明に続いて、担当課長の説明をお願いします。

なお、説明に当たっては、空調の設備の音がちょっと影響がありますので、大きな声で簡明に説明をしていただくようお願いしたいと思います。

税務会計課長。

○税務会計課長（武藤賢一君） それでは、決算書についてご説明をいたします。

その前にちょっと決算書で何点か誤りがありました。申しわけございません。訂正させていただきます。正誤表というのをお配りしてあると思います。各会計の、例えば見ますと、ページで一般会計10ページの下から1行目というところで、提出茂木町長の下に「年月日」というのが余分にみんな入ってしまいました。申しわけございません。各会計全部「年月日」が余分に入っておりますのでそれを削除していただきたいのと、介護保険特別会計と地域開発事業特別会計のところで、「1,000万円」と「666万4,000円」という入ってはいけない数字が入ってしまいましたのでこれも削除をお願いしたいと思います。おわびして訂正したいと思います。よろしくお願いします。

それでは、平成20年度の決算書の概要についてご説明をいたします。

先ほど町長が詳しく説明しましたので、概要については本当に合計額だけの朗読にさせていただきます。

5ページ、6ページをお開きください。

これは歳入の関係の合計になります。予算現額94億9,721万7,025円で、実際は調定が89億5,518万3,178円、収入済みが88億6,987万3,147円、不納欠損としまして、これ町税ですけれども、513万8,100円を差し引きまして収入未済が8,017万1,931円ということになります。

す。これも大部分が町税ということになります。

続きまして、歳出です。9ページ、10ページをごらんいただきたいと思います。

歳出の支出済額、10ページの一番左側の一番下ですけれども、84億4,758万7,702円ということで、歳入歳出の差引残額が4億2,228万5,445円、6月定例会でご報告させていただきました繰越明許費の繰越額1億883万3,000円を差し引きまして、実質の収支額が3億1,345万2,445円ということになりました。

本当に簡単なんですけれども、以上が概要になります。

これから事項別明細によりまして、詳しくご説明をしたいと思います。

それでは、11ページ、12ページをお開きください。

1款町税であります。先ほどの町長の説明等にもありましたけれども、町税、一番上の欄を見ていただきたいのですが、当初予算額が20億3,204万5,000円、法人町民税等の落ち込みを見込みまして補正を△の3,625万円いたしまして現額19億9,579万5,000円という予算で進みました。実際の調定ですけれども、12ページ、調定合計が20億8,487万4,022円、収入済みが20億363万9,455円ということで、徴収率が96.1%ということになります。この96.1%というのはどのような数字かといいますと、県内で申しますと県内38市町村の中で8位という数字です。ですから、ここ数年10位以内の上位を保っているような徴収率になっております。これに対して不納欠損が513万8,100円、これを差し引きまして収入未済が7,609万6,467円ということになります。徴収については、4月の機構改革で収税係が1名増になりまして、この96%というのをなるべく死守しながら0.1ポイントでも徴収が上がるような努力をさせていただいております。よろしくお願いします。

その下の町民税からの各税目ですけれども、この数字についてはじっくり見ていただければというふうに思います。特徴的なものは、先ほど町長申しましたように、法人町民税で約4,000万円ほどの歳入減、昨年秋の世界的な不況等の影響です。まだまだことしについてもそれが出ているような状況です。ただ、個人町民税、固定資産税等で若干伸びがありまして、全体的には3,000万円ほどの予算に対する歳入減であったということでもあります。

非常に雑駁なんですけれども、町税についての歳入決算です。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（蜂須賀 正君） それでは、引き続き、2款、お願い申し上げます。

まず、譲与税でございます。収入済額が1億4,469万5,000円になっております。前年に比べまして5,958万円ほど減額となっております。

1 目自動車重量譲与税ですが、登録台数の減少によりまして、前年と比べまして246万円ほどの減額となっております。

2 目地方道路譲与税ですが、昨年一時期、揮発油税の暫定税率が廃止された影響だと思っておりますけれども、前年度より245万円ほどの減額となっております。

次に、13、14ページをお願い申し上げます。

3 款利子割交付金でございますが、ほぼ前年同額でありました。

4 款配当割交付金であります。前年度より526万円ほど減額の234万円ということになりました。

5 款株式等譲渡所得割交付金でございます。株式等譲渡所得割額に対して交付されるもので、113万8,000円となっております。

6 款地方消費税交付金でございます。これは県地方消費税の2分の1相当額が当町の人口及び従業員数によりまして交付されるものでございまして、1億4,660万8,000円の収入済みとなっております。また、景気が低迷したことによりまして、消費の落ち込みによりまして前年度と比べますと1,031万円ほど減額となっております。

次に、7 款ゴルフ場利用税交付金でございます。2,894万4,720円の収入済額となり、前年と比べますと298万円ほどの減額となっております。

次に、15、16ページをお願い申し上げます。

8 款自動車取得税交付金であります。取得税の県税分の95%の10分の7相当額を市町村の道路延長及び面積によりまして案分されるものということでございまして、収入済額で6,577万4,000円でございます。これも前年度と比べますと1,300万円ほど減額となっております。

次に、9 款地方特例交付金でございます。収入済額で1,971万円となりまして、前年度より1,030万円ほど増額となっております。

1 項地方特例交付金は、児童手当制度の拡充に伴う財源措置といたしまして交付されるものでありまして、前年度より758万円ほどの増額となっております。

2 項特別交付金につきましては、減税補てん特例交付金が平成18年度に廃止されましたことに伴います経過措置でございまして、前年度同額となっております。

3 項地方税等減収補てん臨時交付金でございますが、平成20年度に創設された交付金でございまして、備考欄記載のとおり、地方道路譲与税減収分58万3,000円、自動車取得税減収分といたしまして213万8,000円が交付されております。

次に、10款地方交付税でございます。収入済額で28億1,883万4,000円となりました。備考欄記載のとおり、普通地方交付税につきましては前年度より6,918万円ほど増額になっておりますが、特別交付税につきましては2,824万円ほど減額となっております。

次に、11款交通安全対策特別交付金でございます。交通違反等の反則金から必要経費を差し引いたものが地方公共団体に交付されるものでございまして、前年度より283万円ほどの減額となっております。

次に、12款でございます。分担金及び負担金であります。これにつきましては前年同額となっております。

1目民生費負担金であります。備考欄記載のとおり、2節社会福祉費負担金で、これは高山にあります養護老人ホーム入所費用徴収金と矢倉にあります地域活動支援センター運営費町村負担金が主なものとなっております。

2目農林水産業費負担金の主なものにつきましては、公団営畜産基地建設事業負担金1億2,657万8,026円となっております。

次に、13款をお願いいたします。使用料及び手数料でございます。収入済額で1億7,698万2,522円で、前年と比べますと514万円ほどの増額となっております。保育所保育料や公営住宅使用料の収入未済額も147万5,190円と発生をしております。

21ページ、22ページをお願いいたします。

次に、14款国庫支出金でございます。収入済額で4億7,203万7,396円となりました。これも前年度と比べますと472万円ほどの増額となっております。

まず、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金につきましては、保健事業費国庫負担金事業がなくなっておりまして、また、2項国庫補助金、1目総務費補助金につきましては、繰越補助金がなくなったため前年度より4,015万円ほど減額になっておりますが、備考欄記載のとおり、国の2次補正に絡む定額給付事務費996万2,000円がございました。

23、24ページをお願い申し上げます。

2目2節でございます。児童福祉費補助金689万2,000円でございますが、これも国の2次補正に絡むものでございまして、備考欄記載のとおりで、子育て応援特別手当事務費と特別手当交付金が新規にございました。

4目土木費国庫補助金につきましては、地方道路交付金は前年度より650万円ほど増額になりましたが、まちづくり交付金につきましては繰越分だけでございました。

次に、5目教育費国庫補助金でございます。これにつきましては、原町小学校校舎建築補

助金 1 億9,178万3,000円と坂上小学校プール新設工事補助金3,188万2,000円がございました。

次に、3 項委託金でございます。前年度より2,466万円ほど減額となっておりますが、その要因につきましては、ダム関連事業の町道改良工事委託金がなくなったものでございます。

次に、15款県支出金でございます。収入済額で 5 億5,730万2,523円で、前年度より 1 億2,963万円ほど減額となっております。

次、25、26ページをお願い申し上げます。

1 項 1 目 7 節保険基盤安定制度県負担金3,482万3,745円でございますが、新たに追加されましたが、これは備考欄記載のとおりで、後期高齢者医療制度に係る県負担金となっております。

2 項県補助金でございます。収入済額で 2 億5,496万211円であります。

1 目総務費補助金の主なものにつきましては、備考欄記載のとおり、電源立地地域対策交付金3,551万円であります。

また、2 目民生費補助金につきましては、福祉医療費補助金が前年度より677万円ほど増額となっております。

3 目農林水産業費補助金につきましては、前年度より8,400万円ほど増額となっております。次、27、28ページをお願い申し上げます。備考欄、上段から 6 行目のところに草地林地一体的利用総合整備事業補助金7,502万8,000円がございました。前年度より7,200万円ほど増額となっておりますが、これにつきましては、畜舎及び堆肥舎等を新築するための補助金でございます。

次、3 項委託金でございます。収入済額で 1 億6,240万4,937円となりました。前年度より4,739万円ほど増額になっておりますが、4 節ダム対策委託金につきましては、松谷地区盛土造成事業が完成し、残整理となったものでございまして、前年度より1,729万円ほど減額となっております。

次に、29、30ページをお願い申し上げます。

3 目都市計画費委託金でございます。街路事業用地買収業務委託金につきましては、繰り越しを含めました 1 億1,885万2,500円となっております。

次に、16款財産収入でございます。収入済額は3,347万3,249円になりました。

2 項財産売払収入ですが、収入済額で1,012万5,083円でございます。備考欄記載のとおりで、土地売払収入につきましては、紺屋町地内の土地を売却したものが主なものとなっ

てございます。また、会員権売払収益6万円でございますが、これは伊香保ゴルフ倶楽部2カ所のゴルフ会員権を処分したものでございます。

次に、31、32ページをお願いいたします。

17款寄附金でございます。収入済額で31万1,116円の寄附金がございました。

18款繰入金ですが、収入済額で3億3,345万4,677円となりまして、前年度より2億8,258万円ほど増額となっております。

1項1目財政調整基金繰入金につきましては、起債の繰り上げ償還に充てるための減債基金繰入金でございます。4目地域振興基金繰入金と5目ふるさとづくり事業積立金繰入金につきましては、全額繰り入れをいたしまして、これらの基金を廃止いたしました。

次、2項特別会計繰入金2,596万4,000円でございますが、これにつきましては、老人保健特別会計からの繰入金となっております。

33、34ページをお願い申し上げます。

19款繰越金でございます。収入済額で3億3,444万7,022円となりまして、前年度より6,993万円ほど減額となりましたが、減額の要因につきましては、繰越明許費が大きく減ったというものでございます。

次に、20款諸収入でございます。収入済額で4億1,846万9,761円となりまして、ほぼ前年同額となっております。

3項貸付金元利収入ですが、勤労者の生活資金預託金元利収入でございまして、310万9,142円の収入済額となっております。

4項受託事業収入でございますが、20年度より県広域連合で実施いたしました後期高齢者医療保険事業に係る高額福祉医療費分と健診委託料が県広域連合より入ってきたものでございます。

5項雑入でございます。35、36ページをお願い申し上げます。

まず、4目給食事業収入でございます。給食費現年度、過年度合わせました収入未済額が208万1,188円と、これらのものが発生してございます。

7目雑入でございます。備考欄中段に記載してあります西上武幹線新設工事に伴う伐採補償料6万2,500円がございしますが、これは東京電力が送電線工事に係るものの補償料というものでございます。

次、37、38ページをお願い申し上げます。

備考欄上から9行目に吾妻地方総合開発協会解散に伴う残余財産返金とございます。11万

4,917円がございますが、これは当初、吾妻行政事務所が事務局になりまして協議会を立ち上げ、その後、事務局が吾妻広域へ移行しましたが、平成15年から休止状態であったものを平成20年度総会におきまして解散したための残金であります。

備考欄上から15行目、天狗の湯公衆電話料から備考欄上から23行目の利根川・荒川水源地域対策基金事業負担金までがダム関連の収入でございます。これが2億1,992万円ほどとなっております。これにつきましては、ほぼ前年同額となっております。

備考欄下から18行目に原町都市計画推進協議会解散による会計清算金22万6,511円がございます。この協議会につきましても数年休止状態でありましたので20年度に解散し、その清算金となっております。

次に、39、40ページをお願い申し上げます。

備考欄上から3行目、公売による滞納処分費45万3,000円でございます。これにつきましては、榛名湖畔にありますマンション3部屋分を公売いたしまして、それにかかった経費相当額でございます。

次に、21款町債でございます。収入済額11億1,450万円となりまして、前年度より2億570万円ほどの増額となっております。

1目過疎債ですが、岡崎地区に消防車1台配備と、町道70号線の道路改良工事に充当したものでございます。

2目辺地債につきましては、備考欄記載のとおり、前年同様の町道2路線に対する充当をしたものでございます。

3目農林水産業債でございます。昨年同様に、植栗地内の県営畑地総合事業に伴う起債でございます。

4目土木債であります。備考欄記載のとおりで、繰越明許費が多くございました関係で前年度より7,320万円ほどの増額となりました。

次、5目教育債でございます。備考欄記載のとおりでございまして、坂上小学校プール建設事業債ほかで5億470万円ほどとなっております。

次、6目臨時財政対策債でございます。当町に割り当てられました起債額でございまして2億4,150万円とほぼ前年同額となっております。

以上、歳入合計が88億6,987万3,147円になりまして、前年度と比較しますと5億1,471万802円の増額となっております。

以上が歳入でございます。

次に、歳出に移らせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（渡辺三司君） それでは、41、42ページをごらんいただきたいと思います。歳出についてご説明させていただきます。

1 款議会費でございますけれども、93.7%が人件費でございます。そのほかにつきましては経常的な経費でございますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、2 款総務費、1 目一般管理費について説明させていただきます。支出済額につきましては5 億2,831万3,610円でございます。この目では、庁舎内の一般的な管理及び総務課、企画課、生活環境課、会計課の職員の人件費でございます。

それでは、節ごとに主なものを申し上げたいと思います。

まず初めに、1 節報酬ですが、支出済額31万3,500円で各委員会の委員報酬でございます。

続きまして、2 節給料から4 節共済費については経常的な経費になっております。

次に、43、44ページをごらんいただきたいと思います。

7 節賃金でございますが、支出済額といたしまして、128万4,000円につきましては産休代替の賃金でございます。

8 節報償費でございますが、町政功労者及び退職者等の記念品でございます。

10 節交際費でございますが、予算と比較いたしまして78%に抑えた執行となっております。

11 節需用費から14 節使用料及び賃借料までにつきましては、昨年と同様な執行状況になっておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、15 節工事請負費ですが、46ページをちょっとお開きいただければと思います。46ページの備考欄の中ほどにあります、庁舎トイレの新築工事及び事務室の改善工事でございます。

次に、18 節備品購入費でございますが、税務会計課で使用しております耐火金庫、また庁用バスのETC、プリンターの購入になってございます。

次に、19 節負担金、補助及び交付金でございますが、退職手当組合負担金1 億2,019万4,073円や県民局との人事交流による職員の給与分担分に相当する負担金643万9,571円が主なものでございます。

次に、22 節補償、補填及び賠償金でございますが、職員の運転による接触事故等3 件と萩生地内の町道でグレーチングがはね上がって車両の下回りを破損したというようなことの1

件の計4件分でございます。

次に、24節投資及び出資金でございますが、地方公営企業等金融機構出資金180万円の支出でございました。

次に、2目行政振興費でございます。45、46ページになります。支出済額につきましては、1,991万2,574円でございます。この目では、区長会長、区長等の報酬、区や町が設置管理している防犯灯や住民センターへの補助金等でございます。

次に、47、48ページをごらんください。

19節負担金、補助及び交付金でございますが、備考欄にもございますように、住民センター増改築補助金として、厚田新井区、原町上之町区、川戸上之宮区に対し86万9,146円補助いたしました。自治総合センターコミュニティ助成事業助成金につきましては、三島太々神楽保存会に対する助成金といたしまして250万円、防犯灯の電気料補助金といたしまして149万9,086円等でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 税務会計課長。

○税務会計課長（武藤賢一君） 続きまして、4目会計管理費であります。48ページ、支出済額として491万3,091円であります。通常経常的なものなんですけれども、昨年決算で特徴的なものは、会計管理事業の7行目に備品購入費94万590円というのがあると思いますけれども、この内容ですが、お金の選別機、コインと紙幣ですけれども、その選別機の購入が68万4,600円、口座振替用のパソコンとプリンターの整備で21万5,145円、書庫の購入4万845円の合計となっております。以下、例年どおりの支出ですので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（渡辺三司君） 続きまして、5目財産管理費について説明させていただきます。支出済額は750万8,061円でございますが、繰越明許費として6,000万円繰り越させていただきました。この目では、町有施設の一般的な管理でございます。

続きまして、11節需用費でございますが、公有財産の光熱水費等でございます。

13節委託料でございますが、日赤医師住宅解体工事設計監理委託料や公有財産システムデータ更新業務委託料が主なもので、繰越明許費で400万円につきましては、旧小学校解体工事に伴う設計監理委託料でございます。

14節使用料及び賃借料でございますが、駐車場用地の敷地料といたしまして275万1,100円等でございます。なお、財源といたしまして、職員駐車場使用料といたしまして352万

2,500円を充当してございます。

15節工事請負費でございますが、日赤医師住宅解体工事が主なものでございます。繰越明許費といたしまして5,600万円につきましては、旧小学校解体工事に伴う工事請負費でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（蜂須賀 正君） それでは、49ページ、50ページをお願い申し上げます。

まず、6目公平委員会費でございます。支出済額で16万584円でございます。公平委員さん3名分の報酬及び費用弁償でございます。

次、7目財政調整基金費でございます。支出済額が1億2,602万円になりました。備考欄記載のとおり、財政調整基金積立金1億2,595万7,533円と減債基金積立金6万2,467円でございます。

次に、8目企画費でございます。支出済額が1,205万4,303円でございます。これにつきましても、備考欄記載の企画費1,114万278円の主なものにつきましては、吾妻広域町村圏振興整備組合負担金でございます。1,001万1,000円で、これにつきましては、均等割が20%、人口割は50%、財政需要額割が30%となっております。ふるさと応援寄附金基金積立金につきましては20年度より制定されたものでございます。

13節委託料でございます。160万円の繰越明許費につきましては、地上デジタルテレビ難視聴調査事業費でございます。

9目運輸対策費でございます。支出済額で6,715万4,331円でございます。これにつきましては、路線バス運行対策費といたしまして5,988万4,318円でございます。乗合バス5路線、乗合タクシー1路線に対する補助金及び負担金でございます。鉄道対策費が727万13円でございますが、主なものにつきましては、矢倉駅トイレ新築工事費483万円、原町駅トイレ公共下水道接続工事費110万2,500円などでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（渡辺三司君） 51、52ページをごらんいただきたいと思います。

10目支所費でございますが、支出済額4,615万9,572円でございます。この目につきましては、東支所管理事業、改善センター管理事業及び情報政策事業に伴う経費でございます。

2節給料から4節共済費につきましては、職員2名分の人件費でございます。

11節需用費から27節公課費までは、施設管理に伴う経常経費になっております。昨年と

同様の執行状況でありますので、よろしくお願いいたします。

次に、28節繰出金でございますが、地域開発事業特別会計への繰出金といたしまして1,468万3,000円繰り出しております。

続きまして、53、54ページをごらんいただきたいと思います。

11目簡易郵便局費でございます。支出済額が552万5,614円でございます。この目では、植栗、厚田、本宿、3簡易局の一般的な経常経費でございますので、よろしくお願いいたします。

次に、12目交通対策費でございますが、支出済額は619万1,651円でございます。ここでは、交通安全対策に伴う経費でございます。

1節報酬でございますが、交通指導員20名分の報酬でございます。

9節旅費でございますが、指導員の出張旅費になっております。

また、15節工事請負費ですが、看板の撤去工事費でございます。

19節負担金、補助及び交付金でございますが、交通安全運動に伴う負担金及び補助金が主な内容でございます。

続きまして、13目登記事務費ですが、支出済額200万3,050円でございます。この目では、町有財産関係の登記手数料が主なものでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（蜂須賀 正君） 次に、14目電算業務費でございます。支出済額が3,973万3,588円となりました。55、56ページをお願い申し上げます。主なものにつきましては、ネットワーク回線使用料834万5,030円、その他各種システムリース料及びそれらに伴う保守点検料の経常的経費でございます。

15目開発費でございます。支出済額は26万4,514円で、これにつきましては、国土利用計画法施行事務費と開発指導事務費等でございます。

16目広報広聴活動費でございます。支出済額が427万588円になりました。これにつきましては、毎月発行いたします広報紙及びお知らせ版の印刷製本費が主なものでございます。備考欄に記載のとおり、20年度におきましてパソコン1台、それとデザインソフトほか2種類のソフトを購入させていただきました。

次に、17目地域活性化対策費でございますが、備考欄記載のとおりでございます。

次に、57、58ページをお願い申し上げます。

18目交流事業推進費でございます。支出済額で14万6,642円で、これ杉並区との交流事業

に要した経費でございます。

次が19目山村振興対策費、20目過疎地域自立促進対策費につきましては、備考欄記載のとおりでございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（渡辺三司君） 21目諸費についてでございますけれども、支出済額は1,218万8,714円でございます。この目では、他の項目になじまない費用をこの諸費に載せてございます。

8節報償費でございますが、備考欄にありますように、弁護士への相談料1件分でございます。

19節負担金、補助及び交付金でございますが、備考欄にありますように、烏帽子山植林組合分担金91万5,000円、林道整備事業補助金980万2,059円が主なものでございます。

続きまして、59、60ページをお願いいたします。

22目定額給付金給付事業でございますが、支出済額165万3,854円でございます。繰越明許費といたしまして2億7,561万2,000円繰り越させていただきました。この目では、景気後退下での住民生活支援策及び地域経済対策として国の現金給付制度事業に伴う経費でございます。対象につきましては5,903世帯、1万6,976人を対象として支給してございます。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 税務会計課長。

○税務会計課長（武藤賢一君） それでは、2項徴税费、1目税務総務費であります。支出済みが9,057万985円、これは職員12名分の人件費が主なものです。

次に、2目賦課徴收费であります。支出済額8,906万1,413円であります。例年賦課業務の経費なんですけれども、昨年幾つか特徴的なものがありますので、それだけ報告させていただきます。

まず1つが、先ほど雑入等でありました滞納処分をしました。いわゆる公売をいたしまして、その経費で賦課徴收费のところの9行目に申し立て予納費20万円、これの内容は何かといいますと、破産法人の公売でありますので清算人を立てる関係で弁護士に依頼した清算人の20万円ということです。

次に、この公売関係ですと、ちょっと行ったり来たりするんですが、62ページの右側備考欄の収税のところの5行目、収入印紙代、これ手続の収入印紙代1,000円と、公売対象の不動産、マンションが3部屋だったんですけれども、この不動産の鑑定料としまして25万

2,000円、これが滞納処分費45万3,000円ということでなっております。参考までに公売による収入を報告しますと、3物件合計で297万1,654円の収入がありまして、先ほど雑入で入れました45万3,000円の滞納処分費を引きまして、251万8,654円を過年度分の町税等へ配当されたということです。

続いてもう1点が、また60ページに戻っていただきたいんですけども、税法改正等で年金から個人町民税が特別徴収されることになりました。ことしの10月からということで、その関係のシステム整備等に係る経費であります。賦課徴収費のところの11行目、年金特徴に係るシステム改修委託料509万2,500円と16行目のそれに伴うパソコンが必要になりましたのでパソコンの購入費12万1,000円、それから19行、20行目に地方税電子化協議会というのがあるんですけども、ここに加盟しないとこの事業はできないということでこの会費と負担金1万8,000円、9,000円ということで、この経費が合計で524万500円、昨年度負担しております。

もう1点は、その賦課徴収費の下から2行目、町民税等還付金及び還付加算金、これ結構大きな金額になっているんですけども、3,236万3,063円ということで、これについては法人町民税等の還付で、どうしても補正等をお願いしてこれだけの負担が生じたということです。

最後に、1枚めくっていただきまして62ページで、事業で資産税という、丸の資産税の事業のところの下から2行目、地番図作成業務委託料で2,100万円支出しております。これはどういうことかといいますと、旧吾妻町の62.15キロ平方メートルがいわゆる地番図がデータ化されていなかったというところがあります。どうしても広かったものですから、宅地とか家屋のあるところを中心に地番図化をしてこれが残っていました。合併補助金等お世話になりながらこの地番図整備、データ化をしたということです。これによって評価業務等に公平性とか的確に行えるということや、どうしても山間部だったものですから山林とか山の中の畑とか田んぼとかというところが地番化されましたので、データ化されましたので、農業関係だとか林業関係の事業にも活用ができるのではないかなというふうに思っております。

その他の事業につきましては、先ほど言いましたように、例年実施している町税の賦課に関する事務経費であります。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（一場明夫君） 町民課長。

○町民課長（猪野悦雄君） 続きまして、3項1目戸籍住民基本台帳費をお願いいたします。

支出済額6,031万104円、2節から12節につきまして職員7名分の人件費及び経常的な経費でございます。

13節委託料、14節使用料及び賃借料につきましては、戸籍、住民基本台帳等それぞれ保守点検及びリース料でございますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（渡辺三司君） それでは、63、64ページをお願いいたします。

4項選挙費でございます。1目選挙管理委員会費でございますが、支出済額182万4,069円でございます。この目につきましては、選挙管理委員会の年間の経常的な運営費でございます。

2目選挙啓発費でございますが、支出済額11万6,651円でございますが、選挙啓発のための費用でございまして、啓発ポスターコンクール等の表彰の記念品代等になっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（蜂須賀 正君） 続きまして、5項統計調査費でございます。支出済額が148万3,015円になりました。66ページにかけて備考欄記載のとおりでございまして、調査員さん確保のための経費から、平成20年度に実施いたしました各統計調査に係る経費でございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（渡辺三司君） それでは、6項監査委員費でございます。支出済額58万1,826円でございます。これにつきましては、監査委員の報酬等経常経費でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 建設課長。

○建設課長（市川 忠君） 続きまして、建設課の担当の決算内容のご説明をいたします。

まず、施策の実績につきましてご案内させていただきますが、後でごらんをいただきたいと思いますが、建設課担当の施策の実績につきましては、9ページから10ページがダム関係、48ページからが林業基盤関係、51ページから52ページが建設部門で土木関係と都市計画関係でございます。また、54ページの中ほどから建設部門の町営住宅関係でございます。こういった中で施策の実績にまとめてありますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、決算書の65ページ、66ページをごらんいただきたいと思います。

2款7項1目ダム対策総務費につきましてご説明をさせていただきます。

ダム対策費につきましては、支出済額総額で3億3,540万2,053円であります。備考欄をごらんください。まず、ダム対策総務費の主な執行内容であります、5名の臨時職員給与、それから共済負担金までと臨時職員1名分の賃金と保険料、また68ページ備考欄のダム関連団体補助金、これは岩島、坂上、岩下、三島西部、それから大柏木、須賀尾関係でございます。それから、68ページの備考欄の共同浴場管理事業の主なものといたしましては、電気料と6名分の施設管理委託料などでございます。

続きまして、ハッ場ダム水源地域対策事業、これは水特事業でございますが、主なものとしては、溪谷パーキング建設工事と溪谷遊歩道工事、積立金につきましては2億1,937万3,449円が主なものでございます。

以上であります、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明の途中ですが、ここで休憩をとります。

再開を午後1時とします。

（午後 零時01分）

○議長（一場明夫君） 再開いたします。

（午後 1時00分）

○議長（一場明夫君） 休憩前に引き続き、担当課長の説明をお願いします。

事業課長。

○事業課長（富沢美昭君） それでは、67、68ページの後半から続いて説明をいたします。

2款8項岩櫃ふれあいの郷費でございます。支出済額は4,972万9,969円でございます。

1目岩櫃ふれあいの郷総務費でございますが、2節給料から7節賃金までは職員3名、臨時職員2名、パート職員4名に係る人件費でございます。

次のページをごらんください。

11節需用費につきましては、灯油代、電気料などのほか、冷却用ポンプや施設フェンスなどの修繕料でございます。

13節委託料につきましては、空調設備保守点検委託料など15件の各種保守点検委託料でございます。

15節工事請負費につきましては、外壁町章改修工事などでございます。

次に、2目福祉センター管理費についてでございます。福祉センター管理費につきましては、経常経費でございますので、ごらんいただきたいと思います。

71、72ページをお開きください。

3目コンベンションホール管理費でございますが、支出済額153万9,667円でございます。

11節需用費につきましては、運営消耗品、舞台照明装置や音響設備等の修繕費、13節委託料はつり物や可動いすの保守点検、音響設備の調整等でございます。

次に、4目健康増進センター管理費でございますが、支出済額160万6,680円でございます。

8節報償費につきましては、自主事業として実施しておりますヨガ教室24回分の講師謝金でございます。

18節備品購入費につきましては、テレビ購入費でございます。

続きまして、2款9項温泉事業費の説明をいたします。温泉事業費につきましては、支出済額は1億8,313万9,030円でございます。

1目桔梗館管理費でございますが、主な内容につきましては、右側の備考欄により説明をいたします。まず、桔梗館管理費運営事業としまして3,267万2,622円でございます。こちらでは、一般職給料から臨時職員賃金まで、一般職員2名、臨時職員4名、パート職員5名に係る人件費でございます。次のページをごらんください。74ページごらんください。施設維持管理費の1,208万3,040円につきましては、燃料費、光熱水費、設備保守点検委託料などでございます。施設修繕費の221万8,848円でございますが、タンク交換修理以下、19項目の修繕でございます。

続いて、2目温泉センター管理費でございます。こちらの職員につきましては、職員3名、臨時職員1名、パート職員3名の人件費でございます。

次のページ、76ページをごらんください。

15節工事請負費でございますが、公共下水道接続工事や源泉ポンプ入れかえ工事などがございます。

18節備品購入費につきましては、毎日清掃で使っております洗濯機の購入などでございます。

続いて、77、78ページをごらんください。

中段からの3目温泉センター食堂費でございますが、支出済額4,861万4,967円でございます。こちらの人件費関係では、職員1名、臨時職員6名、パート職員6名分の人件費でございます。

16節原材料費につきましては、レストラン、売店の食材等原材料購入費でございます。

以上、事業課関連の説明でございました。

○議長（一場明夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（高橋啓一君） それでは、3款1項1目社会福祉総務費でございます。1億1,925万9,324円でございます。一般職9名分の人件費及び経常経費でございますので、よろしく願いをいたします。

79、80ページをお願いします。

20年度の例年とかかった部分につきましては、備考欄をお願いしたいと思いますが、灯油購入費補助事業289万8,369円でございますが、703世帯の方に灯油購入券の給付を行っております。

続きまして、2目障害児者自立支援費でございますが、81、82ページをお願いしたいと思います。ひがしあがつま地域活動支援センター指定管理料といたしまして1,100万円余、それと主なものにつきましては、障害福祉サービスの給付費といたしまして1億6,648万235円、該当者につきましては86名というようなことで該当になっております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） 町民課長。

○町民課長（猪野悦雄君） 3目国民年金費であります。支出済額612万5,200円、これは職員の人件費1名と若干の事務費ですので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（一場明夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（高橋啓一君） 4目老人福祉費でございます。2億3,527万3,225円でございます。備考の下をお願いしたいと思います。2行目に吾妻養護老人ホーム負担金1,075万円、9人ほど入所されております。地区敬老行事補助金につきましては、1人1,000円ということで給付をさせていただいております。続いて、83、84ページをお願いいたします。備考の老人クラブ補助金でございますが、133万円余でございます。39クラブほど該当して

ございます。

以上でございます。

続きまして、5目福祉医療費でございますが、福祉医療費といたしまして1億2,597万2,978円ほどの支出でございます。備考のほうを後ほどごらんいただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） 町民課長。

○町民課長（猪野悦雄君） 6目国民健康保険費につきましては、支出済額1億388万5,169円、職員4名分の人件費と国民健康保険事業特別会計への繰出金7,360万3,295円ですので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（一場明夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（高橋啓一君） 7目町民センター管理費でございますが、川戸でございます町民センターの管理費でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 町民課長。

○町民課長（猪野悦雄君） 8目後期高齢者医療費ですが、支出済額2億1,390万8,633円あります。群馬県後期高齢者医療広域連合から示された療養給付費負担金1億5,614万911円と後期高齢者医療特別会計への繰出金としての保険基盤安定負担金及び広域連合事務費等5,776万7,722円であります。よろしくお願いします。

○議長（一場明夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（高橋啓一君） 2項1目児童措置費でございます。支出済額1億417万5,711円でございます。85、86ページをお願いいたします。20年度につきましては、子育て応援特別手当交付金事業という事業が新設をされまして、1人3万6,000円で129名というような方に支給をされております。

続きまして、2目保育所費でございます。総事業費支出済額といたしまして1億7,788万8,689円の支出でございます。3保育所1保育園に係る経常的経費でございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

なお、園児数につきましては161名というようなことで、20年度につきましては支出をさせていただいております。

続きまして、87、88ページをお願いいたします。

3目学童保育費でございますが、学童保育児童といたしましては53人ということで、支出済額は602万2,689円でございます。植栗にございます旧太田幼稚園跡地と、あとあづま保

育園で行っているものでございますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（渡辺三司君） 3項災害救助費でございます。これにつきましては、自然災害救助費負担金及び罹災救助資金積立金でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（高橋啓一君） 4款1項1目保健衛生費でございます。1億109万1,716円の支出総額でございます。89、90ページをお願いいたします。一般職給料9名分の経常的経費並びに一部事務組合の負担金及び国民健康保険への特別会計繰出金等ございまして、例年どおりでございますので、よろしくお願いをいたします。

2目予防費でございます。2,287万5,037円でございます。備考でございますが、犬・猫の避妊手術の補助金でございますが、犬が19頭、猫が44頭ということで63頭ほどの犬・猫の避妊手術の補助事業を行っております。

続いて、3目母子保健費でございます。822万227円の支出でございます。これは例年どおりの健診等の経費でございますので、よろしくお願いをいたします。

続いて、91、92ページでございます。4目老人保健事業費でございますが、老人保健事業費といたしましての総合的な支出につきましては、1,834万9,271円でございます。基本健診等の老人保健に伴う予防等、あとレンタル等の経費でございますので、よろしくお願いをいたします。

5目健康推進費でございます。27万3,813円でございます。例年どおりの支出ということで、健康推進費に係る経費でございますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（一場明夫君） 町民課長。

○町民課長（猪野悦雄君） 6目環境衛生費についてですが、支出済額548万5,169円でございます。この目は、備考欄に記載のとおり、吾妻広域町村圏火葬場運営費負担金が主なものでございますので、よろしくお願いします。

続いて、93ページ、94ページをお願いしたいと思います。

7目公害対策事業費でございます。支出済額65万1,830円、主なものといたしまして、11節需用費で大気測定局電気料、13節委託料については泉沢地区産業廃棄物跡地の水質検査委託料となっております。

以上ですので、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 保健福祉課長。

○**保健福祉課長（高橋啓一君）** 8目保健センター管理費でございます。485万2,431円でございます。例年と違う部分につきましては、備考の一番下でございます排水設備工事請負費の下水道への接続工事267万円余でございます。よろしくお願いいたします。

○**議長（一場明夫君）** 町民課長。

○**町民課長（猪野悦雄君）** 続きまして、9目霊園管理費ですが、支出済額75万9,842円でございます。いずれも、霊園と集会所管理運営のための経常経費となっておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、1名の方が霊園を返還したいということで、使用取得3年以内ですので、半額の18万5,250円を返還しております。

続きまして、2項清掃費、1目清掃総務費ですが、支出済額2億5,392万3,815円でございます。19節負担金、補助及び交付金が大半でございまして、96ページ、備考欄掲載のとおり、吾妻東部衛生組合へのし尿処理、可燃ごみ、粗大ごみ、最終処分場、それぞれの運営負担金になります。

なお、生ごみ処理機等補助金ですが、9件ほどございました。

以上ですが、よろしくお願い申し上げます。

○**議長（一場明夫君）** 上下水道課長。

○**上下水道課長（加辺光一君）** 3項1目簡易水道費ですが、備考欄にありますように、高崎市（旧倉渕村）相満簡易水道更新工事負担金及び簡易水道特別会計繰出金など、4,678万900円の支出です。

なお、相満簡易水道使用者は、大字萩生西榛名区の旧大久保地区の7世帯でございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○**議長（一場明夫君）** 産業課長。

○**産業課長（角田輝明君）** 続きまして、5款1項1目労働諸費でございますが、支出済額で515万7,142円です。備考欄をごらんください。主なものといたしまして、下から2行目の勤労者住宅建設資金利子補給金ですが、20件で200万円でございます。その下の勤労者生活資金預託金ですが、5件の利用で310万9,142円の支出でございました。

続きまして、6款1項1目農業委員会費ですが、支出済額で2,642万7,208円で、農業委員会の委員及び職員に対する経費でございます。

98ページをお願いいたします。

2目農業総務費ですが、備考欄をごらんください。一般職11名分の給料、手当並びに経常

経費と職員共済組合負担金でございます。下の農政対策事業ですが、農業振興協議会活動補助金といたしまして、1地区14万円で70万円の支出でございます。

続きまして、3目農業振興費ですが、支出済額で3,137万5,884円です。備考欄をごらんください。主なものといたしまして、中ほどにあります農業近代化資金等利子補給事業ですが、農業近代化資金利子補給金が90件で188万214円、認定農業者育成資金利子助成金が47件で202万5,478円です。次の農業振興対策費ですが、建設事業補助金207万7,349円は、スプレー菊の新品種導入補助、リンゴの新品種及びトレリスの導入補助及び施設園芸省エネルギー緊急事業による循環扇の導入等でございます。次の野生動物による農作物災害対策事業ですが、72戸の方が対象になりまして、153万1,500円の支出となりました。続きまして、100ページの中山間地域等直接支払交付金ですが、25協定で1,587万5,869円の支出です。次にあります農業農村応援事業の建設事業補助金ですが、スプレー菊重量選別機7台の補助金で334万9,000円の支出です。

続きまして、4目農業経営基盤強化対策事業費ですが、認定農業者農用地利用集積促進奨励金といたしまして、3戸で37万2,000円の支出です。

続きまして、5目畜産振興費ですが、支出済額といたしまして2億5,554万4,855円です。主なものといたしまして、草地林地一体的利用総合整備事業は、建設事業補助金で7,467万9,000円、畜産基地建設事業償還金が1億7,897万1,748円の支出です。この償還金は、畜産基地建設に伴います7経営体及び町の道路分担金として3路線分の償還金でございます。

続きまして、6目農地費ですが、支出済額5,231万6,640円の支出です。備考欄をごらんください。県営畑地帯総合整備事業で、小泉・泉沢地区、植栗地区。101ページをお願いいたします。基盤整備事業で萩生川西地区、県単小規模土地改良事業は新興地区の道路舗装工事と大石地区の道路舗装と排水路整備工事及び植栗地区の鳥獣害防止対策事業です。次の町単小規模土地改良事業は、原材料支給が18区、小規模土地改良事業が12地区で実施いたしました。次の基盤整備事業は、ダム関連事業に伴います三島西部第二地区のものでございます。農地・水・環境保全向上活動事業は、小泉地区ほか11地区への負担金です。

続きまして、7目地籍調査費ですが、支出済額は2,789万7,420円です。調査地区といたしましては、原町地区の字障子岩、後藤沢等9字行いました。備考欄をごらんください。下から4番目にあります地籍測量業務委託料2,513万4,900円が主なものです。予定する調査を行うことにしました。

続きまして、104ページをお願いいたします。

2 項林業費、1 目林業振興費ですが、支出済額は2,035万3,962円です。備考欄をごらんください。林業振興費の主なものは、森林整備地域活動支援交付金が10団体に400万8,600円、森林整備担い手対策事業補助金は4 事業体で144万7,200円の補助金です。美しい森林づくり基盤整備事業補助金は554万2,000円の補助金で、86.1ヘクタールの間伐を行うことができました。有害鳥獣捕獲事業につきましては、828万9,825円の支出です。主なものとして、消耗品の168万3,999円は、くくりわな280本の購入等でございます。事業運営補助金632万7,139円は、奨励捕獲金等です。

なお、昨年度につきましては、イノシシを143頭、クマを1 頭、猿2 頭等を捕獲しております。

以上、簡単な説明ですが、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 建設課長。

○建設課長（市川 忠君） 続きまして、6 款2 項2 目林業基盤整備費の説明をさせていただきます。林業基盤整備費の支出済額につきましては、1,324万5,158円でございます。備考欄をごらんください。まず、林道開設事業につきましては、主に協議会負担金などがございます。次に、治山事業であります、県単治山事業負担金でございます。町が1 割負担でございます。次に、県単林道改良事業であります、主に林道北浦線改良工事でございます。町の負担につきましては2 分の1でございます。続きまして、町単林道整備事業ありますが、主なものとして、4 行目の林道村武沢線用地測量と、7 行目の林道除草機購入でございます。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 産業課長。

○産業課長（角田輝明君） 続きまして、106ページをお願いいたします。

3 目町有林管理費ですが、支出済額といたしまして438万4,780円です。備考欄をごらんください。主なものとして、森林国営保険料225万3,245円、町有林保育・管理事業といたしまして合計で170万4,150円で、12.76ヘクタールの下刈り、間伐、造林等をさせていただきました。

続きまして、3 項1 目水産振興費につきましては、支出はございませんでした。

7 款1 項1 目商工総務費ですが、支出済額で1,342万3,046円で、職員2 名分の給料及び経常経費でございます。

続きまして、2 目商工振興費ですが、支出済額といたしまして2,853万3,396円です。主

なものといたしましては、商工会活動事業補助金で1,200万円、街路灯維持活動事業補助金は592基の電気料補助で153万9,171円です。次の商工業経営振興資金利子補給金ですが、232件で814万5,022円、その下の小口資金保証料補助金は121件で303万6,463円です。損失補償金につきましては、3件で349万1,600円の支出でした。

続きまして、108ページをお願いいたします。

3目観光費ですが、支出済額1,507万7,032円です。備考欄をごらんください。観光管理費といたしまして724万1,742円です。主なものといたしましては、ふるさと祭補助金300万円、観光協会活動事業補助金250万円等です。次の温川キャンプ場管理事業213万2,627円は、温川キャンプ場運営に係る諸費用です。森林公園管理事業は、東地区にあります森林公園の管理費及び運営に係る諸費用で513万5,836円の支出でした。続きまして、110ページをお願いいたします。公共施設等管理事業は14万5,167円で、天神山公園、自然教育林等の管理費です。日本ロマンチック街道事業につきましては、負担金等で30万5,000円でございました。東吾妻ふるさと祭阿波踊り出演事業は、杉並区より出場していただきました関連経費でございいます。

続きまして、4目消費者行政推進費ですが、支出済額8万249円で、主なものといたしましては、消費者団体であります東吾妻町暮らしの会への活動補助金7万円です。

以上、簡単な説明ですけれども、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 建設課長。

○建設課長（市川 忠君） 続きまして、8款土木費でございしますが、支出済み総額10億2,191万6,685円、それと繰越明許2億9,650万円でございました。

1項1目道路橋りょう総務費でございしますが、1億145万5,286円であります。まず、道路橋りょう費での主なものにつきましては、備考欄をごらんいただきたいと思いますけれども、職員12名分の給料、手当、共済費など、下から7行目の道路台帳補正業務委託料などでございいます。

次に、111ページ、112ページの2目道路維持費をごらんいただきたいと思います。道路維持費でございしますが、総額では5,262万6,245円、繰越明許が5,600万円でございます。備考欄をごらんいただきたいと思いますけれども、道路維持費の主なものとしては、6行目の道路修繕料、10行目の除雪作業委託料、それから12行目の材料運搬等機械借上料、14行目の町道平・長藤線路面補修工事、中ほど18行目からにつきましては各地区ごとの町道維持工事であり、原町地区、太田地区、岩島地区、坂上地区でまとめさせていただきました。次に、

下から2行目の工事原材料でございますが、各地区原材料支給及び道路舗装などの補修材料でございます。

次に、3目道路改良費でございますが、総額で3億3,673万3,833円、繰越明許が1億7,020万円でございます。備考欄をごらんいただきたいと思いますけれども、まず道路改良費でございますが、主なものとしたしましては、9行目、10行目の測量設計関係2件、12行目の町道改良工事が紺屋町・平沢線から15行目の分去・オリジン線までの4事業、そしてその下の土地購入関係が114ページ2行目までの5事業、それから補償金関係が3行目から3事業でございます。次に、ダム関連道路費でございますけれども、中ほど6行目と7行目で、町道松谷・六合村線改築事業委託料、9行目では町道5284号線改築事業、10行目では町道松谷・六合村線改築事業委託金の繰越明許分でございます。その下の土地購入関係につきましては2件、補償関係につきましては2件でありました。

4目橋りょう維持費につきましては、繰越明許で21年度へ橋りょう塗装工事3件分繰り越し、現在この工事を進めているところでございます。

5目橋りょう改良費につきましては、存目予算でございます。

続きまして、2項都市計画費につきましては、総額で5億1,923万1,483円、繰越明許が3,680万円でございます。

1目都市計画総務費でございますが、備考欄をごらんください。ここでは主に委員の報酬などでございます。続きまして、広場管理費でございますが、116ページをごらんいただきたいと思います。主なものとしたしましては、電気料、北口広場の車道段差の解消修繕費、それからコミュニティ広場の立ち木の伐採、トイレ清掃委託及び花壇の原材料費などでございます。

2目都市計画調査費でございますが、消耗品等でございます。

3目土地地区画整理費の主なものにつきましては、1名の推進管理者の業務委託、それから利子補給金などの補助金でございます。

4目街路事業整備費でございますが、総額で3億3,734万7,319円、繰越明許が3,680万円でございます。備考欄をごらんいただきたいと思いますけれども、備考欄まず街路事業でありますけれども、主なものとしたしましては、9行目の土地購入費と繰越分、11行目の事業負担分と繰越分、15行目の街路事業補償金と繰越分などでございます。次に、まちづくり事業でありますけれども、平成16年から20年度の5カ年事業の最終年といたしまして整備完了をいたしました。主な内容でございますけれども、118ページをごらんいただきたいと思います。

ます。まず、ふくし・ふれあいロード関係では、2行目の設計委託料と9行目の整備工事、13行目のロード附帯工事、下から3行目の用地購入関係でございます。次に、2つの街区公園を完成させましたけれども、この公園関係では3行目、設計委託料、4行目、工事積算委託料、7行目、8行目が2号公園、3号公園の整備工事、下から2行目が水道加入金などでございます。次に、回遊性歩行動線関係でありますけれども、10行目の整備工事でございます。次に、下から4行目、土地開発基金から財産取得で土地購入でございます。

次に、5目都市公園費であります、消耗品のみでございました。

以上です。

○議長（一場明夫君） 上下水道課長。

○上下水道課長（加辺光一君） 6目下水道費ですが、備考欄にありますように、榛名湖特定環境保全公共下水負担金及び下水道事業特別会計繰出金など、1億7,012万6,000円の支出です。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 建設課長。

○建設課長（市川 忠君） 続きまして、3項1目公営住宅管理費であります、総額で1,182万7,014円であります。主なものといたしましては、備考欄をごらんいただきますと中ほど8行目の修繕費、畳がえなどで、住宅そのものがかなりの老朽化に伴う費用ということで年々増加傾向をしております。次に、120ページをごらんいただきたいと思います。3行目の住宅用地借上料でございます。

それから、2目定住促進住宅管理費でございますが、東地区に4戸ありますが、火災保険料などが主なものでございます。

以上であります、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（渡辺三司君） 9款消防費、1目消防費でございます。支出済額につきましては、2億7,624万6,127円でございます。この目につきましては、消防団運営費及び消防団施設等に伴う経費でございます。

1節報酬から9節旅費でございますが、消防団員315名分の報酬及び出動旅費になってございます。

18節備品購入費でございますが、6分団第2部、岡崎になりますけれども、消防ポンプ車の購入でございます。

19節負担金、補助及び交付金でございますけれども、広域消防費負担金、消防団員退職報

償負担金などが主なものでございます。

2 目水防費でございますけれども、これには支出がございませんでした。

3 目防災費でございます。支出済額751万7,656円でございます。これにつきましては、防災行政無線等の維持管理費でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 教育課長事務取扱。

○教育課長事務取扱（小林靖能君） 続きまして、10款教育費について説明させていただきます。

施策の実績につきましては、57から61ページに記載してございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

1 項教育総務費、1 目教育委員会費でございますが、これは教育委員会の運営経費といたしまして、4 名の委員さんの報酬及び経常経費を合わせまして196万3,570円を執行させていただきました。

次のページをお願いいたします。

2 目事務局費でございます。事務局職員の給与、学校教育に係る経常経費として執行させていただきました。主な執行内容でございますが、124ページの備考欄の中ほどにございます入学祝い金ですが、112名の児童に対しまして1人3万円、計336万円を執行させていただきました。

次に、3 目教育研究所費でございますが、今年度のテーマは「たくましく生きる子供の育成を目指して」といたしまして、教育に関する調査研究及び教育関係職員の研修に要した費用でございます。

なお、研究結果は、3月3日、コンベンションホールを主会場に発表会を実施いたしました。

次のページをお願いいたします。

4 目通学バス運営管理費でございますが、東地区1台、岩島地区2台、坂上地区2台の合わせて5台の運営管理に要した経費でございます。2,680万722円を支出させていただきました。備考欄に自動車等借上料で66万4,710円とございますが、これは中体連出場や町民プール送迎に要した通常外の費用でございますので、よろしくお願いいたします。

次に、5 目給食調理場運営管理費でございます。4つの調理場の維持管理運営費でございます。およそ1日に1,700食の調理に要した費用と、職員13名、臨時職員は7名分の人件費と材料費が主なものでございます。

なお、単純計算ではございますが、1食に要する費用はおよそ602円になりまして、これに材料費として負担していただいております給食費は1食当たり262円ほどでして、これを差し引きますと町が負担しております給食1食当たりの額は340円ほどでして、約56%を公費で賄っていることとなります。

そのほかにつきましては、備考欄に各施設ごとに記載してございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

次のページをお願いいたします。

6目外国青年招致事業費でございますが、ご承知のとおり、本町には2名のALTの先生がおりまして、この先生方の報酬と経常的な経費を執行させていただいたものでございます。学習指導要領の改訂により平成23年度からは小学校五、六年生でも年間35時間の英語教科の時間を組み入れることから、この事業を推進していきたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

次のページをお願いいたします。

2項小学校費、1目学校管理費でございますが、40学級771人の児童の小学校管理運営に必要な費用を支出させていただきました。内容的には昨年とほぼ同様となっておりますが、7節賃金では、公仕といたしまして東小、原町小の2名、マイタウンティーチャーは東小、原町小、太田小、岩島小の4名、特別支援員では東小、原町小の2名で、計8名分の763万9,648円を支出させていただきました。そのほか、備考欄に各学校ごとに記載してございますので、ごらんいただきたいと思います。

133、134ページをお願いいたします。

2目教育振興費でございますが、小学校の教材・教具、就学援助関係の費用でして、支出済額は1,118万7,478円となりました。

次のページをお願いいたします。

20節扶助費でございますが、就学援助費につきましては20名分、特別支援教育奨励費については7名、合わせまして144万1,694円の支出でございます。詳細については、各学校ごとに記入してございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

次に、3目小学校施設整備費でございますが、原町小学校の校舎新築関係では、普通教室棟で地下1階地上3階建ての鉄骨づくりで2,876平方メートルを新築、坂上小学校プールの新築、また17節公有財産購入費では、駅北の保留地の買い戻し分1,053.61平方メートルに要した経費などが主なものでございます。

次に、3項中学校費、1目学校管理費でございますが、24学級488名の生徒の中学校管理運営に必要な費用を支出させていただきました。内容的には昨年とほぼ同様でございますが、7節賃金では、公仕は太田中の1名、マイタウンティーチャーは東中学、坂上中の2名、特別支援員は太田中の1名、計4名で393万6,772円でございます。そのほか、各学校ごとに備考欄に記載してございますので、ごらんいただきたいと思います。

少し飛びますが、143、144ページをお願いいたします。

2目教育振興費につきましては、中学校の教材・教具、就学援助関係の費用1,228万3,582円の支出でございました。20節扶助費でございますが、就学援助者23名、特別支援教育奨励費10名、合わせまして251万6,394円となりました。

次に、3目中学校施設整備費、支出済額400万円でございますが、中学校体育館耐震診断業務委託料の前払い金でございます。7,600万円については、繰越明許費でございます。

次に、4項幼稚園費、1目幼稚園管理費でございますが、148ページにかけてごらんいただきたいと思います。15クラス238名の園児の管理運営に要した費用を支出させていただきました。総額で1億5,263万1,248円でございます。保育料は1人年間で2万4,000円でございますが、1人の園児にかかる経費はおよそ65万円になります。

なお、7節賃金の2,006万7,924円につきましては、臨時職員14名分でございますので、よろしくお願いいたします。

そのほか、各幼稚園ごとに備考欄に記載してございますので、後ほどごらんください。

次に、149、150ページをお願いします。

2目教育振興費でございます。164万3,373円につきましては、幼稚園の教材・教具等の費用でございますので、よろしくお願いいたします。

次に、5項社会教育費、1目社会教育総務費でございますが、793万1,725円支出させていただきました。社会教育総務費では、社会教育関係の負担金及び関係団体への補助金が主なものでございます。そのほか、生涯学習大会、成人式等の事業経費となっておりますので、よろしくお願いいたします。

次のページをお願いいたします。

2目公民館費でございますが、支出済額は1,546万2,869円となりました。備考欄の公民館費ですが、中央公民館の運営に係る事務費が主なものでございます。次の中央公民館備品貸出管理事業から公民館読書推進事業につきましては、中央公民館の実施事業に要した費用でございます。

なお、公民館読書推進事業でDVDを16枚と図書588冊購入いたしました。

その他、各地区公民館の施設の維持管理及び運営費並びに事業費となりますので、よろしくをお願いいたします。

次に、155、156ページをお願いいたします。

3目文化財保護費でございます。450万5,818円の支出をさせていただきました。文化財保護費は指定文化財の保護及び啓蒙に要する経費及び維持管理に要する費用の補助並びに伝統芸能の伝承に対する補助金が主なものとなっております。次のページをお願いします。158ページの備考欄中ほどにございます吾妻峡保存管理事業については、前年度より長野原町とともに平成21年度に吾妻峡保存管理計画策定を目指して進めているものでございます。

次に、4目青少年対策費でございますが、103万9,391円の支出をさせていただきました。青少年対策費は、青少年健全育成推進員活動費及び子供会育成団体への補助金が主なものでございます。事業では、杉並・東吾妻わんぱく交流を行い、町内の小学4年生、6年生34名と杉並区の小学生30名が参加し、東吾妻会場で行われた経費でございます。

次のページをお願いします。

5目山村開発センター管理費でございますが、支出済額797万874円でございます。施設の維持管理費でございますので、よろしくお願いいたします。

次に、6目発掘調査費でございます。1,275万146円の支出をさせていただきました。備考欄をごらんください。発掘調査費につきましては、文化財整理室の維持管理に要する経費が主なものでございます。試掘調査費につきましては、平沢地内の鉄塔建設に係る試掘調査を行ったものでございます。町内遺跡発掘調査事業では、八ッ場ダム建設に伴う三島地内上郷遺跡発掘調査事業に要した経費でございます。

次のページをお願いします。

6項保健体育費でございますが、繰越明許費に1,800万円とございますが、この後、3目の施設管理費で町民体育館ほかの耐震診断に要する費用を翌年度に全部繰り越しさせていただいたものですので、よろしくお願いいたします。

1目保健体育総務費では、1,631万8,677円の支出となりました。この目では、13名の体育指導員さんの報酬、スポーツレクリエーション保険料、海の家負担金、体育協会及びスポーツ団体への補助金が主なものとなっております。162ページの備考欄中ほどにございます健康管理対策事業につきましては、管内の園児・児童・生徒及び教職員の健康診断に要した経費でございます。次に、郡民体育祭事業ですが、次のページをお願いします。備考欄に郡

民体育祭への参加負担金及び郡民体育祭事業補助金が主なものでございます。

2 目学校開放事業費でございますが、465万7,656円の支出をさせていただきました。管内10校の校庭及び体育館を一般町民に開放しておりますが、これに要する経費として主に電気料でございます。

次に、3 目施設管理費ですが、1,828万3,430円の支出をさせていただきました。備考欄をごらんください。吾妻地区施設管理費では、スポーツ広場、町民体育館、町民プール等、旧吾妻町管内の社会体育施設の維持管理に要する費用でございます、主に電気料と委託料でございます。次のページをお願いいたします。東地区施設管理費でございますが、東総合運動場を初めとする旧東村管内の社会体育施設の維持管理に要する経費でございます。次に、吾妻地区公園等管理事業ですが、岩井親水公園の管理費及び、昨年は公園内に救急ヘリポート設置をいたしました工事費が主なものでございます。次に、あづま親水公園等管理事業ですが、あづま親水公園、おかのぼり公園等の維持管理に要する経費でございますので、よろしくをお願いいたします。

以上をもちまして、教育関係決算の説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 建設課長。

○建設課長（市川 忠君） 続きまして、11款1 項1 目河川復旧費であります。存目予算でございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、167、168ページをごらんいただきたいと思います。

2 目道路復旧費でありますけれども、昨年度補正予算専決承認などをいただきまして、4,133万9,000円の増額をいただき、支出総額につきましては4,005万7,544円でありました。これは昨年7 月26日から8 月30日まで集中豪雨により町内70カ所の被害を受け、復旧したものでございます。備考欄をごらんいただきたいと思います。この備考欄の中で国査の対象として国の査定が入りましたものが町道26号線、それから馬場・相原線2 路線でございます。残り68カ所につきましては、町の単独費用ということになりました。その単独費用でございますけれども、ここに各地区ごとにまとめて掲載させていただきましたが、東地区が5 路線で120万7,500円、原町地区が13路線で223万9,251円、太田地区が2 路線で56万7,000円、岩島地区が11路線で438万7,520円、坂上地区が37路線2,719万2,472円ということで、20年合計では4,000万円強の被害があったということであります。

最後に、3 目橋りょう復旧費でありますけれども、これにつきましても存目予算というこ

とでよろしくをお願いをしたいと思います。

以上ですが、よろしくをお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 産業課長。

○産業課長（角田輝明君） 続きまして、2項1目農林水産施設災害復旧費ですが、泉沢地区で50万4,000円の支出でございましたので、よろしくをお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（蜂須賀 正君） それでは、続きまして、12款公債費をお願い申し上げます。公債費でございます。元金利子合計いたしました支出済額につきましては、12億3,188万8,640円となっております。

169、170ページをお願い申し上げます。

次に、13款諸支出金でございます。支出済額につきましては、1億2,085万円になりました。備考欄記載のとおり、公営企業会計の水道事業会計及び国民宿舎事業会計へ支出したものでございます。

続きまして、14款予備費の支出はございませんでした。

以上、歳出合計欄を見ていただきますと、歳出、支出済額で84億4,758万7,702円になりまして、前年と比べますと4億2,687万2,379円の増額となっております。

なお、繰越明許費7億4,591万5,000円につきましては、国の2次補正に係る地域活性化・生活対策臨時交付金事業及び緊急安心実現対策臨時交付金等でございますので、よろしくをお願い申し上げます。

171ページをお願い申し上げます。

実質収支に関する調書でございます。下から2行目、5の実質収支額でございます。3億1,345万2,445円となっております。次年度へ繰り越す額でございます。

172ページから174ページにわたりまして、財産に関する調書でございます。1、公有財産、2、物品、3、基金、4、債権、5、東吾妻町土地開発基金運用状況等を記載してございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

以上で一般会計歳入歳出予算認定についての説明とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

ここで監査委員報告をお願いいたします。

代表監査委員、塩谷雷三郎委員。

(代表監査委員 塩谷雷三郎君 登壇)

○代表監査委員(塩谷雷三郎君) ご指名でございますので、ご報告を申し上げたいと思います。

日ごろは、町長さんを初めとする議会の皆さんの特段のご努力によりまして、今回につきましてはよい決算ができたというようなことであります。いずれにしましても、細かい説明につきましてはただいまから申し上げたいと思います。ふだんから大変ご苦労いただいておりますことに対しまして、深甚なる敬意を申し上げたいと思います。

それでは、早速、一般会計について申し上げたいと思います。

去る7月16日から8月11日まで午前9時から5時までの間、日数は初めからしまいまで大分かかっているわけですが、そんな形の中で12日間にわたりまして、須崎監査委員ともども監査をさせていただきました。地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定によって審査をいたしました。審査に当たっては、1つ、決算の計数は正確であるか、また2つ、予算の執行は議決の趣旨にのっとり適正かつ効率的に行われているか、3、会計経理は関係法規に適合して処理されているか、4、財産の取得処分及び管理は適正に行われているか、5、事業の執行は適切に実施されているかの5項目を主眼に、各般にわたって審査を行いました。その結果、計数については正確であり、予算の執行はおおむね適正で、効率的に執行されていると確認をいたしました。

事業関係については、総務課1件、企画課1件、保健福祉課1件、町民課1件、産業課2件、建設課3件、上下水道課5件、教育課3件の合計17件につきまして現地を見、書類等の審査を実施いたしました。

以上、統括して、当決算は、例月の出納検査の結果を踏まえて、相違なく正確であると認めましたので、ご報告を申し上げたいと思います。

それでは、依存財源率60.7%でありました。支出の義務的経費については構成が42.8%ということでありまして、金額は36億1,829万2,940円でありました。投資的経費については構成が16.9%、金額は14億2,557万7,424円でありました。

歳入財源の充足確保と、歳出は人件費、物件費等の抑制を図り、住民福祉町民サービスの向上に努めていただきまして、より効果的な行政システムを確立し、堅実な運営を望むところであります。特に時間外関係につきましては、それぞれ自分でやれということではなく、必要に応じてやってもらう、課長さん初めとする皆さんのご承認をいただいた中でやるというようなことで、できれば後日決裁されるというようなことではなくやっていただくという

ことで、時間外をやってはいけないということではなくて、そういうことは基本的なルートであろうかと思いますので、その辺につきましてはよろしくお願いを申し上げたいと思います。

時間外勤務は、公務能率向上やコスト意識の徹底により最低限にとどめていただきたいと思います。思いまして、あえて申し上げました。

また、収入未済額の8,017万4,686円については、94.91%は町税であり、自主財源の確保と負担の公平性を期すところからも、関係法令に基づき滞納額の解消に向けて努力をしていただきたいと思います。

それから、参考までに財政運営の判断指標がありますが、先ほどもそれぞれの課長さん、あるいは皆さんから申し上げましたように、財政力指数については0.47、それから実質収支比率につきましては6.1、経常収支比率につきましては94.3、経常一般財源比率につきましては99.6ということです。公債費比率につきましては14.3、それから実質公債費比率につきましては18.5ということで、公債費負担比率19.8、起債制限比率11.7となっております。多くの数値は正常の範囲外でありますけれども、起債制限比率につきましては正常値を示しております。財政力指数、実質公債費比率及び起債制限比率など前年に比べて数値の改善が若干見られたわけでありましたが、この厳しい状況の中であることを十分認識をしていただきまして、今後も引き続き町債を抑える、一層改善に努めていただくということが必要と思われま。

なお、当決算年度末における地方債未償還残高の合計は105億5,207万8,000円ということでありまして、1世帯当たりには換算しますと181万2,760円、1人当たりにはいたしますと62万3,756円であるということを申し添えます。

第2点といたしましては、町単独補助金についてであります。決算の中から1億3,635万2,322円、各課から提出された調書より審査いたしました。補助金に関しては、町の厳しい財政状況のもとで理解していただくと同時に、補助金審査会におきましてもさらに精査の上、より有効活用をされることを要望いたします。

また、公営企業会計においては、町費補助金に頼ることなく、引き続き独立採算の趣旨に沿って経営をお願いしたいと思います。

第3点として、町営温泉施設につきまして申し上げます。

まず、岩櫃ふれあいの郷温泉センターの当決算年度の営業日数は346日、利用者は10万人、前年比7.9%減ということでありま。

848万1,442円となりました。

次に、東温泉桔梗館の当年度の営業日数は351日、利用者数につきましては6万9,884人、前年比1.1%減、いずれにしても若干の減少ということでもありますけれども、そういう中でそれぞれの施設に携わる皆さんのご努力があるにもかかわらずこういう状況が出たということにつきましては、やっぱり氣にとめておいたほうがいいのではないかというふうに考えます。

なお、1日平均192人、売り上げは3,310万2,237円となりました。

以上、一般会計関係に関する報告を、雑駁ではありますがご報告を申し上げます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（一場明夫君） 監査委員報告が終わりました。

本件を議案調査といたします。9月16日までに調査が終了するようお願いいたします。

ここで休憩をとります。

再開を午後2時25分といたします。

（午後 2時13分）

○議長（一場明夫君） 再開いたします。

（午後 2時25分）

◎認定第2号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託

○議長（一場明夫君） 日程第11、認定第2号 平成20年度東吾妻町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願ひます。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

○町長（茂木伸一君） 認定第2号 平成20年度東吾妻町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、提案理由の説明を申し上げます。

国民健康保険特別会計事業勘定の決算については、歳入総額17億6,564万1,415円、歳出総額17億792万7,174円、歳入歳出差引額5,771万4,241円となり、翌年度へ繰り越しをいたしました。

まず、歳入ですが、国民健康保険税 4 億5,581万5,600円、国庫支出金 4 億2,007万8,989円、療養給付費交付金 1 億1,045万3,000円、前期高齢者交付金 3 億2,889万891円、共同事業交付金 2 億353万3,353円、繰越金9,596万5,207円が主なものです。

次に、歳出ですが、保険給付費11億4,355万5,418円、後期高齢者支援金等 2 億263万3,664円、介護納付金9,544万2,972円、共同事業拠出金 2 億107万5,954円等が主なものです。

おかげさまで、20年度も基金を取り崩すことなく決算ができました。しかし、高齢者層の医療は相変わらず増加傾向にあることなどから、今後も慎重に対応すべきものと考えております。

続きまして、31ページ以降、施設勘定のご説明を申し上げます。

施設勘定の決算については、歳入総額8,668万9,449円、歳出総額8,501万8,495円、歳入歳出差引額は167万954円となり、翌年度へ繰り越しをいたしました。

まず、歳入ですが、診療報酬が7,012万9,073円、ほかに一般会計からの繰入金1,123万8,000円等が主なものです。

続いて、歳出ですが、総務費4,274万12円、医業費3,845万8,435円等が主なものであります。

詳細は担当課長が説明いたしますので、十分ご審議の上、ご認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

町民課長。

○町民課長（猪野悦雄君） それでは、国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、7 ページ、事業勘定から事項別明細書で説明させていただきます。

1 款国民健康保険税ですが、収入済額 4 億5,581万5,600円、不納欠損額400万8,588円、収入未済額4,860万6,870円となっております。

1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税、収入済額 4 億1,334万3,187円となりますが、それぞれの収納率については備考欄記載のとおりであります。

なお、医療給付費分、これに介護納付金分の滞納繰越分614件を不納欠損として処理いたしました。

2 目退職被保険者等国民健康保険税、収入済額4,247万2,413円となっております。同じくそれぞれの収納率については備考欄記載のとおりであります。

2 款使用料及び手数料16万9,800円は、保険税督促手数料であります。

3 款国庫支出金は、収入済額 4 億2,007万8,989円で、1 項国庫支出金、現年度分の療養給付費分等収入済額 3 億1,361万1,989円、2 項国庫補助金、普通財政調整交付金等 1 億646万7,000円となっております。

4 款療養給付費交付金、退職者等医療給付費交付金等、収入済額 1 億1,045万3,000円でございます。

5 款前期高齢者交付金、現年度分の収入済額 3 億2,889万891円でございます。

6 款県支出金ですが、財政調整交付金等7,449万7,762円でございます。

7 款財産収入、これについては基金積立金利子でございます。

8 款共同事業交付金、保険財政共同安定化事業交付金等、収入済額 2 億353万3,353円となっております。

9 款繰入金は、保険基盤安定繰入金ほか、一般会計等からの収入済額でございます。

10款繰越金9,596万5,207円は、前年度繰越金であります。

11款諸収入は217万3,641円となりました。

以上が歳入項目主なものを説明させていただきましたが、歳入総額17億6,564万1,415円となりました。

続いて、14ページ以降、歳出をお願いいたします。

1 款総務費、支出済額1,166万4,677円、1 項総務管理費から 3 項運営協議会費まで経常的な経費でございます。

2 款保険給付費は医療費と現金給付にかかわるものですが、支出額11億4,355万5,418円となりました。その内訳は、1 項療養諸費10億1,628万8,809円、2 項高額療養費が 1 億1,571万6,609円であります。

なお、それぞれの受診件数 1 件当たりの負担額等保険給付費につきましては、備考欄記載のとおりですので、目を通していただければと思います。

3 項移送費はありませんでした。

4 項出産育児諸費ですが、23件、995万円であります。備考欄記載のとおり、本年 1 月から産科医療補償制度創設に伴い条例改正がなされ、うち 5 名の方が38万円となっております。

5 項葬祭費、32件、160万円となりました。

3 款後期高齢者支援金等につきましては、負担金として 2 億263万3,664円。

4 款老人保健拠出金につきましては、支出済額2,829万7,497円。

5 款介護納付金は、支出済額9,544万2,972円、被保険者2,190人、1 人当たり給付金 4 万3,581円で行いました。

6 款共同事業拠出金、支出済額 2 億107万5,954円、高額医療費に対する拠出金で行います。

7 款保健事業費、支出済額1,018万9,845円ですが、特定健診受診に伴う事業費、保健衛生普及費及び人間ドック委託料等であります。

8 款基金積立金45万9,877円は、基金積立金であります。

10 款諸支出金、支出済額1,433万4,423円は、1 項償還金及び還付加算金の税還付金や償還金、2 項繰出金の診療所へ施設勘定繰出金としたものが主なものでございます。

なお、診療所への繰出金は、県から受け入れる補助金と同額となっており、財源は特別調整交付金であります。

以上が歳出主なものとなっており、歳出合計17億792万7,174円となりました。

次の29ページに実質収支に関する調書、財産に関する調書が行いますが、実質収支額5,771万4,241円、基金の年度末現在高は 1 億1,116万2,961円となりました。

続いて、施設勘定の説明をさせていただきます。

35ページ以降、事項別明細書をのらんいただきたいと思います。

1 款診療報酬、収入済額7,012万9,073円となりました。

2 款使用料及び手数料、収入済額38万7,550円。

3 款県支出金、収入済額238万8,000円、これは特別調整交付金に係る県補助金であります。

4 款繰入金、収入済額1,123万8,000円、うち 1 項一般会計繰入金は885万円、2 項事業勘定繰入金は238万8,000円で行います。

5 款繰越金210万5,264円は、前年度の繰越金であります。

6 款諸収入は44万1,562円で、特定健診収入が主なものでございます。

以上、歳入合計8,668万9,449円となりました。

次に、39ページ以降、歳出ですが、1 款総務費、支出済額4,274万12円、そのうち人件費が4,009万7,696円。施設管理費については経常的な経費で行います。

2 款医業費、支出済額3,845万8,435円は、医療用の消耗品、医薬品等が主なものであり

ます。

3款公債費は、382万48円の支出となりました。

以上、歳出総額8,501万8,495円となり、次の43ページ以降、実質収支に関する調書及び財産に関する調書のとおりですが、実質収支額は167万954円となりました。

以上、国民健康保険特別会計、事業勘定、施設勘定の説明をさせていただきました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

ここで監査委員報告をお願いいたします。

代表監査委員、塩谷雷三郎委員。

（代表監査委員 塩谷雷三郎君 登壇）

○代表監査委員（塩谷雷三郎君） それでは、報告を申し上げます。国民健康保険特別会計。

平成20年度東吾妻町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書の審査に当たりましては、去る7月16日、猪野町民課長の出席のもと、事業勘定、施設勘定ごとに細部にわたり説明を受け、関係諸帳簿、証拠書類等を照合検査したところ、相違なく正確であると認めましたので報告を申し上げます。

ただ、決算年度末における保険税滞納額が4,860万円余に上りまして、今後一層の徴収努力等を望むものであります。

なお、決算年度末施設勘定における起債の未償還残高は3,283万1,000円であることを申し添え、以上で報告を終わります。

○議長（一場明夫君） 監査委員報告が終わりました。

質疑を行います。

15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） これちょっと議案調査の部に入るかどうかわかりませんが、1つだけ許してください。

滞納繰越が611万円になっておりますが、これと資格証明との関係はどんなことになっておりますか、この決算の中で。

○議長（一場明夫君） 町民課長。

○町民課長（猪野悦雄君） 税務会計課長とも相談しながら、この滞納繰越分あるいは不納欠損も含め、未納者に対しての調整をしながら現在図っているところであります。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 課長さん、そういうことではなくて、単刀直入に申し上げますと、この年度で資格証明書を発行したかどうかと。

○議長（一場明夫君） 町民課長。

○町民課長（猪野悦雄君） 申しわけございません。ちょっとデータがここにはないのでここで今ちょっと答弁ができませんので、調べて後ほどお答えさせていただきます。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） それで結構ですけれども、この議会中にひとつぜひお願いしたいと思います。

それともう一つ、その中に学童、子供さんの家庭が含まれているかどうか、その辺のところもあわせてお願いしたいと思いますが、よろしく願いいたします。すみませんでした。

○議長（一場明夫君） 町民課長におかれましては、今会期中に資料の提出をお願いします。ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件については、その審査を文教厚生常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

文教厚生常任委員会においては、9月16日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎認定第3号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託

○議長（一場明夫君） 日程第12、認定第3号 平成20年度東吾妻町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

○町長（茂木伸一君） 認定第3号 平成20年度東吾妻町老人保健特別会計歳入歳出決算認定

について、提案理由の説明を申し上げます。

老人保健特別会計決算は、歳入総額 2 億 6,075 万 982 円、歳出総額 2 億 2,219 万 985 円、歳入歳出差引額 3,855 万 9,997 円となり、翌年度へ繰り越しをいたしました。

歳入ですが、支払基金交付金 1 億 2,565 万 4,435 円、国庫支出金 1 億 769 万 5,240 円、県支出金 2,406 万 9,366 円、これらを合わせて 2 億 5,741 万 9,041 円で、歳入総額のほぼ全額を占めております。

歳出ですが、医療諸費 1 億 9,495 万 6,259 円、諸支出金 2,609 万 5,801 円等が主なものであります。

詳細は担当課長に説明させますので、十分ご審議の上、ご認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

町民課長。

○町民課長（猪野悦雄君） それでは、老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、5 ページ以降、事項別明細書で説明させていただきます。

まず、歳入ですが、1 款 1 項支払基金交付金、現年度分、過年度分等合わせて 1 億 2,565 万 4,435 円でございます。

1 目医療費交付金、医療費に係る保険者の負担分でございますが、収入済額 1 億 2,520 万 2,435 円ございました。

2 目審査支払手数料交付金、収入済額 45 万 2,000 円でございます。

2 款国庫支出金、1 億 769 万 5,240 円となりました。

1 項国庫負担金、1 目 1 節は医療費に対する国の負担現年分でございます。

1 項 1 目 2 節過年度分 3,981 万 240 円は、平成 19 年度の精算金でございます。

3 款 1 項県負担金、収入済額 2,406 万 9,366 円は、医療費に対する県の現年度、過年度負担金であります。

5 款繰越金、収入済額 32 万 8,425 円、前年度の繰越金です。

5 ページ下段から次のページをお願いいたします。

6 款諸収入、2 項 1 目第三者納付金は 1 件、収入済額 66 万 6,430 円、2 目返納金については、医療費返還金 7 件分として 233 万 6,225 円となりました。

以上、歳入合計 2 億 6,075 万 982 円でございます。

次に、歳出、9 ページをお願いします。

1 項総務費、支出済額113万8,925円については、事務的経費であり、備考欄をごらんいただければと思います。

2 款医療諸費、支出済額 1 億9,495万6,259円、これが支出の大部分を占めており、医療給付費、医療支給費であります。

3 款諸支出金、支出済額2,609万5,801円は、平成19年度の医療費等償還金13万1,801円と一般会計の繰出金2,596万4,000円であります。

以上、歳出合計 2 億2,219万985円となりました。

11ページに実質収支に関する調書がございますが、実質収支額については3,855万9,997円となりました。

以上、老人保健特別会計の説明をさせていただきました。よろしくお願い申し上げます。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

ここで監査委員報告をお願いいたします。

代表監査委員、塩谷雷三郎委員。

（代表監査委員 塩谷雷三郎君 登壇）

○代表監査委員（塩谷雷三郎君） それでは、老人保健特別会計についてご報告を申し上げます。

平成20年度東吾妻町老人保健特別会計歳入歳出決算書の審査に当たりましては、去る7月16日、猪野町民課長出席のもと、細部にわたり説明を受け、関係諸帳簿、証拠書類等を照合検査したところ、相違なく正確であると認めましたので、ご報告申し上げます。

なお、当会計につきましては、平成21年度をもって清算となる予定であることの説明を受けました。

以上で終わります。

○議長（一場明夫君） 監査委員報告が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件については、その審査を文教厚生常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

文教厚生常任委員会においては、9月16日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎認定第4号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託

- 議長（一場明夫君）** 日程第13、認定第4号 平成20年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

- 町長（茂木伸一君）** 認定第4号 平成20年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、提案理由の説明を申し上げます。

ご存じのとおり、本会計の長寿医療制度は、これまでの老人保健制度の問題点を解決し、国民皆保険制度を将来にわたり維持するため、現役世代と高齢者でともに支え合うものとして設けられました。昨年4月、制度施行後の年度途中で制度の見直しが図られ、保険料負担の軽減措置が講じられましたが、群馬県後期高齢者医療広域連合からの指導のもと、初めての決算を迎えることとなりました。

本会計の決算は、歳入総額1億7,115万6,013円、歳出総額1億7,053万3,013円、歳入歳出差引額62万3,000円となり、翌年度へ繰り越しをいたしました。

まず、歳入ですが、後期高齢者医療保険料1億1,302万1,200円、繰入金5,776万7,722円が主なものです。

歳出ですが、総務費228万5,534円、後期高齢者医療広域連合納付金1億6,824万7,479円です。

詳細は担当課長に説明させますので、ご審議の上、認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長（一場明夫君）** 続いて、担当課長の説明をお願いします。

町民課長。

- 町民課長（猪野悦雄君）** それでは、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、5ページ以降、事項別明細書で説明させていただきます。

1 款後期高齢者医療保険料ですが、収入済額 1 億1,302万1,200円、収入未済額17万6,300円となっております。

1 項 1 目後期高齢者医療特別徴収保険料、収入済額8,310万7,100円、2 目現年度分普通徴収保険料、収入済額2,991万4,100円となりました。

2 款使用料及び手数料 6 万3,800円は、督促手数料であります。

3 款繰入金は、一般会計繰入金として、事務費及び保険基盤安定繰入金、収入済額5,776万7,722円でございます。

4 款諸収入は、この制度の特別対策補助金等30万3,291円となりました。

以上が歳入項目主なものを説明させていただきましたが、歳入総額 1 億7,115万6,013円となりました。

続いて、9 ページ、歳出をお願いいたします。

1 款総務費、支出済額228万5,534円、1 項総務管理費、2 項徴収費は経常的な経費でございます。

なお、年度途中で保険料軽減措置が実施され、今年度にも軽減措置が引き続き行われるということでしたので、システム改修費を翌年度繰り越しとさせていただきました。

2 款後期高齢者医療広域連合負担金は、広域連合から示された保険料に係る負担金、保険基盤安定負担金及び事務費負担金であります。1 億6,824万7,479円となりました。

以上、歳出合計 1 億7,053万3,013円。

次の11ページに実質収支に関する調書がございますが、実質収支額62万3,000円となりました。

以上、後期高齢者医療特別会計の説明をさせていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

ここで監査委員報告をお願いいたします。

代表監査委員、塩谷雷三郎委員。

（代表監査委員 塩谷雷三郎君 登壇）

○代表監査委員（塩谷雷三郎君） それでは、後期高齢者医療特別会計につきましてご報告を申し上げます。

平成20年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書の審査に当たりましては、去る 7 月16日、猪野町民課長出席のもと、細部にわたり説明を受け、関係諸帳簿、証拠書類等

を照合検査したところ、相違なく正確であると認めましたので、ご報告を申し上げます。

なお、平成20年度に創設された当会計であります。決算年度末における保険料滞納額が17万6,300円であることを申し添え、以上で報告を終わります。

○議長（一場明夫君） 監査委員報告が終わりました。

質疑を行います。

15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） これ町長さん、ちょっときつい質問になっちゃうかな。今度、国でも民主党の政権がもう100%なります。非常にこの後期高齢者問題、御存じだと思いますけれども問題が多い。勉強すればするほどおかしなほうに持っていくような私も感じを受けるんですけれども、町長さん、これを何か町長の知っている範囲内でこの後期高齢者保険、何か言いたいことはありますか。そういう聞き方はまずいかな。何かこの後期高齢者保険に対して感じていることがございますか。なければいいんですけれども、多分これ専門にやっていることではないですから私の言うことはわからないかもしれませんけれども、それは仕方がないことなんです。何かありましたら聞かせていただけますか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 基本的には国で決めた制度ということで、それにのっとって粛々とやらざるを得ないということではあると思います。さまざまな問題ということがいろいろな中で出ているのは承知はしております。ただ、今までの老人保健であるとかという形で、この小さい町の単位だけでこれが維持できるかどうかという、逆説的に後期高齢者の問題でなく老人保健の問題としてとらえたときに、さてどうなるかということがやはりそれは問題だと思います。やはり広域で、強いて言えば全国一律でもよろしかろうかと思いますが、そういった形での医療保険の制度というのは一つの方向だと思っております。ただ、その中でいろいろな、やはり新しい制度ですのでいろいろな弊害が起こっております。これは時間をかけてじっくりと整備をしていく必要がある制度なのだろうと、そのように感じております。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） これで終わりますけれども、町長あれですか、もしこれが変わればいいんですけれども、このまま残った場合、いろいろ問題、細かいことを挙げれば幾つかあるんですけれども、それしてれば時間がかかってしまいますので省きますけれども、そういうものをかみ砕いて、基本は基本として群馬県一律でやる広域連合になるんですけれども、当町独自でそこへ加えて救済していくというようなお考えは、やるということでなくてそう

いう考えはありますか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 今のところそういった考えはしておりません。国民健康保険についてもやはり制度という形でこの町はやっておりますし、やはり特別なところにといい、それよりもやはりこの制度をちゃんと国のほうで完成をしていただくということを希望したいと思っています。

○議長（一場明夫君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件については、その審査を文教厚生常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

文教厚生常任委員会においては、9月16日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎認定第5号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託

○議長（一場明夫君） 日程第14、認定第5号 平成20年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

○町長（茂木伸一君） 認定第5号 平成20年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計歳入歳出決算認定について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、歳入総額は2億3,835万6,510円、歳出総額は2億3,086万4,105円、歳入歳出差引額は749万2,405円となり、翌年度へ繰り越しいたしました。

歳入の内訳ですが、分担金及び負担金が1億6,934万212円、使用料及び手数料が6,000円、寄附金10万円、繰入金3,585万6,000円、繰越金1,141万2,311円、諸収入が2,164万1,987円

となりました。

歳出の内訳ですが、総務管理費が2億2,614万9,050円、公債費が471万5,055円です。

詳細は担当課長に説明させますので、ご審議の上、ご認定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（高橋啓一君） それでは、特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書によりまして、ご説明をさせていただきたいと思います。

5ページ、6ページをごらんいただきたいと思います。

歳入につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおりの金額でございます。

負担金につきましては、長期・短期、保険者分と被保険者分のそれぞれの金額で、収入済額で1億6,900万円余ということでございます。

一般会計からは、3,585万6,000円ほど繰り入れをさせていただいております。

諸収入でございますが、7ページ、8ページをごらんいただきたいと思います。給付対象外のサービス利用料といたしまして、2,126万4,887円ほど徴収をさせていただいております。

歳入済額で2億3,835万6,510円というふうに合計金額となりました。

続きまして、9ページ、10ページをごらんいただきたいと思います。

歳出でございますが、いわびつ荘定員50名、短期6名に伴います人件費及び経常経費の合計が2億2,614万9,050円でございます。今年度の支出の例年と変わる部分につきましては、下から9行目の食堂エアコン設置工事ということで346万5,000円、2台ほど設置をさせていただきまして、食事の時間も快適に食事をさせていただいているというような状況でございます。

2款公債費でございますが、471万5,055円の元金利子の支出でございます。

支出済額総額で2億3,086万4,105円となりました。

13ページをお願いしたいと思いますが、実質収支額につきましては、749万2,405円でございます。

財産に関する調書につきましては、ごらんのとおりでございますので、以上、簡単でございますが、よろしく願いをいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

ここで監査委員報告をお願いいたします。

代表監査委員、塩谷雷三郎委員。

(代表監査委員 塩谷雷三郎君 登壇)

○代表監査委員(塩谷雷三郎君) それでは、特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計についてご報告を申し上げます。

平成20年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計歳入歳出決算書の審査に当たりまして、去る7月16日、高橋保健福祉課長出席のもと、細部にわたり説明を受け、関係諸帳簿、証拠書類等を照合検査したところ、相違なく正確であると認めましたので、ご報告を申し上げます。

なお、決算年度末における起債の未償還残高は4,381万5,000円であることを申し添え、以上、報告を終わります。

○議長(一場明夫君) 監査委員報告が終わりました。

質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件については、その審査を文教厚生常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

文教厚生常任委員会においては、9月16日までに調査が終了するようお願いいたします。

ここで休憩をとります。

再開を午後3時25分とします。

(午後 3時10分)

○議長(一場明夫君) 再開いたします。

(午後 3時25分)

◎答弁保留の答弁

○議長（一場明夫君） 先ほどの15番、加部議員の質問に関し、町民課長から発言を求められておりますので、これを許可します。

町民課長。

○町民課長（猪野悦雄君） 先ほどの加部議員さんの質問でございますが、資格証明書発行の件でございます。

昨年10月の保険証更新時点で40世帯ほどございます。

なお、現在、8月末日時点での件数が30世帯に減っております。いずれも中学生以下の子供さんがいる世帯はございませんので、よろしくお願い申し上げます。

◎認定第6号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託

○議長（一場明夫君） 日程第15、認定第6号 平成20年度東吾妻町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

○町長（茂木伸一君） 認定第6号 平成20年度東吾妻町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入総額は10億7,189万6,001円、歳出総額は10億5,184万2,484円、歳入歳出差引額は2,005万3,517円となり、翌年度へ繰り越いたしました。

歳入の主なものは、保険料が1億5,106万2,800円、分担金及び負担金54万1,140円、使用料及び手数料2万3,900円、国庫支出金2億7,419万476円、支払基金交付金3億1,707万9,000円、県支出金1億5,003万1,556円、財産収入64万4,413円、繰入金1億5,281万8,925円、諸収入6,600円、繰越金は2,549万7,191円でございます。

歳出の主なものは、総務費が1,695万5,070円、保険給付費10億798万9,575円、基金積立金945万4,133円、地域支援事業費559万1,439円、諸支出金1,185万2,267円でございます。

詳細は担当課長に説明させますので、ご審議の上、認定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（高橋啓一君） それでは、事項別明細書 5 ページ、6 ページをお願いしたいと思います。

歳入でございますが、1 款保険料でございます。1 億5,106万2,800円でございます。この保険料につきましては、1 号被保険者、2 号被保険者というようなことで徴収をさせていただいております。

なお、特別徴収、普通徴収の保険料に分かれておりますが、普通徴収部分につきましては、おおよそ370人程度でございます。

続きまして、分担金につきましては54万円、手数料につきましては2万3,900円、国庫支出金が2億7,419万476円でございます。

支払基金、7 ページ、8 ページでございますが、3 億円余という金額でございます。

県支出金につきましては、1 億5,000万円余という金額でございます。

財産収入につきましては、利子で64万円余、繰入金につきましては、1 億5,280万円余でございます。

続きまして、9 ページ、10 ページでございますが、介護給付費繰り入れで……、続きまして、9 款諸収入でございます。6,600円、コピー代ということでございます。

歳入合計で10億7,189万6,001円でございます。

続きまして、11、12 ページでございます。

1 款総務費、1 目総務管理費でございますが、659万2,195円でございますが、これは介護保険運営協議会委員報酬以下、介護保険の経常的経費でございますので、よろしくお願いをいたします。

次の2 目連合会負担金についてはございません。

2 項でございますが、介護認定審査会費でございますが、認定調査費、委託負担金等で913万円余の金額でなっております。

趣旨普及費21万円、徴収費が101万円余でございます。

続きまして、13 ページ、14 ページをお願いいたしたいと思いますが、2 款保険給付費が10億798万9,575円でございます、支出のほとんどの部分を占めている金額でございます。

1 項介護サービス以下、1 日居宅介護サービス給付費以下の居宅サービス、地域密着型施設介護以下の給付費でございますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

続きまして、15ページをお願いしたいと思いますが、基金積立金に945万4,133円ほど積み立てをさせていただいております。

次に、17ページ、18ページでございますが、地域支援事業費といたしまして559万1,439円ほどの支出をさせていただいております。この部分につきましては、介護予防の特定高齢者施策事業費ですとか予防関係、あと予防のケママネジメント関係でございます。

続きまして、19ページをお願いしたいと思いますが、6 款諸支出金で1,185万2,267円でございますが、これにつきましては償還金といたしまして1,182万7,367円ほどの償還をしてございます。備考に内訳がございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

歳出合計といたしまして、10億5,184万2,484円となりました。

21ページにつきましては、実質収支額が2,005万3,517円となりました。

22ページでは、財産に関する調書ということで、介護給付費準備基金、それと介護従事者処遇改善臨時特例基金ということで880万9,720円ほど、今年度はこの介護従事者の部分につきましては積み立てを新たにさせていただきました。

以上、簡単でございますが、よろしくお願いをいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

ここで監査委員報告をお願いいたします。

代表監査委員、塩谷雷三郎委員。

（代表監査委員 塩谷雷三郎君 登壇）

○代表監査委員（塩谷雷三郎君） それでは、介護保険特別会計についてご報告を申し上げます。

平成20年度東吾妻町介護保険特別会計歳入歳出決算書の審査に当たりましては、去る7月16日、高橋保健福祉課長出席のもと、細部にわたり説明を受け、関係諸帳簿、証拠書類等を照合検査したところ、相違なく正確であると認めましたので、ご報告を申し上げます。

なお、保険料滞納が55万円余に上り、一層の徴収に対する努力を望むものであります。

以上、報告を終わります。

○議長（一場明夫君） 監査委員報告が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件については、その審査を文教厚生常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

文教厚生常任委員会においては、9月16日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎認定第7号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託

○議長（一場明夫君） 日程第16、認定第7号 平成20年度東吾妻町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

○町長（茂木伸一君） 認定第7号 平成20年度東吾妻町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入の総額は2,903万5,103円、歳出の総額は2,632万4,499円です。歳入歳出差引額は271万604円となり、翌年度へ繰り越しいたしました。

歳入の主なものは、分担金及び負担金30万円、使用料及び手数料439万6,500円、財産収入58万5,430円、繰入金2,134万7,000円、繰越金233万9,246円でございます。

歳出の主なものは、事業費948万4,049円と公債費1,684万450円でございます。

詳細は担当課長に説明させますので、ご審議をいただき、認定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

総務課長。

○総務課長（渡辺三司君） それでは、地域開発事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書により説明させていただきます。

5ページ、6ページをごらんいただきたいと思います。

収入の部ですけれども、1款分担金及び負担金でございますが、情報通信事業施設加入金6件分の30万円でございます。

2款使用料及び手数料、1節施設使用料431万9,500円、2節滞納繰越分、8人分で延べ20件分の7万7,000円でございます。

続きまして、3款財産収入、1節地域開発基金利子でございます。

4款繰入金、1目地域開発基金繰入金でございますが666万4,000円、2項一般会計繰入金ですが、情報通信事業一般会計繰入金として1,010万5,000円、2節宅地造成事業一般会計繰入金457万8,000円でございます。

次に、5款繰越金でございますが、前年度繰越金233万9,246円でございます。

6款諸収入、1目雑入でございますが、告知端末代金、公有建物災害共済金等でございます。

歳入合計といたしまして、2,903万5,103円でございます。

続きまして、9ページ、10ページをごらんいただきたいと思います。

歳出の部でございますが、1款事業費、1目宅地造成事業費でございますが、積立金58万5,430円が主なものでございます。

続きまして、2項情報通信事業費でございますけれども、これにつきましては、施設管理に伴う経常経費でございます。

2款公債費、23節償還金、利子及び割引料でございますが、宅地造成事業元金償還金といたしまして969万7,783円、2目利子といたしまして、714万2,667円でございます。

歳出合計といたしまして、2,632万4,499円でございます。

次に、実質収支に関する調書でございますけれども、実質収支額につきましては、271万604円でございます。

財産に関する調書につきましては、後ほどごらんいただきたいと思います。

簡単ですけれども、説明にかえさせていただきます。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

ここで監査委員報告をお願いいたします。

代表監査委員、塩谷雷三郎委員。

（代表監査委員 塩谷雷三郎君 登壇）

○代表監査委員（塩谷雷三郎君） それでは、地域開発事業特別会計についてご報告を申し上げます。

平成20年度東吾妻町地域開発事業特別会計歳入歳出決算書の審査に当たりましては、去る7月24日、渡辺総務課長出席のもと、細部にわたり説明を受け、関係諸帳簿、証拠書類等を照合検査したところ、相違なく正確であると認めましたので、ご報告を申し上げます。

また、負担金、使用料の未収金4万5,000円余の徴収に努力され、引き続き健全な会計運営を要望いたします。

なお、決算年度末における起債の未償還残高は4億6,706万6,000円であることを申し添えます。

以上、報告を申し上げます。

○議長（一場明夫君） 監査報告が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件については、その審査を総務常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

総務常任委員会においては、9月16日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎認定第8号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託

○議長（一場明夫君） 日程第17、認定第8号 平成20年度東吾妻町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

○町長（茂木伸一君） 認定第8号 平成20年度東吾妻町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入総額は5億5,889万4,544円、歳出総額は5億5,609万1,970円です。歳入歳出差引額

は280万2,574円となり、翌年度へ繰り越しいたしました。

歳入の主なものは、分担金及び負担金2,356万4,500円、使用料及び手数料1億2,186万1,328円、国庫支出金3,891万8,000円、県支出金1,174万9,000円、繰入金1億7,568万5,663円、繰越金1,138万7,615円、町債1億7,200万円などです。

歳出としては、総務費4,138万7,912円、建設費2億1,831万6,804円、施設費9,895万1,887円、公債費1億9,743万5,367円です。

詳細は担当課長に説明させますので、ご審議の上、ご認定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（加辺光一君） それでは、5ページ以降の事項別明細書で説明させていただきます。

歳入、1款分担金及び負担金ですが、収入済額で2,356万4,500円です。内訳ですが、2地区の農業集落排水分担金が151万3,500円、公共下水道負担金が2,205万1,000円となります。

2款使用料及び手数料ですが、収入済額で1億2,186万1,328円となります。内訳ですが、1目公共下水使用料が3,458万821円、2目浄化槽使用料が設置時使用料含めて6,066万2,650円、3目農業集落排水使用料が両施設合わせて2,661万7,857円となります。

3款国庫補助金ですが、公共下水道事業国庫補助金が2,230万円、次のページをお開きください。浄化槽整備事業国庫補助金が1,661万8,000円で、合わせまして3,891万8,000円となりました。

4款県支出金ですが、公共下水道県補助金と浄化槽市町村整備費県費補助金合わせまして1,174万9,000円となりました。

5款繰入金につきましては、1億7,568万5,663円です。内訳は、一般会計繰入金が1億6,400万円、浄化槽市町村整備推進事業減債基金からの繰入金が1,168万5,663円です。

6款繰越金ですが、前年度繰越金と繰越明許費合わせまして1,138万7,615円となります。

7款諸収入ですが、収入済額372万8,438円となりました。内訳ですが、先ほどの減債基金積立金の利子23万4,318円、9ページをごらんください。消費税還付金145万5,895円、駐車場等附帯工事費175万5,000円などです。この駐車場附帯工事につきましては、合併浄化槽18件の駐車場使用等の附帯工事を実施したものです。

8 款町債ですが、ごらの事業債合わせて 1 億 7,200 万円でございます。

以上、歳入合計額は 5 億 5,889 万 4,544 円となります。

続きまして、11 ページの歳出をごらんください。

1 款総務費ですが、一般管理費ということで、職員 6 名分の人件費と事務的な経常経費です。

次に、2 款建設費、1 項 1 目建設事業費 2 億 1,831 万 6,804 円ですが、これ以降につきましては、各事業ごとにまとめてありますので、備考欄をごらんください。

まずは、公共下水道事業費 1 億 3,952 万 837 円です。中ほどに公共下水道計画見直し業務委託料 537 万 5,000 円ありますが、これは前年度からの繰越明許を受けて川戸、金井地区の公共下水道事業の見直し業務の委託料です。

2 つ下の管渠築造・ます設置工事請負費 8,930 万 5,164 円ですが、これは管渠延長 1.8 キロメートルの管渠工事費と付随する公共ますの設置工事費です。

その下の舗装本復旧工事請負費 2,882 万 2,500 円は、これも延長 1.8 キロメートルの舗装本復旧工事費です。マンホールポンプ設置工事請負費 488 万 2,500 円は、1 カ所の設置工事費です。

最後の水道管移設補償金 1,022 万 7,000 円ですが、下水道工事に伴います排水管布設がえの補償金です。

次に、浄化槽整備事業費 7,114 万 993 円です。下段に合併処理浄化槽設置工事請負費 6,493 万 2,000 円ありますが、これは新設 71 基とふぐあいによる入れかえ 2 基分です。

次に、14 ページをごらんください。農業集落排水箱島岡崎地区 572 万 7,593 円です。中ほどのマンホールポンプ遠隔監視設置工事請負費 346 万 5,000 円ですが、前年に引き続き 6 カ所に設置し、これで 19 カ所すべてに設置されたことになります。

次の農業集落排水岩下矢倉地区 192 万 7,381 円ですが、マンホール高さ調整工事請負費以下、公共ます移設工事請負費までは、岩下地内の国道改良工事に伴うものでございます。

続きまして、3 款施設費、1 項 1 目施設管理費 9,895 万 1,887 円です。ここでは、それぞれの施設の維持管理に要した修繕費や保守点検、管理業務委託料などを計上してあります。

まず、公共下水道事業費ですが、年度末現在で 609 世帯が接続しておりまして、2,422 万 4,488 円です。接続率は 70% となります。

次の浄化槽整備事業費 4,369 万 5,730 円ですが、944 基の保守点検等を行いました。

次の 16 ページをお願いいたします。農業集落排水箱島岡崎地区の 1,792 万 8,738 円ですが、

接続率は82%、316世帯が使用しております。

次の農業集落排水岩下矢倉地区の1,310万2,931円ですが、接続率は64%、254世帯が使用しております。

それら施設の維持管理費等でございます。今後の課題は接続率の向上にあります。

続きまして、4款公債費、支出済額で1億9,743万5,367円ですが、元金、利子別に各事業ごとに計上してあります。よろしくお願いいたします。

以上、歳出合計で5億5,609万1,970円となり、執行率は96.6%となりました。

19ページには実質収支に関する調書、20ページには財産に関する調書が記載してあります。

また、施策の実績につきましては、52ページ以降に記載してありますので、後ほどごらんいただければと思います。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

ここで監査委員報告をお願いいたします。

代表監査委員、塩谷雷三郎委員。

（代表監査委員 塩谷雷三郎君 登壇）

○代表監査委員（塩谷雷三郎君） それでは、下水道事業特別会計についてご報告を申し上げます。

平成20年度東吾妻町下水道事業特別会計歳入歳出決算書の審査に当たりましては、去る7月23日、加辺上下水道課長、加辺補佐出席のもとに、細部にわたり説明を受け、関係諸帳簿、証拠書類等を照合検査したところ、相違なく正確であると認めましたので、ご報告を申し上げます。

今後も公衆衛生の向上と水質保全並びに会計の健全化及び使用料の未収204万円余の解消に努力されることを希望いたします。

なお、決算年度末における起債の未償還残高は34億8,159万5,000円であることを申し添えます。

以上です。報告します。

○議長（一場明夫君） 監査委員報告が終わりました。

質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件については、その審査を産業建設常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

産業建設常任委員会においては、9月16日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎認定第9号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託

○議長（一場明夫君） 日程第18、認定第9号 平成20年度東吾妻町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

○町長（茂木伸一君） 認定第9号 平成20年度東吾妻町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入の総額は7,058万696円、歳出の総額は6,515万8,239円です。歳入歳出差引額は542万2,457円となり、翌年度へ繰り越しいたしました。

歳入の主なものは、分担金及び負担金44万円、使用料及び手数料2,970万7,293円、繰入金3,848万1,000円、繰越金164万8,715円などでございます。

歳出としては、簡易水道費4,344万8,817円、公債費2,170万9,422円です。

詳細は担当課長に説明させますので、ご審議の上、認定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（加辺光一君） それでは、5ページ以降の事項別明細書で説明させていただきます。

歳入、1款分担金及び負担金ですが、簡易水道分担金として44万円の収入がありました。

内訳ですが、加入分担金が2件で42万8,400円、工事分担金につきましては1件で1万1,600円ですが、これは前年度に量水器の設置工事をした分担金が20年度に入ったものです。

次に、2款使用料及び手数料2,970万7,293円ですが、これにつきましては、水道使用料及び量水器の使用料です。

3款財産収入は、基金積立金利子の8,797円です。

4款繰入金につきましては、一般会計より3,848万1,000円。

5款繰越金につきましては、前年度繰越金といたしまして164万8,715円。

6款諸収入につきましては、雑入の29万4,891円です。これは損害保険金と配水管等の破裂修理費です。

以上、歳入合計で7,058万696円となります。

続きまして、歳出となります。9、10ページをごらんください。

1款簡易水道費、1項1目維持管理費ですが、これは施設全般の維持管理に係る経費で、ほとんどが経常的な経費でございます。備考欄をごらんください。上から災害補償基金負担金までは職員2名の人件費です。中ほどに配水管等施設修理代474万8,835円がありますが、これは突発的な破裂や施設の修繕費などです。下へ行きますと、簡易水道変更認可申請書作成業務委託料52万5,000円とありますが、これにつきましては、岡崎給水区の第2水源増設変更認可取得のための委託料です。さらに下へいきますと工事費がありますが、岡崎給水区内に減圧弁設置工事と量水器設置工事を合わせて778万500円で実施いたしました。

次に、2款公債費ですが、1目元金、2目利子を合わせて2,170万9,422円になります。

以上、歳出合計6,515万8,239円で、92.8%の執行率となりました。

13ページに実質収支に関する調書、14ページには財産に関する調書が記載してあります。

また、施策の実績につきましては、40ページに記載してありますので、後ほどごらんいただければと思います。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

ここで監査委員報告をお願いいたします。

代表監査委員、塩谷雷三郎委員。

（代表監査委員 塩谷雷三郎君 登壇）

○代表監査委員（塩谷雷三郎君） 簡易水道特別会計。

平成20年度東吾妻町簡易水道特別会計歳入歳出決算書の審査に当たりましては、去る7月

23日、加辺上下水道課長、土屋補佐出席のもと、細部にわたり説明を受け、関係諸帳簿、証拠書類等を照合検査したところ、相違なく正確であると認めましたので、ご報告を申し上げます。

なお、136万円に上る滞納金の徴収並びに住民間の公平性の確保などの観点から、料金の地域間格差の解消に向け、環境整備に努力されるよう申し上げます。

なお、決算年度末における起債の未償還残高は2億2,661万4,000円であり、引き続き会計の健全運営を要望いたします。

以上、報告を終わります。

○議長（一場明夫君） 監査委員報告が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件については、その審査を産業建設常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

産業建設常任委員会においては、9月16日までに調査が終了するようお願いいたします。

ここで休憩をとります。

再開を午後4時15分とします。

（午後 4時07分）

○議長（一場明夫君） 再開いたします。

（午後 4時15分）

◎認定第10号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託

○議長（一場明夫君） 日程第19、認定第10号 平成20年度東吾妻町水道事業決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

○町長（茂木伸一君） 認定第10号 平成20年度東吾妻町水道事業決算認定について、提案理由の説明を申し上げます。

収益的収入では、営業収益 1 億9,045万2,388円、営業外収益1,248万9,614円、特別収益824万2,000円で、水道事業収益が 2 億1,118万4,002円となります。

収益的支出では、営業費用 1 億5,370万7,062円、営業外費用4,643万3,112円、特別損失413万499円で、水道事業費用は 2 億427万673円となり、当年度純利益は603万1,260円です。

資本的収入では、負担金のみ5,024万500円となります。

資本的支出では、建設改良費6,805万1,840円、企業債償還金5,885万3,031円で、資本的支出は 1 億2,690万4,871円となり、不足する額7,666万4,371円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額32万3,134円、過年度分損益勘定留保資金6,038万3,185円、当年度分損益勘定留保資金1,595万8,052円で補てんいたしました。

詳細は担当課長に説明させますので、ご審議の上、認定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（加辺光一君） それでは、詳細につきまして説明させていただきます。

7 ページをごらんください。

損益計算書ですが、これ以降につきましては、税抜きで表示してあります。中ほどに営業利益2,904万2,313円があり、その下に経常利益191万3,005円があり、一番下から 3 行目が当年度純利益でありまして、603万1,260円となりました。ただし、前年度繰越欠損金2,044万5,112円がありますので、差引当年度未処理欠損金といたしまして1,441万3,852円となります。

次に、8 ページをごらんください。

剰余金計算書ですが、先ほど申しましたとおり、当年度未処理欠損金として1,441万3,852円となりました。

続きまして、9ページの資本剰余金ですが、次年度繰越資本剰余金として7億1,955万4,963円となります。その下の欠損金処理計算書ですが、20年度につきましては欠損金処理を行いませんでしたので、当年度の部分がそっくり翌年度へ繰り越されることになります。

次に、10、11ページの貸借対照表をごらんください。

資産合計は、固定資産と流動資産を合わせて29億89万645円です。11ページへいきまして、負債合計が2,276万8,942円、資本合計は28億7,812万1,703円となりまして、負債資本合計と10ページの資産合計は同額となります。

続きまして、12ページの水道事業報告書をごらんください。

概要、総括の営業状況ですが、近年は、加入戸数、給水戸数、給水人口とも減少傾向にあります。逆に、休止戸数はふえております。配水量につきましても減少傾向にありますので、それが売り上げである使用料収入に反映してきております。一番下の有収率につきましては、ここ数年わずかながらですが改善されてきておりますが、老朽管等の更新を計画的に進め、さらなる向上に向けて努力していきたいと考えております。

建設改良につきましてはごらんのとおりですが、次の14、15ページに建設改良工事の内容がありますので、ごらんいただければと思います。

経理状況ですが、給水収益の収納状況を掲載してありますが、収納率は98.8%となりました。未納者に対しましては、引き続き未納者対策を講じていきたいと思っております。

次の議会議決事項、行政官庁認可事項及び職員に関する事項につきましては、ごらんのとおりでございます。

続きまして、14、15ページの工事ですが、先ほど申し上げました建設改良工事の内容ですので、ごらんいただければと思います。

続きまして、16ページ、業務の業務量です。12ページの営業状況とほぼ同じですが、前年度との比較となっております。下の供給単価が130円65銭、給水原価が144円92銭となっており、この差が縮まるのは理想ですが、なかなか難しい部分もございます。

17ページの事業収入に関する事項及び事業費に関する事項は、対前年度との比較ですので、ごらんいただければと思います。

18ページの会計ですが、ここには企業債の概要、補助金の概要、負担金の概要を記載しております。企業債の未償還額は13億268万592円と高額な額となっております。補助金については、一般会計より1,000万円を受け入れ、企業債償還金利息に充当いたしました。また、負担金につきましては、下水道工事等に伴う負担金を中心に5,289万5,810円を受け入れま

した。

続きまして、19ページの水道事業収益費用明細書をごらんください。水道事業収益として、消費税抜きで2億231万3,746円となりますが、その明細を掲げてあります。

次の20ページから22ページまでは、水道事業費用の明細です。費用合計は、最初にありますが、1億9,628万2,486円となります。この詳細を積み上げたのが17ページの事業収入に関する事項並びに事業費に関する事項でございまして、さらには7ページの損益計算書にも連動しております。

続きまして、23ページの資本的収支明細書ですが、これは消費税込みの金額です。資本的収入は工事負担金の5,024万500円、資本的支出は1億2,690万4,871円となりました。これは、4、5ページの資本的収入及び支出に連動しております。工事負担金の内訳は、18ページの負担金の概要を、支出の配水設備工事費6,799万1,500円の内訳は、14ページの工事欄をごらんいただければと思います。企業債償還額5,885万3,031円は元金部分です。25ページから27ページにその明細がありますので、ごらんいただければと思います。

最後となりますが、24ページには固定資産明細書が、25ページ以降は先ほど申し上げました企業債明細書がありますので、後ほどごらんいただければと思います。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

ここで監査委員報告をお願いいたします。

代表監査委員、塩谷雷三郎委員。

（代表監査委員 塩谷雷三郎君 登壇）

○代表監査委員（塩谷雷三郎君） それでは、水道事業会計についてご報告を申し上げます。

平成20年度東吾妻町水道事業決算書の審査に当たりましては、去る7月23日、加辺上下水道課長、土屋補佐出席のもと、細部にわたり説明を受け、関係諸帳簿、証拠書類等を照合検査するとともに、例月出納検査の結果も踏まえ、相違なく正確であると認めましたので、ご報告を申し上げます。

なお、決算年度末における企業債の未償還残高が13億268万592円という厳しい財政事情ではありますが、計画的な修繕等による有収率向上及び251万705円に上る料金滞納の解消に努力いただくことを要望し、報告いたします。

以上です。

○議長（一場明夫君） 監査委員報告が終わりました。

質疑を行います。

(発言する者なし)

- 議長(一場明夫君) 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件については、その審査を産業建設常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(一場明夫君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

産業建設常任委員会においては、9月16日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎認定第11号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託

- 議長(一場明夫君) 日程第20、認定第11号 平成20年度東吾妻町国民宿舎事業決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 茂木伸一君 登壇)

- 町長(茂木伸一君) 認定第11号 平成20年度東吾妻町国民宿舎事業決算認定について、提案理由の説明を申し上げます。

収益的収入及び支出については、収入額が2億6,662万5,318円に対し支出額は2億8,768万2,108円となり、資本的収入及び支出においては、収入額4,200万円に対し支出額は8,276万3,534円となりました。損益計算書においては、経常損益が1,913万5,612円となり、欠損金の額は8,566万8,467円となりました。

なお、欠損金の処理については、建設改良積立金の1,100万円を充て、残り7,466万8,467円を繰り越します。

利用者の状況については、宿泊利用者が1万7,706人、休憩利用者が8,015人となり、利用者合計では2万5,811人となりました。宿泊、休憩ともに昨年度より減少し、全体では3,353人の減少となりました。

詳細は担当課長に説明させますので、ご審議の上、ご認定くださいますようお願いを申し

上げます。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

事業課長。

○事業課長（富沢美昭君） それでは、損益計算書からご説明いたしますので、7ページを開きください。

7ページが損益計算書となっております。

1の営業収益の合計は2億55万5,192円。2の営業費用のうち、(1)宿舎経営費につきましては2億1,092万2,153円ということでございまして、この差額1,036万6,961円につきまして、今年度、20年度につきましては赤字になったということでございます。

営業損失につきましては5,137万1,693円、経常損失につきましては1,913万5,612円、当年度純損失が同額になりまして、前年度繰越欠損金6,653万2,855円に加わりまして、当年度未処理欠損金の額は8,566万8,467円となっております。

続いて、8ページをごらんください。剰余金計算書でございます。

利益剰余金の部では、2番に建設改良積立金としまして1,100万円ございます。欠損金の額が、一番下の欄になりますが、当年度未処理欠損金が先ほど申し上げました額となります。

9ページをごらんください。資本剰余金の部ですが、こちらでは他会計補助金として繰り入れてございます。翌年度繰越資本剰余金としましては、2億4,211万4,952円となっております。

その下に欠損金処理計算書ということでございます。先ほど町長が申し上げましたとおり、今回、欠損金の処理といたしまして、建設改良積立金を1,100万円繰り入れまして翌年度繰越欠損金の額を7,466万8,467円としたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

10ページ、11ページをごらんください。

10ページは資産の部でございます。一番下の欄、資産合計が9億6,849万2,450円となっております。11ページの負債の部でございますが、負債合計が4,193万1,289円、その下の資本の部の資本合計9億2,656万1,161円を合わせまして、負債資本合計が先ほどの資産合計と同額となっております。

続きまして、12ページをごらんください。

事業報告になります。中ほどの利用状況のところをごらんいただきたいと思います。20年度につきましては、営業日数347日、宿泊利用者1万7,706人ということでございます。宿泊利用者で見ますと、19年度が1万8,370人ですので、664名の減ということでございま

す。その下は月別の利用状況が記載してございます。

13ページをごらんください。

13ページにつきましては、(2)で議会議決事項ということで報告してございますが、20年度予算につきましては、平成20年6月19日の議決ということでございます。

続きまして、15ページをお開きください。

15ページに、3番の会計といたしまして、(2)企業債の状況でございますが、期末未償還額は5億5,731万6,620円ということでございます。詳細につきましては、最後のページに記載してございます。

その下になりますが、(4)補助金の概要でございます。補助金につきましては、3条収入としまして5,600万円、4条収入として4,200万円、合わせて9,800万円の繰り入れをしてございます。

なお、その内訳につきましては、消費税等の関係がありますので、内訳として記載してございます。

19ページをごらんください。

先ほど申し上げました企業債の明細が一番下についてございます。ごらんいただきたいと思います。

以上、簡単ではございますが、詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

ここで監査委員報告をお願いいたします。

代表監査委員、塩谷雷三郎委員。

（代表監査委員 塩谷雷三郎君 登壇）

○代表監査委員（塩谷雷三郎君） それでは、国民宿舎事業会計について報告を申し上げます。

平成20年度東吾妻町国民宿舎事業決算書の審査に当たりましては、去る7月27日、富沢事業課長、石村支配人出席のもと、細部にわたり説明を受け、関係諸帳簿、証拠書類等を照合検査するとともに、例月出納検査の結果も踏まえ、相違なく正確であるものと認めましたので、ご報告を申し上げます。

損益計算書についても、5,600万円の町費補助金を受け入れたにもかかわらず1,913万5,612円の単年度損失が発生し、年度末未処理欠損金は8,566万8,467円となりました。世界同時不況の影響で一般利用の減少を食いとめるまでには至っておりませんが、グラウンドゴ

ルフ関係の利用者等に働きかけ堅実な伸びを示して、グラウンドゴルフ等につきましては伸びておるようであります。

企業債に関しては、決算年度末の未償還残高は5億5,731万6,620円であります。

なお、榛名吾妻荘のあり方について検討するための委員会を発足させた旨の報告をいただきました。利用者の利便性の向上と、及び経費削減の両立が図られるよう検討をいただきたく要望を申し上げます。

以上、報告を申し上げ、終わります。

○議長（一場明夫君） 監査委員報告が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件については、その審査を総務常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

総務常任委員会においては、9月16日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎延会について

○議長（一場明夫君） お諮りいたします。本日の会議はこれにて延会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

◎延会の宣告

○議長（一場明夫君） したがって、本日はこれをもって延会することに決定しました。

なお、次の本会議は９月９日午前10時から会議を開きますから、ご出席をお願いいたします。

本日はこれをもって延会いたします。

大変ご苦労さまでした。

(午後 ４時 3 9 分)

平成21年 9 月 9 日（水曜日）

（第 2 号）

平成21年東吾妻町議会第3回定例会

議 事 日 程（第2号）

平成21年9月9日（水）午前10時開議

- 第 1 議案第 6号 東吾妻町指定管理者選定委員会条例の制定について
- 第 2 議案第 7号 東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 3 議案第 8号 東吾妻町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 第 4 議案第 9号 東吾妻町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 5 議案第10号 東吾妻町在宅介護慰労手当支給条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議案第11号 東吾妻町国民宿舎条例の全部改正について
- 第 7 議案第 1号 平成21年度東吾妻町一般会計補正予算（第4号）案
- 第 8 議案第 2号 平成21年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案
- 第 9 議案第 3号 平成21年度東吾妻町老人保健特別会計補正予算（第1号）案
- 第10 議案第 4号 平成21年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案
- 第11 議案第 5号 平成21年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第1号）案
- 第12 議案第12号 群馬県市町村会館管理組合の規約変更に関する協議について
- 第13 議案第13号 工事委託契約の変更について
- 第14 陳情書の処理について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（17名）

1番	一 場 明 夫 君	2番	竹 湊 博 行 君
3番	金 澤 敏 君	4番	青 柳 はるみ 君
5番	須 崎 幸 一 君	6番	浦 野 政 衛 君
7番	角 田 美 好 君	8番	日 野 近 吉 君

9 番 大 図 広 海 君
 1 1 番 上 田 智 君
 1 4 番 佐 藤 利 一 君
 1 6 番 菅 谷 光 重 君
 1 8 番 高 橋 基 雄 君

1 0 番 中 井 一 寿 君
 1 2 番 橋 爪 英 夫 君
 1 5 番 加 部 浩 君
 1 7 番 原 田 睦 男 君

欠席議員（１名）

1 3 番 前 村 清 君

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	茂 木 伸 一 君	副 町 長	関 口 博 義 君
教育長・教育 課長事務取扱	小 林 靖 能 君	総 務 課 長	渡 辺 三 司 君
企 画 課 長	蜂須賀 正 君	保健福祉課長	高 橋 啓 一 君
町 民 課 長	猪 野 悦 雄 君	税務会計課長 兼会計管理者	武 藤 賢 一 君
産 業 課 長	角 田 輝 明 君	建 設 課 長	市 川 忠 君
上下水道課長	加 辺 光 一 君	事 業 課 長	富 沢 美 昭 君

職務のため出席した者

議会事務局長	佐 藤 正 己	議会事務局長 係	田 中 康 夫
議会事務局 主任	角 田 光 代		

◎開議の宣告

○議長（一場明夫君） おはようございます。

連日、大変ご苦労さまです。

ただいまより本日の会議をひらきます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（一場明夫君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い会議を進めてまいります。

なお、前村清議員は入院中のため欠席でございます。

また、本日は傍聴の申し出がありこれを許可いたしました。傍聴される方に申し上げますが、傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されますようお願いいたします。

◎資料の訂正について

○議長（一場明夫君） 議案の審議に入る前に、税務会計課長より発言を求められておりますので、これを許可します。

税務会計課長。

○税務会計課長（武藤賢一君） 大変申し訳ないのですが、またちょっと決算書の訂正をお願いしたいと思います。

お手元に、174ページの1枚紙の訂正がございます。これを差しかえていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それから、これは訂正ではないのですが、ちょっとお気になっている方もいるのではないかとということで、ご説明しますが、決算書132ページから、学校教育課というような表

記があります。平成20年度の決算なものですから、そんな表記になっております。そういうことで4月から教育課となっておるんですけども、決算書には、学校教育課というような表記になっております。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） それでは、会議を進めてまいります。

◎議案第6号及び議案第7号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第1、議案第6号 東吾妻町指定管理者選定委員会条例の制定について及び日程第2、議案第7号 東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを一括議題とします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

○町長（茂木伸一君） おはようございます。

議案第6号 東吾妻町指定管理者選定委員会条例の制定についてと、議案第7号 東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、関連がありますので一括して提案理由を説明いたします。

公の施設の指定管理者制度の活用については、現在移行のための準備や検討をしているところでございますが、指定管理者の選定をするに当たり、公の施設の適切な管理及び運営を行うための候補者を選定する諮問機関としての選定委員会を設置したいため、今回条例を制定するものであります。

このため、東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例に、東吾妻町指定管理者選定委員会委員報酬の追加を行うものです。

詳細はそれぞれ担当課長に説明させますので、ご審議の上ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

企画課長。

○企画課長（蜂須賀 正君） おはようございます。

それでは、説明させていただきます。皆様のお手元にお配りしてあると思いますので、そ

ちらのほうをごらんいただきたいと思います。

まず、設置でございまして、第1条で地方自治法第138条の4、第3項の規定に基づきまして、公の施設の適切な管理運営を行うための指定管理者の候補者を選定するために、東吾妻町指定管理者選定委員会を設置するというものでございます。

2条で所掌事項でございまして、委員会には、町長の諮問に応じ、下にあります、(1)から(3)に掲げる事項につきまして、審査、調査、検討をし意見を述べるものというものでございます。

次に第3条の組織でございます。委員会の委員の数及び任期につきましては、公の施設の規模、機能を考慮いたしまして、町長がその都度定めるものというものでございます。

次に4条で委員長及び副委員長であります。委員会には、委員長、副委員長を1名置くということであります。2項といたしまして委員長、副委員長は委員の互選により定めるものでありまして、以下3項、4項は記載のとおりでございます。

次は第5条で委員会でありまして、委員会は委員長が招集すると、ただし初回招集につきましては、町長が招集するものというものであります。2項といたしまして委員会は委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができないというものでございます。3項といたしまして、委員長が委員会の議長となると。4項といたしまして、議長は出席委員の過半数で決し、可否同数の場合につきましては、委員長の決するところによるというものでございます。

次に第6条でございまして、委員の除斥でございます。委員は自己または親族の従事する業務に直接の利害関係がある事件については、その議事に参与することはできないと、ただし委員会の同意を得た場合につきましては、会議に出席し発言することができるというものでございます。

次に第7条で意見の聴取でございまして、必要に応じまして委員以外の出席を求め、意見を聴取することができるというものでございます。

次に第8条といたしまして、秘密の保持でございます。委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。この場合、職を退いた後にも同様とするものであります。

9条といたしまして、報酬費用弁償でございます。東吾妻町特別職員で非常勤のもの及び各委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例に基づき支給するものというものであります。

10条といたしまして、庶務といたしまして委員会の庶務につきましては、企画課で処理を

するというものでございます。

第11条といたしまして、委任でございまして、条例で定めるほか、委員会運営に関しましては必要な事項につきましては、町長が定めるというものでございまして、附則といたしまして、この条例につきましては、公布の日から施行するというものでございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（渡辺三司君） おはようございます。

引き続きまして、議案第7号 東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

先ほどの指定管理者選定委員会の条例の第9条に基づきまして、委員報酬及び費用弁償を定めるものでございます。

お手元の議案第7号の3ページをごらんいただきたいと思います。

新旧対照表がございますけれども、左側の新のほうに、公共施設のあり方検討委員会の下に指定管理者選定委員会ということで専門委員につきましては、日額1万円、委員さんにつきましては、日額7,700円を支給するというように条例を改正したいということでございます。公布の日から施行するというようなことになっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

9月16日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第8号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第3、議案第8号 東吾妻町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

○町長（茂木伸一君） 議案第8号 東吾妻町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

て提案理由の説明を申し上げます。

今回、国の緊急の少子化対策として平成21年10月から22年度末までの暫定措置ではありますが、全国一律に出産育児一時金の支給額を4万円引き上げることとなりました。

この改正に伴い、東吾妻町国民健康保険条例の出産育児一時金についての支給額、現行35万円を39万円とする一部改正をお願いするものでございます。

詳細は担当課長に説明させますので、十分ご審議の上ご議決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

町民課長。

○町民課長（猪野悦雄君） おはようございます。お世話さまです。

それでは、東吾妻町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして詳細説明を申し上げます。

先ほどの町長提案理由のとおり、今回の改正につきましては、出産育児一時金の支給額4万円引き上げに伴い、改正をさせていただくものであります。

ご存じのとおり、出産育児一時金は産科医療補償制度の創設によりまして、本年1月以降の出産分から、現行金額に35万円に3万円を上限として加算させていただいております。

今回一部改正は、本年10月から22年度末までの暫定措置として実施されるものでございます。また、原則として保険者から直接医療機関等に出産育児一時金を支払う仕組みとなることが予定をされております。

それでは、条例一部改正につきまして裏面の新旧対照表により説明させていただきます。

国民健康保険条例附則第4項のあとに、括弧書きとして平成21年10月から平成23年3月までの間の出産に係る出産育児一時金に関する経過措置、そして5項として平成21年10月1日から、23年3月31日までの間に出生したときに支給する出産育児一時金についての第6条の規定の運用については、同条の第1項中「35万円」とあるのは、「39万円」とするものでございます。これにより、実質42万円支給となります。

以上、説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査いたします。

9月16日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第9号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第4、議案第9号 東吾妻町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

○町長（茂木伸一君） 議案第9号 東吾妻町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、群馬県が10月1日より15歳に達する日以後の最初の3月31日までのものに、一部負担金の福祉医療費を支給するに当たり、今までは償還払い制度で支給していたものを、受給者証を交付し、医療機関より東吾妻町に請求していただくよう改正するものでございます。

詳細は担当課長に説明させますので、ご審議の上ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（高橋啓一君） 内容につきましては、ただいま町長申し上げたとおり、群馬県が10月より支給するという部分でありまして、受給者証を今まで発行しておりませんが、10月より県の制度発足に伴いまして、町でも受給者証を発行し金額を納付しなくても保険者のほうに請求をしていただくというような内容でございます。

それでは、議案書の2分の1という部分で新旧対照表をごらんいただきたいと思います、旧の4条の4項につきましては、前3項の規定にかかわらず、3条第1項第1号に規定する児童にあっては、支給対象としての要件を満たすことになった時点において町長の認定を受けたものとみなし、受給資格者証は交付しないというようなことで、削除になっております。

このように、受給者証を交付しないで医療機関で払った領収書で払い戻しをしていたものを、今度10月から受給者証を交付して窓口で払わないというような形での改正でございますのでよろしくお願いしたいと思います。

以上、簡単ではありますがご説明とさせていただきます。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

9月16日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第10号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第5、議案第10号 東吾妻町在宅介護慰労手当支給条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

○町長（茂木伸一君） 議案第10号 東吾妻町在宅介護慰労手当支給条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、条文の整理でございますので、よろしくお願いいたします。

詳細は担当課長に説明させますので、ご審議の上ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（高橋啓一君） それでは、ご説明をさせていただきます。

ただいま、町長申しましたとおり、今回の条例につきましては議案第10号の裏を開いていただきたいと思います。別表ということで第2条関係であります。これを表に移しかえまして、支給する内容につきましては変わらないものであります。条例整備というような形で内容でございますので、何とぞよろしくお願いをいたします。

簡単であります。以上で説明とさせていただきます。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

9月16日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第11号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第6、議案第11号 東吾妻町国民宿舎条例の全部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

○町長（茂木伸一君） 議案第11号 東吾妻町国民宿舎条例の全部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、榛名吾妻荘の管理を指定管理者に行わせるための全部改正でございます。

詳細は担当課長に説明させますので、ご審議の上ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

事業課長。

○事業課長（富沢美昭君） 国民宿舎条例の全部改正についての詳細説明をいたします。

1ページをごらんください。

まず、第1条につきましては、目的及び設置内容となっております。目的としましては、町民の福祉の向上及び健康増進を図るとともに、観光客の利用及びその保健休養に資することを目的ということでございます。

第2条につきましては、名称と所在。

第3条は、事業の内容でございます。

第4条におきまして、指定管理者による管理を行わせるものということで、第4条に基づきまして指定管理者への管理をさせるということになります。

第5条につきましては、指定管理者が行う業務を定めてございます。

第6条は、休館日の設定。

第7条は、利用の承認について。

第8条は、その取り消しについての内容でございます。

第9条では、利用料金並びに予約金の規定でございます。

第10条につきましては、利用料金の収受を指定管理者の収入として収受させるということにつきましては、いわゆる利用料金制の採用をするというような内容でございます。

第11条は、還付。

第12条は、減免。

第13条は、損害賠償に関する規定でございます。

第14条は、規則への委任に関する規定でございます。

なお、附則としまして、この条例の施行期日を平成22年2月1日としてございます。

3ページをごらんいただきたいと思います。3ページには別表としまして宿泊、休憩、日帰り入浴に係る利用料金の基準額を規定してございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

9月16日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第1号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第7、議案第1号 平成21年度東吾妻町一般会計補正予算（第4号）案についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

○町長（茂木伸一君） 議案第1号 平成21年度東吾妻町一般会計補正予算（第4号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回補正を必要とする額は、歳入歳出ともに2億6,994万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を99億5,081万9,000円とするものです。

歳入については、法人町民税を3,201万8,000円、財政調整基金繰入金を7,000万、それぞれ減額するほかに、普通地方交付税を2億9,883万6,000円、国庫補助金として、子育て応援特別手当交付金を1,247万5,000円、公共施設等整備基金繰入金を337万4,000円、後期高齢者医療特別会計繰入金を32万9,000円、雑入としてダム関連事業に係る下流都県負担金等で2,364万6,000円、地方特定道路整備事業債を3,330万円、それぞれ追加するものでございます。

歳出の主なものは、財政調整基金積立金を1億5,868万8,000円追加するほか、町税還付金を1,940万4,000円、子育て応援特別手当交付金事業を1,248万1,000円、太陽光発電システム設置費補助金を100万円、ハッ場ダム関連事業の追加として町道改良工事委託料3,700万円などを、それぞれ追加補正するものです。

詳細は、それぞれの担当課長に説明させますので、ご審議の上ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

企画課長。

○企画課長（蜂須賀 正君） それでは、ご説明申し上げます。

まず、事項別明細5ページからお願い申し上げます。

2の歳入でございます。

1款1項2目の法人でございまして、今回お願いいたしますのは、3,201万8000円の減額のお願いでございます。これにつきましては、サブプライム問題に端を発しました景気低迷による法人税の減少によるものということでございます。

次に、10款1項1目地方交付税でございます。お願いいたしますのは、2億9,883万6,000円の追加のお願いでございます。これは、普通地方交付税の確定による追加でございます。

続きまして、14款2項の2目民生費国庫補助金でございます。お願いいたしますのは、1,247万5,000円でございます。備考欄記載のとおりでございまして、子育て応援手当に係る事務費と交付金でございまして、これにつきましては、平成20年度に引き続きまして実施されるものとみております。全額国庫補助対象となるものでございまして、歳出のほうで詳しいことはお話があると思うのですが、対象者につきましては平成15年4月2日から18年4月1日生まれの方ということでございまして、基準日が10月1日、町内の対象者につきましては、約390名ほどということになってございます。

次に、18款繰入金、1項の基金の1目財政調整基金繰入金でございます。お願いいたしますのは、7,000万円の減額のお願いでございます。これにつきましては、地方交付税の確定によるものの減額でございます。

次、2目の公共施設等整備基金繰入金でございます。お願いいたしますのは337万4,000円の追加のお願いということでございまして、ダム関連事業に係るものでございます。

次に、2項2目の後期高齢者医療特別会計繰入金でございまして、お願いいたしますのは

32万9,000円ということでございまして、特別会計からの繰入金でございます。

次のページをお願い申し上げます。

次に20款諸収入でございます。5項7目雑入でございます。お願いいたしますのは、2,364万6,000円の追加のお願いでございます。これにつきましては、説明欄記載のとおりでございます。

次は21款の1項3目の土木債でございます。お願いいたしますのは、3,330万円の追加のお願いということでございまして、説明欄記載のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、7ページ歳出のほうお願い申し上げます。

歳出でございます。

まず、2款総務費、1項7目でございます。財政調整基金でございます。お願いいたしますのは1億5,868万8,000円ということでございまして、説明欄記載のとおりで財政調整基金積立金の追加というものでございます。

次に18目でございます。交流事業推進費ということで、今回お願いいたしますのは、112万6,000円の追加のお願いでございます。これにつきましては、都市交流事業の杉並交流事業費の追加ということでございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（一場明夫君） 税務会計課長。

○税務会計課長（武藤賢一君） 引き続きまして、徴税費の関係です。

説明の覧を見ていただきたいのですが、賦課徴収の中の町税の還付金及び還付加算金の追加1,940万4,000円のお願いであります。

これは、歳出還付ですので、過年度分ということになります。法人税については、ちょっとわかりづらいのですが、予定申告納付というものがあまして、今年度分を昨年のうちに支払っておいて、ことし決算で申告したときに、例えば昨年50万円の確定申告をしていれば、半分の25万円を予定納付をしたということで、その25万円があってもことしは決算がゼロ円になると、その25万円がことしの分去年納めているので、ことし還付するという非常にちょっと厄介な仕組みになっているのですが、その関係で法人のほうが大分還付金が出ました。

今回の1,900万の内容なんですけれども、7月末現在不足額として、1,774万322円出ております。8月以降予定で推測したのが81万3,500円、それからほかの税も当然過年度還付がございまして、例年の還付が85万円を見込みまして合計で1,940万4,000円ということで

お世話になるということで、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 建設課長。

○建設課長（市川 忠君） 続きまして、2款7項1目ダム対策総務費でございますが、今回補正をお願いいたします額につきましては、総額で2,361万9,000円の追加のお願いでございます。

今回の追加補正につきましては、ダム関連水特事業で実施しております松谷・六合村線の概成開通のための工事の費用でございます。備考欄をごらんいただきますと、積立金として2,361万9,000円ということでございます。

以上でございますが、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 事業課長。

○事業課長（富沢美昭君） 8項岩櫃ふれあいの郷費、1目岩櫃ふれあいの郷総務費のお願いです。

こちらは、備品購入費の追加のお願いです。内容としましては、毎日使用しております硬貨選別機が、故障してしまいましたため買いかえるものでございます。なお、紙幣選別機もたびたび不調になるため、硬貨選別機と紙幣選別機の両方を買いかえるということでございます。

8ページをお願いいたします。

コンベンションホール管理費でございます。修繕料の追加でございますが、これはコンベンションホール西側のクーリングタワーの配管の漏水がございまして、その漏水処理のための修繕費の追加でございます。

続いて、9項温泉事業費、2目温泉センター管理費でのお願いでございますが、こちらは工事請負費の追加でございます。これは、建設以来改修工事をしていない箇所に異常が認められ、開館にも支障がきたしたため緊急的に改修工事を行うものでございます。

以上です。

○議長（一場明夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（高橋啓一君） 3款1項4目の老人福祉費でございますが、老人保健特別会計への繰出金でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 町民課長。

○町民課長（猪野悦雄君） 続いて、3款1項6目国民健康保険費ですが、今回国民健康保険特別会計繰出金の減額であります。出産育児一時金が、この10月から暫定措置により引き上

げになるわけですが、当初予算で見込みました出産される方の人数が、残された年度内に減になることが予想されるため、今回85万4,000円の減額をさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（一場明夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（高橋啓一君） 1目の児童措置費でございますが、歳入で企画課長より説明があったかと思いますが、21年度につきましても20年度同様に子育て応援特別手当が交付されるということでございます。金額につきましても20年度と同じく、一人当たり3万6,000円の交付に伴う補正でございますので、よろしくお願いをいたします。

3目の学童保育費でございますが、県費補助金の返還額ということで、20年度補助金をいただいたわけでございますが、20年度決算で5万6,000円ほどの差額というか、還付ができましたので県費に返還する返還額でございますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（一場明夫君） 町民課長。

○町民課長（猪野悦雄君） 4款1項6目環境衛生費であります。

町では地球温暖化対策と新エネルギー活用の促進、それから循環型の町づくり推進と、環境保全の意識高揚を図る目的として、住宅用太陽光発電システム設置者に対して補助をすることを予定しております。具体的には1キロワット当たり2万5,000円として、上限につきましては10万円を限度、4キロワットを限度として10件分100万円を予定させていただきたいと思います。

なお、現在このシステム設置者に対して、1キロワット当たり国が7万円、県が3万5,000円の補助になっております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（一場明夫君） 建設課長。

○建設課長（市川 忠君） 続きまして、8款1項2目道路維持費でございますが、今回補正をお願いいたします額につきましては145万5,000円の追加のお願いでございます。備考欄をごらんいただきますと、道路維持のための臨時職員2名分の賃金でございます。

続きまして、3目道路改良費でございますが、今回補正をお願いいたします額につきましては総額で3,700万円の追加のお願いでございます。

去る6月定例会におきまして、ダム関連事業である町道松谷・六合村線の平成21年度末に概成開通させるための補正費用、既にお願いいたしておりますけれども、それを今回お願いするものでございます。

続きまして、10ページをごらんをいただきたいと思います。

3項1目の公営住宅管理費でございます。今回、補正をお願いいたします額につきましては総額で150万円の追加のお願いでございます。備考欄をごらんください。公営住宅管理の修繕料というものが、老朽化によってかなり多くなっていることからの追加のお願いでございます。

以上であります、どうぞよろしくお願いをしたいと思います。

○議長（一場明夫君） 教育課長事務取扱。

○教育課長事務取扱（小林靖能君） 10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費73万8,000円の増額補正のお願いでございます。

備考欄にございますように、特殊建築物定期調査報告業務委託料の追加でございますして、これは調査内容が外装タイル等の劣化、損傷、点検、調査業務の追加、吹きつけアスベスト等の飛散調査業務の追加、建築設備、防火設備の確認業務の追加などの調査内容の追加に伴う増額補正のお願いですので、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

9月16日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第2号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第8、議案第2号 平成21年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

○町長（茂木伸一君） 議案第2号 平成21年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、事業勘定歳入歳出それぞれ2,880万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億8,242万6,000円とするものです。

歳入では、交付金等の決定を受け国庫支出金等を調整し、国庫支出金1億608万6,000円の減額、前期高齢者交付金1億3,562万1,000円の増額、県支出金29万円の増額、繰入金85

万4,000円の減額、繰越金16万8,000円の減額です。

歳出では、保険給付費104万円の減額、後期高齢者支援金等1,292万4,000円の増額、前期高齢者納付金等37万5,000円の増額、保健事業費193万1,000円の増額、諸支出金1,461万3,000円の増額です。

詳細は、担当課長に説明させますので、十分ご審議をいただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

町民課長。

○町民課長（猪野悦雄君） お世話さます。今回お願いするのは、事業勘定のみでございます。

それでは、4ページ以降、事項別明細書により説明させていただきます。

まず、歳入ですが、交付金決定に伴い国庫支出金を調整させていただき、3款国庫支出金、1項1目療養給付等負担金1億813万4,000円の減額であります。3目特定健康診査等負担金29万円の増額。

2項国庫補助金、4目介護従事者処遇改善臨時特例交付金151万8,000円の増額。5目出産育児一時金補助金24万円の増額、これは条例改正に伴い一律4万円引き上がるわけですが、その2分の1を国庫補助、その残り2万円の3分の2は地方財政措置がとられるということになっております。

5款前期高齢者交付金ですが、交付金決定を受け1億3,562万1,000円の増額。

6款県支出金ですが、3款国庫支出金同様、前年度分特定健診補助として国の単価の3分の1、29万円を増額であります。

9款繰入金は、一般会計からの繰入金85万4,000円の減額であります。本来10月から出産育児一時金の引き上げに伴い、繰入金も増額の予定でしたが、当初算出した出産見込み予定者が今年度内4名ほどの減となることが予想されますので、調整をさせていただきました。

10款繰越金は、前年度繰越決算の確定により16万8,000円の減額であります。

次に、6ページ歳出ですが、2款保険給付費の4項1目出産育児一時金104万円の減額をお願いします。これは、先ほどの歳入一般会計繰入金の説明のとおり、当初予定されました人数24人ほど計算しておりましたが、20人に減にした関係で104万円を減額するものでございます。

3款の後期高齢者支援金、1,296万円の増額、事務費の3万6,000円の減額。

4 款前期高齢者納付金等、37万7,000円の増額及び事務費2,000円の減額。

いずれも支援金、納付金等決定に伴うものでございます。

8 款の保健事業費、1 項 1 目特定健診事業費、193万1,000円の追加をお願いします。

11款の諸支出金、3 目償還金につきましては、退職者等療養給付費交付金過年度分1,294万3,000円及び特定健康診査負担金過年度分70万8,000円の追加であります。4 目高額療養費特別支給金96万2,000円の追加ですが、20年4月から同年12月までに、75歳になられた方で一定額を超えて医療費をお支払いした場合に、特別支給金として負担軽減措置を講ずるためのものでございます。

以上でございます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

9月16日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第3号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第9、議案第3号 平成21年度東吾妻町老人保険特別会計補正予算（第1号）案についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

○町長（茂木伸一君） 議案第3号 平成21年度東吾妻町老人保健特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,260万5,000円を追加し歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,462万円とするものでございます。

歳入では、繰入金1,260万5,000円の増額です。

歳出では、医療諸費450万円の増額、諸支出金810万5,000円の増額です。

これは、前年度分の負担金償還金の決定を受けてのものです。

詳細は担当課長に説明させますので、充分ご審議をいただきましてご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

町民課長。

○町民課長（猪野悦雄君） それでは、3ページ以降、事項別明細書にて説明させていただきます。

まず歳入ですが、4款繰入金、一般会計繰入金1,260万5,000円の増額をお願いいたします。

次に歳出ですが、2款医療諸費450万円の増額であります。これは、月おくれ医療費請求分としてのものです。

3款諸支出金、1項償還金につきましては、前年度分の国庫、県費負担金償還金810万5,000円のお願いでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

9月16日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第4号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第10、議案第4号 平成21年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

○町長（茂木伸一君） 議案第4号 平成21年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、事業勘定、歳入歳出それぞれ79万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億8,622万8,000円とするものです。

歳入では、後期高齢者医療保険料17万6,000円の増額、繰越金62万3,000円の増額です。

歳出では、総務費36万7,000円の増額、諸支出金43万2,000円の増額です。

詳細は担当課長に説明させますので、ご審議いただきましてご議決くださいますようお願い

い申し上げます。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

町民課長。

○町民課長（猪野悦雄君） それでは、3ページ以降、事項別明細書にて説明させていただきます。

まず、歳入ですが、1款後期高齢者医療保険料、滞納繰越分普通徴収保険料17万6,000円の増額。

5款繰越金、前年度繰越金62万3,000円の増額をお願いします。

次に、歳出ですが、1款総務費36万7,000円の増額であります。これは役務費として郵便料の追加をお願いするものであります。

4款諸支出金、1項繰出金につきましては、一般会計32万9,000円、2項1目保険料還付金につきましては、過年度分特別徴収保険料還付金10万3,000円の増額のお願いでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

9月16日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第5号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第11、議案第5号 平成21年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第1号）案についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

○町長（茂木伸一君） 議案第5号 東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算は、平成20年度精算による補正で809万2,000円を増額し、歳入歳出それぞれ11億2,791万8,000円とするものです。

詳細は担当課長に説明させますので、ご審議の上ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（高橋啓一君） それでは、事項別明細書の４ページ、５ページをお願いしたいと思います。

歳入でございますが、５款１項１目の介護給付費交付金といたしまして47万4,000円の追加の金額になりました。

続きまして、10款１項１目の繰越金につきましては、前年度繰越金が確定いたしましたので761万8,000円の追加のお願いでございます。

続きまして、５ページになりますが、歳出２款４項１目の高額介護サービス等費ということでございますが、47万4,000円の追加のお願いでございます。

６款１項２目の償還金でございますが、20年度の介護給付費等の金額が確定いたしまして、今回合計で761万8,000円の償還金が出たということでの補正のお願いでございます。

よろしく願いをいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

９月16日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

ここで休憩をとります。

再開を午前11時ちょうどとします。

（午前１０時５０分）

○議長（一場明夫君） 再開いたします。

（午前１１時００分）

◎議案第１２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第12、議案第12号 群馬県市町村会館管理組合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

○町長（茂木伸一君） 議案第12号 群馬県市町村会館管理組合の規約変更に関する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

本組合の組織団体である富士見村が平成21年5月5日から廃され、その区域が前橋市に編入されたこと、同じく吉井町が平成21年6月1日から廃され、その区域が高崎市に編入されたことに伴い、それぞれ合併の前日をもって本組合から脱退したため、規約の別表を改正するものです。

詳細は担当課長に説明させますので、ご審議の上議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

○総務課長（渡辺三司君） ただいま、町長が提案説明したとおりでございますが、富士見村及び吉井町が合併により本組合を脱退したことに伴いまして、市町村の合併の特例に関する法律第14条第1項及び地方自治法286条第1項の規定に基づく規約変更を行うため、同法290条の規定に基づき、本組合のすべての組織市町村の議会の議決を経て群馬県知事へ規約の変更の許可を行うものでございます。

お手元の議案第12号の裏面をお願いしたいと思いますけれども、旧で2段目に勢多郡右側に富士見村がありますけれども、これが廃止されたということと、その下ですね、多野郡吉井町が廃止されましたものですから、多野郡の上野村と神流町が残ることになります。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(一場明夫君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第13号の上程、説明、議案調査

○議長(一場明夫君) 日程第13、議案第13号 工事委託契約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

(町長 茂木伸一君 登壇)

○町長(茂木伸一君) 議案第13号 工事委託契約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

町道松谷・六合村線事業の実施については、ダム関連事業として群馬県と工事委託契約を行い、平成22年3月末を目標に中尾沢から雁ヶ沢ランプまでの約1,060メートルを概成開通させるため、現在急ピッチで工事を進めております。

今回の工事委託契約の内容変更であります。6月の第2回定例会で決定した5,864万7,600円に、今回橋長116メートルの(仮称)雁ヶ沢橋梁の高欄工事、照明工事、中尾沢取りつけ部分の舗装工事などで3,699万7,200円の追加が必要となり、合計9,564万4,800円に工事委託契約を変更するものです。

詳細は担当課長に説明させますので、ご審議の上議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(一場明夫君) 続いて、担当課長の説明をお願いします。

建設課長。

○建設課長(市川 忠君) それでは、議案第13号 工事委託契約の変更につきまして説明を

させていただきます。

これは、町道松谷・六合村線でダム関連水特法に基づき、事業を進めているものでございます。

今回の今年度の群馬県との工事委託契約5,864万7,600円を6月議会でお認めをいただき、工事を進めております。

今回の契約変更につきましては、6月の定例会でもお願いをしてありますけれども、21年度末つまり平成22年3月末に、雁ヶ沢ランプから中尾沢入り口までを概成開通させるための工事として、橋梁の高欄工事、それから橋梁の照明工事、それから中尾沢の舗装工事などが必要であり、9月定例会で補正をお願いしたいということで6月におつなぎをし、今回補正として3,700万円を先ほどご説明をさせていただきました。

そして、契約変更の内容でありますけれども、今回3,699万7,200円を追加し、合計で9,564万4,800円に工事委託契約を変更させていただきお願いでございます。

それでは、お配りをしておりますA3判の資料で今回の追加部分のご説明をさせていただきます。

今回お願いいたしますのは、平面図の赤く表示した箇所でございます。

まず1点目でございますが、中央右側の橋長116メートルの橋梁工事の関係では、この高欄工事が長さ253メートル、及び橋梁部の照明工事5基つける予定でございます。この関係が1点。

それから2点目につきましては、その橋梁工事の右側の中尾沢の取り付け工事。要するに一般道にすりつく部分の工事の改良を6月をお願いをしましたけれども、その舗装工事が残っておりまして、長さ240メートル部分でございます。

それから3番目といたしましては、のり面工事が3カ所ございます。先ほどの中尾沢工事の舗装部分の下によく見ますとこの部分、この部分が少し太くなっているかと思えますけれども、その部分が約3段ほどですね、のり面工事を行わなければならない。

それから図面中ほどのですね、のり面工事、上ですね、上に赤く塗ってあるところ、長さ30メートルあるところですが、そこの工事と、それから図面左側の上に、のり面工事がありまして、合計3カ所ということで、長さ180メートル、合計で180メートルでございます。

その次に、その他といたしましては、概成開通させる長さトータル的に雁ヶ沢ランプから中尾沢の入り口まで1,060メートルでございますけれども、その道路台帳、整備と整備の調査

と図面にはございませんけれども、現道の松谷・六合村線大平牧場の関係でかなり生活道が傷んでおります。抜けそうなところもございますので、そういった補修及び改修工事というものも水特法に基づいてやっていただけるということでありますのでその測量、設計、調査でございます。

以上でありますけれども、どうぞよろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

9月16日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎陳情書の処理について

○議長（一場明夫君） 日程第14、陳情書の処理についてを議題といたします。

さきの議会運営委員会までに受け付けた陳情書は、お手元に配付した陳情文書表のとおり、委員会に付託しますので、その審査を9月16日までに終了するようお願いいたします。

以上で、陳情書の処理についてを終わります。

◎散会の宣告

○議長（一場明夫君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、次の本会議は9月17日午前10時から会議を開きますから、出席をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

（午前11時10分）

平成21年 9 月 17日（木曜日）

（第 3 号）

平成 21 年東吾妻町議会第 3 回定例会

議 事 日 程（第 3 号）

平成 21 年 9 月 17 日（木）午前 10 時開議

- 第 1 認定第 1 号 平成 20 年度東吾妻町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 2 認定第 2 号 平成 20 年度東吾妻町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 3 認定第 3 号 平成 20 年度東吾妻町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 4 認定第 4 号 平成 20 年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 5 認定第 5 号 平成 20 年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 6 認定第 6 号 平成 20 年度東吾妻町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 7 認定第 7 号 平成 20 年度東吾妻町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 8 認定第 8 号 平成 20 年度東吾妻町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 9 認定第 9 号 平成 20 年度東吾妻町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 10 認定第 10 号 平成 20 年度東吾妻町水道事業決算認定について
- 第 11 認定第 11 号 平成 20 年度東吾妻町国民宿舎事業決算認定について
- 第 12 議案第 6 号 東吾妻町指定管理者選定委員会条例の制定について
- 第 13 議案第 7 号 東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 14 議案第 8 号 東吾妻町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 第 15 議案第 9 号 東吾妻町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 16 議案第 10 号 東吾妻町在宅介護慰労手当支給条例の一部を改正する条例について
- 第 17 議案第 11 号 東吾妻町国民宿舎条例の全部改正について
- 第 18 議案第 1 号 平成 21 年度東吾妻町一般会計補正予算（第 4 号）案
- 第 19 議案第 2 号 平成 21 年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）案

- 第20 議案第 3号 平成21年度東吾妻町老人保健特別会計補正予算（第1号）案
- 第21 議案第 4号 平成21年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案
- 第22 議案第 5号 平成21年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第1号）案
- 第23 議案第13号 工事委託契約の変更について
- 第24 選挙第 1号 烏帽子山植林組合議会議員の選挙
- 第25 陳情書の委員会審査報告
- 第26 閉会中の継続審査（調査）事件について
- 第27 発委第 1号 意見書の提出について（ハッ場ダム建設事業の継続を求める意見書）

本日の会議に付した事件

日程第17まで

追加日程第1 議案第1号 平成21年度東吾妻町一般会計補正予算（第4号）案撤回の件

出席議員（17名）

1番	一場明夫君	2番	竹渕博行君
3番	金澤敏君	4番	青柳はるみ君
5番	須崎幸一君	6番	浦野政衛君
7番	角田美好君	8番	日野近吉君
9番	大岡広海君	10番	中井一寿君
11番	上田智君	12番	橋爪英夫君
14番	佐藤利一君	15番	加部浩君
16番	菅谷光重君	17番	原田睦男君
18番	高橋基雄君		

欠席議員（1名）

13番	前村清君
-----	------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	茂木伸一君	副町長	関口博義君
教育長・教育課長事務取扱	小林靖能君	総務課長	渡辺三司君

企 画 課 長	蜂須賀 正 君	保健福祉課長	高 橋 啓 一 君
町 民 課 長	猪 野 悦 雄 君	税務会計課長 兼会計管理者	武 藤 賢 一 君
産 業 課 長	角 田 輝 明 君	建 設 課 長	市 川 忠 君
上下水道課長	加 辺 光 一 君	事 業 課 長	富 沢 美 昭 君

職務のため出席した者

議会事務局長	佐 藤 正 己	議会事務局長 議係	田 中 康 夫
議会事務局 主 任	角 田 光 代		

◎開議の宣告

○議長（一場明夫君） おはようございます。

連日、大変ご苦勞さまです。

ただいまより本日の会議を開きます。

（午前 10 時 00 分）

◎議事日程の報告

○議長（一場明夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い会議を進めてまいります。

なお、前村清議員につきましては、病気入院中につき、家族から欠席の申し出がありました。

また、本日は傍聴の申し出があり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げますが、傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されますようお願いいたします。

◎認定第 1 号の質疑、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第 1、認定第 1 号 平成20年度東吾妻町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

ここで、税務会計課長より発言を求められておりますので、これを許可します。

税務会計課長。

○税務会計課長（武藤賢一君） 大変申しわけございませんが、一般会計の決算書でまたちょっと間違いがありましたので、訂正をしておきたいと思います。

まず、84ページになりますが、老人福祉費の備考欄で、6行目、7行目を見ていただきたいと思います。

介護保険特別会計繰出金といわびつ荘の運営特別会計繰出金なんですけれども、この金額に誤りがあります。まず、介護保険については1億4,281万8,925円、いわびつ荘の関係は3,585万6,000円ということで合計は変わらないんですけれども、内訳がちょっと違っていました。よろしくお願いします。

もう一つ、教育関係で、138ページをお願いしたいと思います。

（「さっきの数字をもう一度お願いします」と呼ぶ者あり）

○**税務会計課長（武藤賢一君）** 数字、すみません。数字をもう一度申し上げます。介護保険の関係が1、4、2、8、1、8、9、2、5です。それから、いわびつ荘の関係が3、5、8、5、6、0、0、0となります。よろしくお願いいたします。

次に、138ページをお願いしたいと思います。

学校管理費の備考欄ですけれども、下から15行目になりますか、生徒用パソコン購入費で25万1,370円というふうに記載されていると思うんですけれども、これがパソコン購入費ではなくて、東中の生徒用の机、いすの購入費ということですのでよろしくお願いいたします。

もう1点ですけれども、162ページをお願いしたいと思います。

下から14、15行目、学校薬剤師報酬と学校歯科医報酬というのがあると思うんですけれども、この金額がちょうど逆になってしまっていましたので、矢印か何かで逆にさせていただければというふうに思います。

それで、この間、何点かこういった訂正がございます。議会終了までには事務局のほうから正誤表が配られますので、またそこでご確認をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○**議長（一場明夫君）** 確認いただけましたか。

本件については、去る9月8日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

15番、加部議員。

○**15番（加部 浩君）** 町長に、基本的なことを二、三お尋ねしておきたいと思います。

8日の初日の日に、町長からこの決算に対するご意見の大まかは拝聴いたしました。その中で、本当に大まかなものと私はとらえておりましたので、もうちょっとこの20年度の決算が終わったご感想、もうちょっと掘り下げた感想を聞きたいと思いますが、よろしくお願いします。

○**議長（一場明夫君）** 町長。

○町長（茂木伸一君） 合併をして3年目の決算ということでございます。

やはり、合併をしたという大きな出来事の後、1年、2年ではやはりこの財政の状況というのは、レールに乗ったかどうかということまではわからないという、まだまだ危機感を持っておりました。そういった中で、3年目も同じ、1年目、2年目と似たような形である程度の決算ができたということについては、まず間違いではなかったんだというように思いました。

平成20年度につきましては、正確な数字は申し上げられませんが、約1億2,900万円でしょうか、繰り上げ返済ができ、そしてなおかつ最終的な収支残高というものが、実質収支額というものが3億1,300万円余になっております。

そういったことから、合併における財政健全化に向けたレールは、ある程度までは敷けたのかなと思います。やはり、予算の組み方、いずれにいたしましても我々が手にできる収入というものは限られております。そういった中での予算の配分の仕方というものの一つのレールは敷けたのかと思います。

1年目、2年目、3年目、そしてこれをこの財政の関係からだけ言えば、もうちょっと重点的に予算を使うところを見つけて、そのところに重点的に予算配分をすることがこれからできると、合併後10年たったところでは非常に明るい兆しが見えたというのが、3年目の決算をした中での明るい兆しということでございます。

ただ、まだまだ合併というものに対するお金はかかってはいます。やはり住民の生活、住民サービスを少しでも後退させないという中で、今後の予算編成も、もう一度見直した中でやっていく必要があるのかなと、そのようには考えています。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） まだまだ大まかなんですけれども、そんなに細かく言えるはずはないので、そのくらいでいいかなと思いますけれども。

今おっしゃっていただきました中で、もう少し突っ込みまして、町長、大丈夫ですか、すみません、この予算、決算を終えまして、特に誇れるところというのはどんなところですか。

○議長（一場明夫君） 町長、答弁をお願いします。

町長。

○町長（茂木伸一君） 全く先ほどと同じ回答になります。財政健全化に向けての着実な予算、そして決算だったと。

ただ、そういった中でも、職員も頑張って不用額を出していただいた。予算を組んだとき

には非常に厳しい予算です。本当に一円たりとも、100円、200円が足らなくなるというくらいの感覚で予算を組んでいます。そういった中でも、職員も経費の削減、そういったことも十分こたえてやってくれた、そんなように思っています。

いろいろな中で、こういった上向きの決算ができたということは、関係各位に感謝をしたいと思っております。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 自分が誇れること、これがこうして、おれはよかったというようなことは、即答できるぐらいのものが欲しかったと思うんですけども、それもやむを得ないことだと思いますが、それでは、逆にこの決算を終えまして、今年度の補正、来年度の予算に向けて、反省点というのは何かありますか。なければないで結構でございます。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 反省点は、やはりいろいろなところに、細々としたところには、やはりあります。予算の組み方で職員に不自由をかけたということも現実にはございます。

ただ、いろいろな今回も予算の組み方、そしてなおかつ補正をうまく組まなかったであるとか、議会、委員会の中でもご指摘を受けた会計がございました。そういったものを一つ一つつぶしていくということで、これから先もやっていくためには、その一つ一つというものを大いに、それぞれ担当者ともども反省をしていく必要があると思います。

ただ、失敗も前向きにとらえるというつもりでは考えておりますので、反省をしながら、次にはどうする、そういったことを職員ともども学習しながらやっていこうと思っております。

反省の一番大きなところは、余裕を持たない予算をつくってしまったということが反省の一番ではあります。ただ、逆に、余裕を持たない予算でしっかりやりくりをしたというところも誇れる点だろうと、相反するというようなところの中にありますけれども、やっぱり学習した中で次回の予算を組んでいく、そんなつもりでおりますので、いろいろとご指導をお願いできたらと思います。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 本当に私もきょう、これ議案を見ましたらいっぱいありますので、聞きたいことがいっぱいあるんですけども、かいつまんでもう1点だけ、町長質問はもう1点だけに絞っていきたいと思います。

この予算を組み立てるときに、予算の議会のときに、私はこう言いました、町に集中した

予算ではないかと。役場から遠く、須賀尾、大柏木、私の地元は大柏木、岡崎、そういうところには薄い予算ではないかということを、この20年度の予算のときに質問をしてあります。その辺のところはうまくいきましたか。いまいちだと思えますか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） やはり、その辺はまだ、合併してからの3年目というようなことでのバランスの悪さはあろうかと思っています。

ただ、中心部に集中した予算、これは特にまちづくり交付金であるとか街路事業、そして都市計画事業、そういったことからどうしても多くなっている継続事業、特にまちづくり交付金事業につきましては最終年度でありました。そういった中で継続事業が多いということも一つです。

ただ、加部議員の地元であります大柏木につきましては、八ッ場ダムに関連で道路、県道ということでの大規模な工事もされております。それはそれで、町の中でやっている事業の一つ、私どもの予算ではないですが、そういったことの一つであると。そして、坂上につきましては、そのほかにオリジン線を何とか早くに完成をさせたい、そういったようなことで、やはり集中投資というのが必要なのかと思っています。

ですので、前々から申し上げていますが、道路というようなものに、そしていろんな事業のものについては、やはり順位をつけた中で、皆様方のご理解を得ながら進んでいくのがよろしいかと思っています。確かに、特にことは予算が少ないという地域が出るかもしれませんが、でも、逆に言えば、災害が起きたために予算が大きくなったというその地域は、逆に言えば不幸なわけです。だから、予算の多寡ということではなく、逆に予算を使わずとも、一般の生活に支障がなく整備がされているというような状態を、早くこの全域がそのようになるようにということだろうと思います。

まだまだ社会資本の整備はできません。ですから、そのあたりで21年度の二次補正予算のところでは、実利的な、現実的なものに目を向けた中で、非常に夢のない、今までできなかったことだから今回にやろう、例えばプールの片づけなんていうのも、そのあらわれだと思っています。そういった中で、予算のやりくりということを皆さん方のご理解を得ながらやっていくということで、ご理解をいただけたらと思っています。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 町長には質問というわけではないんですけれども、今、町長がおっしゃっていただきました素早い予算、これは非常に、あえて言わせていただきますけれども、

萩生、大戸、大柏木、ゲリラ豪雨の災害、これは本当に3日後にはもう手をつけるというような素早い対応をしていただいた、これは非常に評価しなければならないと私は思っております。今後とも、これから来年度予算等とも積み上げていく時期となりますので、ぜひとも町中心の予算ということでなく、幅広い見地で、ひとつ予算を組んでいただきたいと思います。

議長、もう2点ばかり教育関係で質問したいと思うんですが、お許し願います。

教育関係、教育長、今、町長に聞いたと同じですけども、この20年度決算を終えましてご感想、非常にこれ、教育長にしてみれば酷な質問になろうかと思えますけれども、教育長でありますので、ぜひその辺のところをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（一場明夫君） 教育長。

○教育長（小林靖能君） 子供たちから住民の人たちにとって、それぞれ適切な予算であったと考えますし、適切な執行が行われたというふうに考えております。よろしいでしょうか。以上です。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） それはマニュアルを読んだ回答ということで、だれにも言える回答です。だれに聞いてもそれは、そういう回答は出てまいります。

多分、教育長、これだけのものがもう今ありますので、目を通してくれたものと思って私は質問しているんです。だから、大まかでいいですから、幼稚園はどうだった、小学校はどうだった、中学校はどうだった、社会教育はどうであったか、大まかなものを知りたいんです。

○議長（一場明夫君） 教育長。

○教育長（小林靖能君） 先ほど申し上げましたとおり、幼稚園、小学校、中学校ともそれぞれ、例えば中学校関係で、関東・全国大会出場するというようなこと等に関しましても、適切に予算が計上され、そして執行されている。それから、社会教育関係にかかわりましても、そういうふうに進められているというふうに受けとめさせてもらいました。

以上です。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 社会教育費関係で突っ込んで質問いたします。

青少年対策費はどんな感想を持っておられますか。

○議長（一場明夫君） 教育長。

○**教育長（小林靖能君）** 額は少ないですけれども、例年に準じて取り組みが進められているし、そういう予算が執行されたというふうに受けとめております。

○**議長（一場明夫君）** 15番、加部議員。

○**15番（加部 浩君）** 実際にこれに携わった期間が短いということで、非常に回答しにくい部分があるかと思しますので、余り突っ込んではいませんが、この予算のときに、この青少年対策費、これでいいのかということを私、質問しております。そのときに、丸橋社会教育課長、もうちょっと考えたいということをおっしゃっております。これは議事録を見れば載っておりますので、ゆうべ私よく読んできましたから、これは間違いございません。その辺のところの対策というものは全くなされていないと思えるんですけれども、教育長、本当にもうわからなければわからないで結構ですから、正直に言ってください。わからなければわからないでしょうがないんですから、その辺がもし回答があれば、ご回答お願いいたします。

○**議長（一場明夫君）** 教育長。

○**教育長（小林靖能君）** わからない部分が多いわけですが、予算に伴って適切に執行されたというふうに受けとめております。

○**議長（一場明夫君）** 15番、加部議員。

○**15番（加部 浩君）** きょうはこのくらいで教育長さんには余り、それ以上突っ込むことが酷かと思しますのでやりませんが、次回からはもうちょっと回答もお考えになって、先生が生徒に教えるような回答ではなくてもっと、何というんですか、現実を帯びた回答を希望いたしますので、ひとつ切磋琢磨をよろしくお願ひしたいと思います。

社会教育、特に青少年対策費、非常に少ない。1年間でこれだけのもので東吾妻町の青少年を網羅するということは、とてもとてもできない金額であると思っております。ですから、事業も非常に限られておると。毎年毎年同じことを繰り返しているだけだということで、じり貧になっております。この辺のところは非常に、大いに反省するものだと思っております。これに対しまして、教育長、現在どんな感想を持っておりますか。

この回答を受けまして、私の質問を終わらせていただきます。

以上、ありがとうございました。

○**議長（一場明夫君）** 教育長。

○**教育長（小林靖能君）** 先ほどから申し上げておりますように、例年に準じましてこの予算が立てられ、それに則して進められたというふうに受けとめておりますし、中央公民館を基

点にしながらいろんな事業も進められておりますので、この予算に限りましては、青少年対策として進められてきたんだというふうに受けとめております。

以上です。

○議長（一場明夫君） ほかにございますか。

2番、竹渕議員。

○2番（竹渕博行君） 先ほど、訂正で税務会計課長のほうよりございました。保健福祉課につきましては、委員会の審査の中で訂正をさせていただいております。

そういった中で、教育委員会関係で2カ所ほど訂正があったわけですが、これらについては委員会審査の中で訂正はしていないということで、このようなことがあると、我々としてもこの個々の金額、そしてまた内容等についてはなかなか審査しづらい部分でございますので、教育長、コメントがありましたらぜひお願いしたいと思います。

○議長（一場明夫君） 教育長。

○教育長（小林靖能君） 文教厚生常任委員会の折に、そこまでは気づかなくて大変申しわけなかったんですけども、その後吟味、検討していきましたら、このところはこんなふうというふうに、先ほど会計課長が述べたように訂正がありましたのでお願いしました。今後そういうことがないように努めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） ほかにございますか。

11番、上田議員。

○11番（上田 智君） この決算について、並びに施策の実績ですか、これについて若干、教育長に質問をさせていただきたいと思います。

学校教育の関係で、教育環境の整備、これについて非常にいいことが書いてあるんです。「教育効果を上げる上で極めて重要であり」というようなものがあるわけなんですけど、それにちなんで学校統合問題、特に中学校の問題でございしますが、合併以前、現町長でいらっしゃいます茂木町長が文教常任委員会に所属をしていたときに、学校統合の審議会等がなされております。そこで一定の結論が出て、その当時は、合併前ですから、その当時の長とすれば、今合併問題があるけれども、それには関係なく4地区の学校統合を早急に進めていきたいというような話がありました。それはそれとして、今度の新町長になったときに考えてはいたんでしょうけれども、ここ3年が経過をしたときに、改めて4年目に向けて、また再度アンケートを実施するというようなものが出ております。そういったものをなぜこういった実績等に入れなかったのか。

また、一昨年だったと思いますが、調理場の火災だとかそういったものがありました。そういったものについても当然こういうところに明記しておくべきものと思われます。どういうふうに学校教育課とすれば、学校統合については準備を進めてきたのかというようなことも必要かというふうに私は思うんですが、その点は教育長、いかがでしょうか。

○議長（一場明夫君） 教育長。

○教育長（小林靖能君） 教育環境を整えるということは、子供たちにとっては大変重要だというふうに考えております。

中学校の統合にかかわりましては、今後町当局とも十分に相談し、そして議会、住民の方々等のご意見も参考にしながら進めていけたらというふうに考えております。

以上です。

○議長（一場明夫君） 11番、上田議員。

○11番（上田 智君） 今後、今後というのがずっと続いているわけなんですけれども、一応私も審議会のメンバーの一人であったと思っております。そんな中で、町長に答申をして、そういう状況に至ってきたというようなことを考えると、じゃ、そのときには何のために10何回もの会議を開いて、そこに合意が至ったのかという、それが今は全然参考にされていないんですね。そういうことの解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（一場明夫君） 上田議員に申し上げますが、20年度決算にできるだけ集中して質問をお願いしたいと思います。

教育長、答弁をお願いします。

教育長。

○教育長（小林靖能君） その重みも十分に踏まえて、教育委員会のほうとすれば考えているところでございます。

○議長（一場明夫君） 11番、上田議員。

○11番（上田 智君） ぜひ、この問題についてはやっぱり教育行政にとっては重要な課題だと思います。なるべく早い時期に、もう既に決算で20年度が終わってしまったわけなんです。金額等についてはとやかく言うものではありませんが、そういう施策の内容的に、そういった文言をちゃんと入れておく必要があるのではないかなというふうに私は思ったものですから、質問をさせていただきました。ぜひ、そういうものも、いいことばかりでなく余り書きたくないようなことも、やっぱり記しておくということも、これは一つの施策の実績として残っていくものですから、ぜひそのようにしていただければというふうに思っており

ます。ぜひ、その点をよろしく願いをして、私の質問は終わります。

○議長（一場明夫君） 教育長、答弁ございますか。

○教育長（小林靖能君） ありません。

○議長（一場明夫君） 上田議員、答弁よろしいですか。

○11番（上田 智君） したくなければ。

○議長（一場明夫君） それでは、11番、上田議員の質問を終わります。

ほかにございますか。

9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 何点か伺いますが、まず1点、街路事業について負担金、すみません、県営事業負担金という形で相当額が支出されています。この根拠を伺います。

○議長（一場明夫君） 建設課長。

○建設課長（市川 忠君） 根拠というのは、法的根拠という話でありますか。それとも、今町として受け入れている負担ということであるのか、ちょっともう一度お願いをしたいと思っています。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 負担ということですから、これは法的な負担ということになるかと思うんですが、どの法を根拠にこの負担をしているかということです。

○議長（一場明夫君） 建設課長。

○建設課長（市川 忠君） この事業に関しましては街路事業ということでありまして、交付金の交付率についてという形の中で、現状では10分の5.5という形で、失礼しました、県施行の部分ということで、街路事業につきましては県施行でありますから10分の5.5、そして、ついではそのうちの、失礼しました、国が5.5で、ついではその残りのうちの10分の4.5につきましては、県が60%、町が40%ということで、その40%分につきましては町が約18%の事業費の中の負担ということで以前から、この事業が始まりました平成13年だっと思えますけれども、ちょっとこれははっきりわかりませんが、そういう形の中で対応しているということで、20年度につきましてもそういう対応でやってきたということでございます。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） そうすると、この事業について国の補助といえますか、負担分が10分の5.5あると。それで、この5.5という数字はどの法令を根拠に5.5という決定がなされていますか。

○議長（一場明夫君） 建設課長。

○建設課長（市川 忠君） この街路事業につきましては、以前からそういった対応をしま
いっております。特に、国の部分、それから県の部分、そしてこの事業につきましては、町
にとって必要だということで、都市計画の都市計画道路として、今ご質問の大図議員さんは
地域特別委員会の中でもそのお話をされたということは聞いております。私に昨年の８月に
なってからも、その当時、町長としては、できるだけ安ければ安いほうがいいけれども、現
状としてはそういうことで流れているんだということでご説明をしておりますけれども、そ
の根拠がどうだということになりますと、国・県の部分につきましては、私の不勉強でその
部分については現在お答えができませんので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（一場明夫君） ９番、大図議員。

○９番（大図広海君） そうすると、根拠はわからずのまま、県に言われるままに、はい、こ
としの負担はこれだけですと言って支出していた、そう解釈して間違いないでしょうか。

○議長（一場明夫君） 建設課長。

○建設課長（市川 忠君） 大図さんの意図するところがどこなのか私にはわかりませんが、
毎年そういった形での負担分という形で、毎年当初に参ります。その中で、私どもとしては
今までの継続事業、流れの中で、私も昨年の８月、20年度につきましては既に決裁をとって
あるかと思いますが、そういった中で引き続き対応して来たということでありまして、
町としての方針という中で決裁をいただき、そして対応しているということでございます。

○議長（一場明夫君） ９番、大図議員。

○９番（大図広海君） ですから、言われるがままにということですね。基本的にはこの、じ
ゃ県が整備をする県道高崎・東吾妻線、この部分について町村の負担をさせるという根拠は、
どこに基づいてなされていると思っていますか。

○議長（一場明夫君） 建設課長。

○建設課長（市川 忠君） 地域特別委員会でも申し上げましたけれども、私主管課長として
の個人的な見解として仕事をしていないということで、以前にも申し上げたと思いますが、
ども、その部分については私、基本的には不勉強でありまして、本当にこの部分については、
正しいのか、正しくないのかということではなくて、全体の事業の流れの中で対応しておりま
すので、その部分につきましてはお答えができないという状態であります。

○議長（一場明夫君） ９番、大図議員。

○９番（大図広海君） そうしますと、正しくないか正しいかが判断がつかないままに、従前

からやっているから、これを支出したんだということにならざるを得ない。

いいですか、基本的には地方財政法27条に基づいてやっているということでした。しかし、27条の2という法律があります。町村に負担させてはならない事業というのがあります。それはまた後段に送るとしておいて、27条の第2項で、当該町村の意見を聞き、いいですか、だからどの程度の負担が適正かということをお互いに協議をしながら、これでというものが決まった段階で、いいですか、県議会の議決が必要ということになります。そうすると、吾妻町が、すみません東吾妻、かつて吾妻町も含めて負担したこの経費の部分について、県議会の議決がなければ手続未了ということになります。いいですか、負担した側が、少なくともその本会議において、その県議会の議事録の提出を求めたら、あなた出せる自身がありますか。

○議長（一場明夫君） 建設課長。

○建設課長（市川 忠君） 自信はございません。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 実は、ないんだそうです。この1点をとっても負担すべきではない。法定主義なんです。

それから、後段に移りますが、国費が10分の5.5出て、この部分については特段の配慮がなされた。旧でいえば道路整備緊急措置法、だんだん名前が変わってきまして、現在では道路整備の財源に関する国の何とか、そんなような法律に変わっています。その中において、すみません、地方財政法27条の2が負担させてはならないと指定したその事業について、この緊急措置法の対象になっているものは、負担させてはならないものにやっている。道路法のところで言っているところの道路、56条の中においては、国が負担すべきものというのは政令で決めるような形にはなっています。

ところで、この緊急措置法は、道路法が決めたものよりは高額な国庫補助になっている。そこに5.5という数字が出てくる。恐らく、今県のほうに情報公開請求をしていますので、そういった書類が出てくるとは思うんですが、それ以外、見当たらないんですね。そうすると、国費が5.5出ているところの事業は、町村に負担させてはならないんです。させることができるじゃなくて。この事業に相当しているんだろうなという、答えはそこしか行き着く場所がないんです。

それで、新たに、すみません、これは東吾妻のそういった優秀な職員に伺います。私の考えは間違っていますでしょうか。

○議長（一場明夫君） 建設課長。

○建設課長（市川 忠君） 優秀かどうかわかりませんが、私は建設課長として今年の8月から住民のために一生懸命させていただいております。

その中で、この町の都市計画道路にかかわるものに関しましては、基本的にはその国の5.5という部分の中で、今、大図議員が申されましたけれども、27条の2という中で、負担をさせてはならないという法的な解釈が正しいかどうかわかりませんが、基本的には、そうすると県が負担をさせてはいけません。

そして、大図議員の言葉によりますと、県議会での決定がないということで、これは明らかに法定主義に反しているというお話でございますけれども、これは確固たるものではないですけれども、私も主管課長として今年の8月に赴任した段階で、この道路に関しては、その町の都市計画道路の中で街路事業というものに盛り込んだ中で、本来でしたらそういう形なのかもしれませんが、群馬県がその分の60%を持っていただいて、県が事業としてやるからという中で18%であったような話を、これは間違いはないという話ではありませんけれども、県事業としてやっていただく。本来ですと、その5.5の下としては、町としては都市計画道路としてやる場合には4.5持たなければならない、それを県事業としてやっていただいて、ですから18%の負担になるということで、先ほど大図議員が言いました27条の2の部分の、負担させてはならないという部分の中から、私のそれは記憶、または間違った考え方かもしれませんが、そうなのかなということは聞いております。

ただ、町としての考えの中で、私は上司からの指示に基づいて、町民のために一生懸命仕事をさせていただいている中で、その部分が本当に今までそうだったからそれでいいんだということで、なるべくならないような方向でやっていますけれども、そういった中で、足りないと言われれば足らなかったのかなとは思っていますけれども、答えになったかどうかわかりませんが、よろしく願いをしたいと思います。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） この街路事業、延長何百メートルの話なんです、割合、東吾妻の事業とすれば高額なものになってくる。それで、町内の意見も分かれるところも多い。

この中で、これが都市計画決定はされた道路ではありますが、都市計画道路として、町道として整備されるということで、その部分を県代行みたいな形でやってもらうというような形だったら、それもあり得る話かもしれないですよ。事はそうではないんです。県道高崎・東吾妻線、当時は県道榛名・吾妻線でした、それで県道事業の一環として、平成8年よ

り淡々と手続が進んできて、当初から、当初の法律でいいますと道路整備緊急措置法、これに規定するところの5カ年計画の中に網羅されている。そうすることによっておいて、国費がふだんの割合よりは増額される。工務の担当の中之条土木事務所と、あるいはその接点である吾妻町との話し合いの中と、その財政的な措置をする担当が本町にいるわけですよ。そういう措置をした場合には、町村負担はできないんですよという説明がなかったのかと思います。

一律県は2割の負担でお願いしているんだと、いいですか、そうすると法が求めた、協議じゃないんですよ、協議というのは一件一件の作業に対して、相手先の財政状況とその利用度に基づいてといえますか、事業の性格に基づいて、みんな違うんだと思いますよ。だから、これはどのくらいの負担でいきましょうかねということになるんだと思うんです。当然、同じような性格であっても、当該自治体の財政力によっても恐らく違ってくるでしょう。1割、2割という負担を町村に求めているということが、やっぱり法が要求した内容とは随分違う。

それで、そうやって、本来県事業で、県道の整備ですから、その整備を町村に負担をかける場合には、やっぱりそれなりに県議会の承認が必要だと、それが適性だったかどうか、法が求めたんでしょうね。県議会の承認。当時説明にあらわれた県の役職の人は、いいですか、予算に載っているからそれでいいんだと豪語して、それっきりもう委員会には出席しません。本来、予算・決算は議決事項でありますから、当然にそれ議決を行う。ただ、別途法が議決等を求めた場合、予算・決算に数字が載っていればいいんだということではありません。多くの判例はそういうふうに示しています。当然に我々もそういう考えを持っています。

いいですか、その中において、この決算もまた何千万円というお金が支出されます。ましてや、この中には用地費も含まれています。仮に2割の負担をしたのならば、吾妻町が負担した相当分は共有持ち分で所有権が入っていないとおかしい。所有権は入っていないそうです。そうすると、この事業の性格自体が大分危ないものになってくる。だとすれば、吾妻町のとる方法はどこにあるか。

当初、こういう説明も受けました。平成8年当時、以前からでしょうね恐らく、当時の担当が行き、あるいは町長とのトップ会談があり、負担をするという約束があった。吾妻は約束した。ところで、こういった約束については文書によるという規定になっていますので、その文書は保存されているか。

あるいは、またその文書の、恐らくそれは無理でしょうけれども、文書が原因になって、

毎年毎年、後年度負担を強いることになる。後年度負担を強いることは、別途、債務負担行為として決議が必要になる。数字が上がっていないものについて債務負担行為が可能かどうか、ちょっとまた知識がないところです。少なくともテン額を決めて、を限度にという負担ができるか、それだったら可能かどうか。

私の記憶では、そういった決議はされた覚えがない。当時、傍聴も欠かさずやっていたし、議事録も頻繁に見るようにしていました。その記憶がない。伺っておきます、そういった書類が保存されていますか。

○議長（一場明夫君） 建設課長。

○建設課長（市川 忠君） その保存、今、私自体は初めて聞いた話でございますが、それが保存されているかどうか、わかりません。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） それは後で結構です。あるようなら提出してください。

そうすると、契約事項も整っていない、それに対して債務負担決議もしていない、協議もない、県議会の議決もない、ましてや負担させてはならない事項にどうやら該当しそうだ、ここまで来れば、いいですか、とるべき態度はどちらかという話になります。またことしも高額な予算が支出されるでしょう。それでまだ終わらないでしょう。橋が必要かどうかということの論議だって分かれています。それについて、負担する必要がないものがもし出ていたとすれば、大変な問題になると思います。

この決算は、これで適正でしょうか。

○議長（一場明夫君） 建設課長。

○建設課長（市川 忠君） 冒頭から申し上げますけれども、一建設課長としての見解でなく、町としての姿勢を上司にお伺いして対応しているものでございます。

私はこの決算につきましては、そういった中で都市計画道路、街路事業としての対応としては適切であると考えております。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 時間ですので、もう1点、じゃ伺っておきます。

この決算書で見る限り、先年8月末に起きました東地区の給食調理場の火災に対する補償金が、ちょっと入っていないような感じに見えるんですが、その結果はどうなりましたか。

○議長（一場明夫君） 教育長。

○教育長（小林靖能君） 126ページにあります備考欄ですけれども、給食調理場運営管理費

のところの真ん中よりもちょっと上なんですけれども、東調理場施設修繕料、このところにあります予算の一部、それから同じく126ページの、その備考欄の下から10行目あたりのところにあります管内調理場天井換気扇清掃業務委託料というのがあります、これ。そして、もう一つは、同じページの下から2行目の調理用備品備品購入費という額でありまして、これらを充当しております。

○議長（一場明夫君） どこにそれが入っているかということを求めていると思いますが。

○教育長（小林靖能君） それらの中で、35ページ、36ページの7目の雑入の備考欄のところで、上から5行目の車両事故等保険料、この中の122万280円の保険料が充当されております。

以上です。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） そうすると、損害額に対して補償金が大分低いようですが、根拠はどこにありますか。

○議長（一場明夫君） 教育長。

○教育長（小林靖能君） 申しわけございませんけれども、わかりません。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） あなたは事務取扱方なんですよ。これは共済かどこかに入っているんだと思いますが、査定員が来て、その現状を査定して損害額を確定した、その損害額が120万円でしたということになるんだと思いますね。どの根拠に120万円という数字を出しましたかと聞いているんですよ。

○議長（一場明夫君） 教育長。

○教育長（小林靖能君） 先ほどお答えしましたように、どのような根拠でこの122万280円というのが充当されてきたかということは把握しておりません。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 恐らく、新品を買った皿洗い機は580万円です。ただ、これは新品補償ではなくて、耐用年数を見ながら減価補償したのかなと、数字だけ比較するとそういう考え方がおぼろげには浮いてきます。それにしても、備品の修繕19万円と、火災が出ましたからその辺の清掃費も大分かさんでいます。

いいですか、ここで伺います。当時の火災現況報告書、私も見ています。ちょうど1年前の9月議会だったか、私記憶していますが、町長答弁で、詳細についてはまだ把握しており

ませんと、追って調べて報告しますという答弁がありました。いまだにまだその報告はありません。

こういう火災が出ると、火災保険が出るから大丈夫だというような安易な考え方の中で、余りきゅうきゅうとしなかった当時の雰囲気はありました。でも、現実には決算してみると、一たん火災が出ると、どうしても保険の査定というのは低額になる。原状を回復するには、やっぱりお金が必要になってくる。じゃ、その火災保険契約、今、すみません、設置ですからどういう契約になっているか、私承知していませんが、我々の普通の火災保険になると、家財まで含めてほとんど再構築価格になります。いいですか、いわゆる焼け太りがそこにあるような状況であるんですよ。でも、この数字を見る限り、そうにはなっていない。だとなるとです、ここですよ、この火災の原因者に対して、管理責任をどうやって課せるかという話になってきます。その用意はありますか。

○議長（一場明夫君） 教育長。

○教育長（小林靖能君） 今のところは考えておりません。

○議長（一場明夫君） ここで休憩をとります。

再開を午前11時10分とします。

（午前 11 時 01 分）

○議長（一場明夫君） 再開いたします。

（午前 11 時 10 分）

○議長（一場明夫君） 引き続き質疑を行います。

9 番、大図議員。

○9 番（大図広海君） そうしますと、この火災保険、どういう形になりますか、この120万円何がしというお金は、少なくとも固定資産に対する保険料ですか。動産に対する保険料ですか。

○議長（一場明夫君） 教育長。

○教育長（小林靖能君） 申しわけございませんけれども、そのところはわかりません。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） では、町長に伺います。

先年、調べて報告しますと言っていました。まだその報告がありません。それで、決算承認ということになりました。この部分について、今で結構です、報告してみてください。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 私もその辺は確とは覚えておりません。

大図議員におかれましては、消防署にその当時行かれて調査をお済みだということで、私もそれで知ってくださったんだというように思っておりましたので、そのまま失念しておりました。失礼をいたしました。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 現場の意見聞き取りでいきますと、何度も漏電事故が起きている、作業中に電源がとまる、このままでは危ないし作業に支障が出るから善処してくれ、教育委員会のほうに現場から報告が何度もあったそうです。

いいですか、皿洗い機の中にスチームが当然つかってくると。そのスチームが漏電の原因であったと。調査結果もそういうふうになっていますが、当然それは報告を受けた段階で想像もしなくてはいけないことなんでしょう。

ところで、出入りの電気屋さんが検査に行ったそうです。そのときは何ともなかったという報告です。この事実は確認してありますか。

○議長（一場明夫君） 教育長。

○教育長（小林靖能君） そのように聞いております。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） ところで、食中毒等々、この厳格な衛生体制が堅持されている中で、作業中に電気技術者が給食調理場に入ることは、まず考えられない。作業がすべて終わった後検査したんでしょう。だから、蒸気が出ている段階じゃないと検査の対象にならなかったということなんでしょうね。

それで、問題はそこで、結果的に火災が発生したということになります。いいですか、その段階において、これを過失責任があったとすれば、だれにあるのか把握していますか。

○議長（一場明夫君） 教育長。

○教育長（小林靖能君） 把握しておりません。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 過失によって火災が発生したという認識はありますか。

○議長（一場明夫君） 教育長。

○教育長（小林靖能君） 火災が発生したその後、修理等々が行われたということは認識しております。

以上です。

○議長（一場明夫君） 過失による火災が発生したかという認識があるかということを問うていますが。

教育長。

○教育長（小林靖能君） そのようには認識しておりません。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） そうすると、これは自然発火になるんですか。違うでしょう。失火なんでしょう。失火というのは過失により火災が発生したこと、私はそういうふうに理解しますが。現実には火災はあったんです。これは漏電事故なんです。ただ屋内の配線をネズミがかじったとかということではないんです。何度も何度も漏電事故が繰り返されていて、善処の要請があって、いいですか、にもかかわらず放置をしておいて火災が発生した。これを失火と言わずになぜ、過失責任があるのか、重過失に値するのか、判断を求めます。

○議長（一場明夫君） 教育長。

○教育長（小林靖能君） 当時判断したこと等を、私自身は尊重していきたいというふうに考えております。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 当時の判断、まだ出ていないんですよ。調査をして報告をすると言っていたんです。その報告がまだないんですよ。

いいですか、当時の補正予算のときも、損害額は火災保険で充当されるんだというような説明を受けながら、500何万円の補正予算が可決成立しています。現実には、どうもそうっていない。場合によると、この120万円は金額からして、いいですか、減価相当分じゃなくて減価償却残、要するに残価分じゃなくて、建物が被害を受けた建物火災に対する補償金である可能性も高い。金額によると、恐らくそうなる。だから、固定資産は保険対象だったけれども、動産はなっていなかった、こういう想像も立ち上がるんですよ。

だとするとですよ、ちょうど1年前でしたね、その趣旨説明が大分違っていたことになる。

トータル、当時の管理監督の職にある人間が、これを少なくとも過失責任、場合によると重過失がそこにあるんじゃないか、そういう概念を管理者が持っていないと、税の処分者として、あるいは納税者として、どうもそこに万全の信頼が置き切れない。1円の無駄もなく予算を執行した、どうもその言葉は絵そらごとに過ぎない。

再度伺っておきます。重過失とは言いません。この一連の事件に対して、過失はだれにあったんでしょうか。

○議長（一場明夫君） 教育長。

○教育長（小林靖能君） 当時、経緯、経過等を説明したとおりだというふうに私自身は受けとめております。

（「結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） ほかにございますか。

12番、橋爪議員。

○12番（橋爪英夫君） 温泉関係について質問させていただきます。

まず、岩櫃ふれあいの郷の入館者数が10万人とありますけれども、これが正しい数字かどうかお聞きいたします。正しいというか、ちょうど10万人だというのはどうかと。

○議長（一場明夫君） 事業課長。

○事業課長（富沢美昭君） ちょうど10万人でございます。

○議長（一場明夫君） 12番、橋爪議員。

○12番（橋爪英夫君） そうすると、年度初めから末までで、ちょうど10万人ということで解釈してよろしいわけですね。

○議長（一場明夫君） 事業課長。

○事業課長（富沢美昭君） 4月1日から3月31日まで、平成20年度の入館者数でございます。

○議長（一場明夫君） 12番、橋爪議員。

○12番（橋爪英夫君） ふれあい温泉、それからあづま桔梗館、今現在はこの2つの温泉があるわけであります。合併前には、あづま温泉の桔梗館は特別会計でなされておりましたけれども、試行錯誤の結果、町長、一般会計の中に入れた。この11ページを見させていただきますと、岩櫃ふれあいの郷については住民休養の場、福祉増進の場、文化活動の場、健康増進の場、地域の雇用の場、消費（経済活動）の場として、広い役割を担っているわけでありますけれども、そういう中で、設備もいろいろ老朽化してお金もかかってくるというようにで

あります。

そんな中で、使用料等を見させてもらいますと、歳出が4,800万円有余のお金の中で3,500万円の収入、それから食堂関係について……失礼しました、4,800万円は食堂関係ですね。それで、食堂関係については売り上げが3,290万円有余の中で4,860万円からの支出があるということでもあります。桔梗館にしても、この数字を見させていただきますと、相当数の支出があるということでもあります。全体的に考えて、一般会計の中での処理でありますので、なかなかその辺の、特別会計と違って赤字の数字が出てこないというところで、見にくいわけではありますけれども、ただ、こういうところの実際の数字の中で、やはり産まれてきた1歳の子供でも、おふろに行けなくても、やはり税金を払うというような解釈に、私はなるのかなと思いますので、この辺の経営努力をどういうふうにやっていくのか、お聞きしたいと思います。

○議長（一場明夫君） 事業課長。

○事業課長（富沢美昭君） 経営につきましては、通常の入館者をふやすために、特別にシーズンを決めまして特別の企画を催すなどの取り組みをしております。

なお、桔梗館におきましては、業務の委託なども含めまして経費削減に努めてございます。

○議長（一場明夫君） 12番、橋爪議員。

○12番（橋爪英夫君） あり方検討会の中でも検討していくんでしょうけれども、非常に人件費から何から含めると、1杯のカツどんに例えても、非常に高いカツどんを売っているという状況でなければ、こういう数字は出てこないと私は解釈するわけなんですけれども、その辺のところ、やはり実際温泉に入って休養する、福祉の増進のために図るとか、そういうものはわかりますけれども、やっぱり食堂あたりは相当数の赤字を出してまで、その考え方をそのまま継続していくというのはどういうものかなと感じるわけなんですけれども、その辺をお聞かせください。

○議長（一場明夫君） 事業課長。

○事業課長（富沢美昭君） 食堂の経営ということですので、岩櫃の温泉センターのほうかと思いますが。桔梗館につきましては、食堂については業務委託してございます。

温泉センターにつきましては、指定管理などの方法も検討するような方向は出ているんですが、現在のところ、まだ事業課としましては榛名吾妻荘の指定管理に一応集中してございまして、温泉センター、岩櫃ふれあいの郷の食堂部門の指定管理までは検討に至っておりません。公共施設のあり方検討委員会などの審議も含めまして、今後の検討になっていくかと

存じます。

平成20年度の決算の中につきましては、できるだけ経費削減、並びにメニューにつきましても積極的に頑張っております。20年度の決算の中では、収入と支出のところをごらんいただければわかるかと思いますが、ふれあいの郷全体の運営もございますので赤字にもなっておりますが、現在のところは今後の検討を行っていくということでございます。

○議長（一場明夫君） 12番、橋爪議員。

○12番（橋爪英夫君） 桔梗館の中で、ガソリンの価格が高騰したためにお客さんが減って、収入も減ったんだというような解釈が書いてありますけれども、これが本当の事実なんでしょうか。

○議長（一場明夫君） 事業課長。

○事業課長（富沢美昭君） 20年度の施策の実績の部分を引用しているかと思いますが、入館者数は年度初め、ガソリン価格の高騰により減数となったがということでございます。こちらは昨年のガソリンの高騰というのがございまして、ほかの施設におきましても、やはりその影響が大きく出ております。特に7月、8月の辺が大きいわけでございますが、そのガソリン価格の高騰というのは確かに大きな打撃でございました。

○議長（一場明夫君） 12番、橋爪議員。

○12番（橋爪英夫君） いずれにしても、できればこういうところになるべくお金をかけないような経営をしていただいて、やはり今、この町でも、福祉とか少子化対策とか、重要な問題があるわけでありますので、ぜひ経営内容の改善を図っていただいて、新しい年度にはまたそれが反映できるような方向でお願いしたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） 答弁はどうですか、必要ですか。

事業課長。

○事業課長（富沢美昭君） 平成21年度ももう半ばになっております。先ほど申し上げましたが、今後桔梗館、温泉センターなどの指定管理については検討していかなければならないという認識にはありますが、現在、吾妻荘の指定管理に集中しておりまして、また新たに具体的にいつから指定管理にするかとか、どのような用途にしていくかとか、そういったことについてご紹介できる段階にはございませんので、今後十分検討してまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君） 町長、答弁ありますか。

町長。

○**町長（茂木伸一君）** 温泉の福祉部門というようなことも考えなさいと、今橋爪議員にご指摘いただいたかというようにも思います。使用料の中で、65歳以上の入館割引料負担額は年間約561万円であるというように、一応は数字はうたってあります。シルバーパスといいですか、そういった形で1日200円という、それはあづま温泉には随分効果があるのかなというように思います。やはり、それは町からの負担ということでの意識もやはり必要かなというようにも思います。

食堂の指定管理という中で、大分経営状況も改善はされております。ただ、やはりボイラーが傷んで、先日も2日だったか故障して、皆さんにご不便をおかけしましたけれども、ボイラーは今年度新しいものと入れかえをするという中で、金額は、ことはちょっとまた採算性ということになると問題かと思いますが、このボイラーを新しくした段階では、指定管理であるとかいろいろな委託の方法も、また考えられるのかと思います。

そして、岩櫃ふれあいの郷でございますが、やはりこちらのほうについてもいろいろな方策を考え、桔梗館も参考にしながら考えていくということ、それともう一つ、天狗の湯という問題もございます。そういったようなものが、来年春にはリニューアルオープンという形になりますので、こういった日帰り温泉施設全体をみんなで一緒に考えていきたいと考えておりますので、これからもいろいろとご指導をお願いできたらありがたいと思います。

○**議長（一場明夫君）** ほかにございますか。
(「ありません」と呼ぶ者あり)

○**議長（一場明夫君）** 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。
討論を行います。

(発言する者なし)

○**議長（一場明夫君）** 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については原案のとおりこれを承認することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○**議長（一場明夫君）** 起立多数。

したがって、本件は認定することに決定いたしました。

◎認定第2号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第2、認定第2号 平成20年度東吾妻町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る9月8日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告をお願いします。

文教厚生常任委員長。

（文教厚生常任委員長 竹淵博行君 登壇）

○文教厚生常任委員長（竹淵博行君） それでは、ご報告申し上げます。

去る9月8日、文教厚生常任委員会に審査を付託されました認定第2号 平成20年度東吾妻町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、9月10日開催の委員会において、猪野町民課長出席のもと審査を行いました。

最初に、事業勘定の決算ですが、平成20年度の決算は歳入総額17億6,564万1,415円、歳出総額17億792万7,174円、実質収支額5,771万4,241円となり、年度末の基金残高は1億1,116万2,961円となりました。

昨年度から長寿医療として後期高齢者医療制度がスタートした関係から、国保の加入世帯約850、被保険者数で約2,200人の方が減少しました。この結果、歳入も保険税が19年度決算より1億2,800万円ほど落ち込みました。しかし、医療給付費は前年度よりも件数及び支出額とも増加している状況であります。幸い、平成20年度も基金の取り崩しもなく運営してきましたが、医療制度の改革等によりこれからの運営が厳しさを増す状況には変わりありません。

今後においては、歳入財源の確保の重要性、決算で示された400万円にも及ぶ不納欠損額の解消に努めるとともに、4,860万円に上る収入未済額の徴収事務については、他課にまたがるとはいえ、連絡を密にとり対策を講じて、さらなる努力をされるよう強く要望をいたしました。

また、メタボ対策として、特定健診受診率を上げていただくPRや人間ドック等、町民みずから健康管理に努めていただくための施策を講じるとともに、健康増進事業にも積極的に取り組んでいただき、診療給付費等の抑制に努めていただくよう、あわせてお願いをいたしました。

以上が事業勘定です。

次に、施設勘定について報告いたします。

歳入総額8,668万9,449円、歳出総額8,501万8,495円、実質収支額167万954円であります。歳入では外来収入が6,927万9,373円で全体の8割を占め、一般会計から繰入金885万円、ほか県支出金、繰越金が主なものとなっております。歳出では施設管理費4,274万12円、医薬品購入として医業費3,845万8,435円等が主なものです。

歳入の診療収入が前年対比増となりましたが、さらなる町民の健康維持と地域に密着した医療活動を進めていただくとともに、今後も経費等の節減に努め、健全な運営ができるよう要請いたしました。

以上、事業勘定、施設勘定の国民健康保険特別会計について、文教厚生常任委員会としては全員一致で認定すべきものと決しましたので、本会議におかれましてもよろしくお取り計らいくださいますようお願いを申し上げます。

○議長（一場明夫君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は認定することに決定いたしました。

◎認定第3号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第3、認定第3号 平成20年度東吾妻町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る9月8日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

文教厚生常任委員長。

(文教厚生常任委員長 竹渕博行君 登壇)

○**文教厚生常任委員長(竹渕博行君)** それでは、ご報告申し上げます。

去る9月8日、文教厚生常任委員会に審査を付託されました認定第3号 平成20年度東吾妻町老人保健特別会計歳入歳出決算認定につきましては、9月10日開催の委員会において、猪野町民課長出席のもとに審査を行いました。

平成20年度の決算は、歳入総額2億6,075万982円、歳出総額2億2,219万985円、実質収支額3,855万9,997円となっております。

この制度の老人医療費負担割合は、医療報酬支払基金が12分の6、国庫負担金が12分の4、残り12分の1ずつを県費、町費で賄っております。

歳入金額は前年対比12.5%、歳出金額が前年対比9.3%となりました。この要因は、昨年度増設された後期高齢者医療制度に伴い、過年度分医療諸費処理によるためのものです。

現在、医療機関からの請求にあわせ、過年度分医療諸費業務が引き続き行われており、本会計がしばらく続くものと思われます。他会計の制度とは別に本会計も進むわけですが、残務整理が早めに進むことを願いつつ、文教厚生常任委員会としては全員一致で認定すべきものと決しましたので、本会議におかれましてもよろしくお取り計らいくださいますようお願いを申し上げます。

○**議長(一場明夫君)** 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○**議長(一場明夫君)** 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○**議長(一場明夫君)** 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○**議長(一場明夫君)** 起立全員。

したがって、本件は認定することに決定いたしました。

◎認定第４号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第４、認定第４号 平成20年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る９月８日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告をお願いします。

文教厚生常任委員長。

（文教厚生常任委員長 竹淵博行君 登壇）

○文教厚生常任委員長（竹淵博行君） それでは、ご報告申し上げます。

去る９月８日、文教厚生常任委員会に審査を付託されました認定第４号 平成20年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきましては、９月10日開催の委員会において、猪野町民課長出席のもと審査を行いました。

後期高齢者医療特別会計は、歳入総額１億7,115万6,013円、歳出総額１億7,053万3,013円、実質収支額62万3,000円となっております。歳入ですが、後期高齢者医療保険料１億1,302万1,200円、繰入金5,776万7,722円、歳出は、総務費228万5,534円、後期高齢者医療広域連合納付金１億6,824万7,479円となっております。

本会計の歳入の主体は保険料及び繰入金、歳出については県内市町村が運営しております群馬県後期高齢者医療広域連合への保険料にかかわる負担金等が主なものであります。

この長寿医療制度は、昨年４月、老人保健制度にかわるものとしてスタート、施行後の年度途中で制度の見直しが図られ、内容の変更とともに保険料負担の軽減措置が講じられ、その措置は今年度もそのままで現在に至っておるところであります。決算初年度で若干の収入未済がありましたが、現在まで半額以上納入されたとのことであります。

以上、後期高齢者医療特別会計について、文教厚生常任委員会としては全員一致で認定すべきものと決しましたので、本会議におかれましてもよろしくお取り計らいくださいますようお願いを申し上げます。

○議長（一場明夫君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は認定することに決定いたしました。

◎認定第5号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第5、認定第5号 平成20年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る9月8日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

文教厚生常任委員長。

（文教厚生常任委員長 竹淵博行君 登壇）

○文教厚生常任委員長（竹淵博行君） それでは、ご報告申し上げます。

9月8日、文教厚生常任委員会に付託されました認定第5号 平成20年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、9月11日に開催の委員会において、高橋保健福祉課長の出席のもとに審査を行いました。

平成20年度決算は、歳入総額2億3,835万6,510円、歳出総額2億3,086万4,105円で、実質収支額は749万2,405円で、一般会計からの繰入金は3,585万6,000円でありました。今年度は2台の空調機を食堂に設置し、快適に食事ができるとの報告がありました。入所者が安心して少しでも快適な暮らしが送れるような施設運営に努めるよう求め、当委員会では全員一致で認定することと決しましたので、本会議におかれましてもよろしくお取り計らいくださいようご報告申し上げます。

○議長（一場明夫君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(一場明夫君) 起立全員。

したがって、本件は認定することに決定いたしました。

◎認定第6号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長(一場明夫君) 日程第6、認定第6号 平成20年度東吾妻町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る9月8日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

文教厚生常任委員長。

(文教厚生常任委員長 竹渕博行君 登壇)

○文教厚生常任委員長(竹渕博行君) それでは、ご報告申し上げます。

9月8日、文教厚生常任委員会に付託されました認定第6号 平成20年度東吾妻町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、9月11日開催の委員会において、高橋保健福祉課長の出席のもとに審査を行いました。

平成20年度決算は、歳入総額10億7,189万6,001円、歳出総額10億5,184万2,484円で、実質収支額は2,005万3,517円でした。

介護保険、介護給付費準備基金は935万5,587円取り崩し、年度末残高は1億5,135万2,058円となり、今年度新たに介護従事者処遇改善臨時特例基金を880万9,720円積み立ていたしました。介護保険料の当町の基準額は年額3万200円であります。

なお、介護保険料の普通徴収で現年分、滞納繰越分合わせ55万7,300円ありますので、より一層の徴収に努力されるよう要請し、当委員会では全員一致で認定することに決しましたので、本会議におかれましてもよろしくお取り計らいくださいますようご報告申し上げます。

○議長（一場明夫君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は認定することに決定いたしました。

◎認定第7号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第7、認定第7号 平成20年度東吾妻町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る9月8日、総務常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

総務常任委員長。

（総務常任委員長 角田美好君 登壇）

○総務常任委員長（角田美好君） それでは、付託議案の審査結果を報告いたします。

去る9月8日、総務常任委員会に審査を付託されました認定第7号 平成20年度東吾妻町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、9月10日、11日の2日間にわたり第1委員会室において、渡辺総務課長出席のもと審査を行いました。

歳入総額2,903万5,103円です。そのうち一般会計からの繰り入れは1,468万3,000円にな

り、歳出総額は2,632万4,499円になりました。実質収支額は271万604円、年度末の地域開発基金残高は1億3,952万9,452円となりました。

宅地造成事業につきましては、岡崎の岩久保団地7区画が今年度も未販売のままとなりました。情報通信事業の加入については一般世帯の加入は683件となります。インターネットの利用者は、ネット社会を反映し26件増の338件となりました。

審査の結果、宅地造成事業についてはより一層の販売努力を尽くすこと、情報通信事業においてはサービス内容に対する利用料金の適正化を早急に検討すべきこと、また会計処理において地域開発基金繰入基金が予算化された金額と大幅に異なり、議会の承認を必要とされる部分もあり、この特別会計が基金を持ち、その取り扱いのために会計処理を複雑にしていると思われるため、地域開発基金の取り扱いの検討及び予算に対する執行の厳格化に取り組むこと、行政調査特別委員会で指摘された協力金などの処理が決算に反映されていないため、早急に取り組むべきとするなどの意見を付して、総務委員会としては、採決の結果3対2において認定すべきものと決まりました。つきましては、本会議においてもよろしくお取り計らいを、よろしくお願いをいたします。

以上、報告といたします。

○議長（一場明夫君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は認定することに決定いたしました。

◎認定第8号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第8、認定第8号 平成20年度東吾妻町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る9月8日、産業建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告をお願いします。

産業建設常任委員長。

（産業建設常任委員長 中井一寿君 登壇）

○産業建設常任委員長（中井一寿君） それでは、付託議案等の委員会審査結果報告を申し上げます。

認定第8号 平成20年度東吾妻町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

9月8日の本会議において審査を付託されました認定第8号 平成20年度東吾妻町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、9月11日第4委員会室において、上下水道課長の出席を求め、施策の実績、決算の詳細説明を受けた後、審査を行いました。

審査の内容につきましては主に、使用料が多額の未収額となっていることを重視し論議がなされました。

その結果、1、本来各事業ごとに加入者が負担すべき使用料等によって運営される事業であることから、特に未収納処理対策においては運営管理者の責務として問題点等を分析し、従来の事務処理法以外にもでき得る対策を講じ、処理対応を図ること。

2、新規加入を促進し、普及率の向上や未収納対策の強化をすることによって、運営財源の確保に努力すること。

以上を申し添えの上、当委員会では全会一致にて認定することといたしましたので、本会議においても認定いただけますようよろしくお願い申し上げます。

以上。

○議長（一場明夫君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(一場明夫君) 起立全員。

したがって、本件は認定することに決定いたしました。

ここで休憩をとります。

再開は午後1時といたします。

(午前11時59分)

○議長(一場明夫君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 1時00分)

◎認定第9号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長(一場明夫君) 日程第9、認定第9号 平成20年度東吾妻町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る9月8日、産業建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

産業建設常任委員長。

(産業建設常任委員長 中井一寿君 登壇)

○産業建設常任委員長(中井一寿君) ご報告を申し上げます。

認定第9号 平成20年度東吾妻町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について。

9月8日の本会議において審査を付託されました認定第9号 平成20年度東吾妻町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定については、9月11日第4委員会室において、上下水道課長の出席を求め、施策の実績、決算の詳細説明を受けた後、審査を行いました。

審査の内容につきましては、1、使用料が多額の未収納となっているため、未収入の回収対策を講じ、運営財源の確保に努めること。

2、合併後、懸案事項である使用料については、次年度をめどに速やかに事務的作業を進め、統一料金体制への移行推進に努めること。

3、新規加入促進や未収入対策の強化をすることによって、運営財源の確保に努力すること。

以上申し添えの上、当委員会では全会一致にて認定することといたしましたので、本会議においても認定いただけますようよろしくお願い申し上げます。

以上。

○議長（一場明夫君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は認定することに決定いたしました。

◎認定第10号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第10、認定第10号 平成20年度東吾妻町水道事業決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る9月8日、産業建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

産業建設常任委員長。

（産業建設常任委員長 中井一寿君 登壇）

○産業建設常任委員長（中井一寿君） ご報告申し上げます。

9月8日の本会議において審査を付託されました認定第10号 平成20年度東吾妻町水道事業決算認定については、9月11日第4委員会室において、上下水道課長の出席を求め、施策の実績、決算の詳細説明を受けた後、審査を行いました。

審査の内容につきましては、1、使用料が多額の未収入となっているため、未収入の回収対策を講じ、運営財源の確保に努めること。

2、石綿管対策は多額の経費を要するものの、事業者の責務として安全・安心供給に向け、早期解消措置を講じること。

以上申し添えの上、当委員会では全会一致にて認定することといたしましたので、本会議においても認定いただけますようよろしくお願い申し上げます。

以上。

○議長（一場明夫君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は認定することに決定いたしました。

◎認定第11号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第11、認定第11号 平成20年度東吾妻町国民宿舎事業決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る9月8日、総務常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

総務常任委員長。

(総務常任委員長 角田美好君 登壇)

○**総務常任委員長(角田美好君)** それでは、付託議案の審査結果を報告いたします。

去る9月8日、総務常任委員会に審査を付託されました認定第11号 平成20年度東吾妻町国民宿舎事業決算認定につきましては、9月10日、11日の2日間にわたり第1委員会室において、富沢事業課長出席のもと審査を行いました。

営業収益2億55万5,192円に対し、営業費用2億5,192万6,885円、営業損失5,137万1,693円となりました。また、当年度純損失は1,913万5,612円となりました。

今回の決算では、一般会計から9,800万円の補助金を受け入れました。しかし、当然その補助金だけでは会計上における内部処理ができず、運営資金を含め2,700万円の不足額を生じ、慣例のように不足額は3月定例議会において予算請求されましたが、ご承知のとおり、議会では認められませんでした。そのことにより、年度末に一時借入金の処理が発生いたしました。

また、利用状況について、昨年下半年に世界同時不況の影響などにより宿泊利用者数は1万7,706人であり、前年比664人の減少、給食利用者数は8,105人でした。利用者全体では3,353人の減少となりました。

審査の結果、先ほど収支の説明をしたとおり、年度末に一時借入金の処理が行われましたが、その処理方法が条例に抵触することがうかがわれる。毎年経営状態が悪くなっているため、昨年も抜本的な経営改善を求めたにもかかわらず、経営努力をした形跡が見当たらないなどの理由から、不認定にするべきなどの意見もありましたが、委員会としては採決の結果、3対2により認定することとなりました。つきましては、本会議においてもよろしくお取り計らいをくださいますようお願いをいたします。

以上、報告でした。

○**議長(一場明夫君)** 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○**議長(一場明夫君)** 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○**議長(一場明夫君)** 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(一場明夫君) 起立多数。

したがって、本件は認定することに決定いたしました。

平成20年度決算認定については11件すべてが終了いたしました。

ここで、会計管理者より発言を求められておりますので、これを許可します。

会計管理者。

○会計管理者(武藤賢一君) 平成20年度の各会計の決算をご認定いただきまして、まことにありがとうございます。心より御礼を申し上げます。

これからも審査の過程において、議員の皆様方からのご指摘、並びに監査委員のご指摘やご指導をいただきました事項について十分留意いたしまして、適正な会計事務を執行していきたいというふうに思っております。今後ともご指導よろしくお願いします。

大変ありがとうございました。

◎議案第6号の修正動議提出、説明、質疑、討論、採決

○議長(一場明夫君) 日程第12、議案第6号 東吾妻町指定管理者選定委員会条例の制定についてを議題とします。

本件については、角田美好議員ほか3名よりお手元に配付しました修正の動議が提出されております。したがって、これを本件とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。

7番、角田美好議員。

(7番 角田美好君 登壇)

○7番(角田美好君) それでは、修正動議の提案理由について説明させていただきます。

町から提案された条例案について調査しましたところ、第3条について「委員会委員の数及び任期について町長がその都度定める」と記されています。余りにもアバウト過ぎる上、特に公平性、透明性について、提案された条例案のままでは審査が適正に行われ、公正に指定管理者の候補者が選定されるのか危惧されるため、修正案を提出いたします。

内容については、お配りしたような修正案になっております。特に第3条については、委

員を6人で組織する。

委員は次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。(1)といたしまして、公募委員、(2)といたしまして、その他町長が適当と認める委員、

3といたしまして、前項第1号に掲げる公募委員の選考方法は町長が別に定める。

4、委員の任期は、当該諮問に係る調査審議が終了したときまでとする。

5、町長は、必要に応じ専門的知識を有する者を専門委員として委嘱することができるということで、3条を決めることにいたしました。

まず、修正案では、委員の数を6人としたわけには、特に根拠があるわけではありませんけれども、多過ぎず、また少な過ぎずというところの判断があります。あえて理由とすれば、現在の議員の委員会構成数などであると思います。特別委員会、企業会計の予算及び決算の判断をしているという重みがあるというので、参考といたしました。

次に、冒頭申し上げましたが、公平性、また透明性の確保が特に重要という考えから、公募委員を委員に加えることといたしました。任期についてもやはり決めていないのは不自然と考えるため、諮問に係る審査審議が終了したときといたしました。諮問に付される案件によってはアドバイザーも必要であろうという判断から、町からの提案と同じように専門委員の委嘱もできることといたしました。

以上、雑駁な説明なんですけど、提案理由とさせていただきます。公平性、透明性という観点から、議員の皆さんの賛同をよろしくお願いをいたします。

以上で修正動議の提案理由といたします。よろしくお願いします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件については、去る9月9日議案調査としてありますので、原案と修正案について質疑を行います。

9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 修正案について伺います。

第3条、その他の委員ということになりますが、そうしますとこの第5項、第2項でその他の委員ということで町長が認める委員ですから、そのほかに専門委員を委嘱することはできるという規定になります。そうすると、この定数6人の中に入らないという解釈になりますが、それでよろしいでしょうか。

○議長（一場明夫君） 7番、角田美好議員。

○7番（角田美好君） そういう解釈をしております。

- 議長（一場明夫君） 9番、大図議員。
- 9番（大図広海君） そうしますと、専門委員ということになりま……定数の中に入らないということになりますと、最終的な議決後の行為も行わないという解釈でよろしいですか。
- 議長（一場明夫君） 7番、角田美好議員。
- 7番（角田美好君） そういう解釈をしております。
- 議長（一場明夫君） ほかにございますか。
- （「まだ終わっていない」と呼ぶ者あり）
- 議長（一場明夫君） 9番、大図議員。
- 9番（大図広海君） じゃ、原案で伺います。あわせていいんですね。
- 議長（一場明夫君） はい、原案どうぞ。
- 9番（大図広海君） 原案8条、守秘義務が明記されておりますが、これはどこを根拠にこの記載になりましたでしょうか。
- 議長（一場明夫君） 企画課長。
- 企画課長（蜂須賀 正君） この委員会につきましては、非常勤公務員ということになると思いますので、そのまま守秘義務というように考えております。
- 議長（一場明夫君） 9番、大図議員。
- 9番（大図広海君） そうしますと、地方公務員法の第34条、秘密を守る義務ということが明記されてあります。この条文が適用になったと思ってよろしいでしょうか。
- 議長（一場明夫君） 企画課長。
- 企画課長（蜂須賀 正君） そのように解釈しております。
- 議長（一場明夫君） 9番、大図議員。
- 9番（大図広海君） ところで、伺います。この条例が可決された場合に、当然委員が選任されますでしょう。その委員の身分はどうなりますか。
- 議長（一場明夫君） 原案ですね。
- 9番（大図広海君） 原案です。8条のことについて。
- 議長（一場明夫君） 企画課長。
- 企画課長（蜂須賀 正君） 東吾妻町の特別職の職員の、非常勤というものでございますので、各種委員会の委員の方と同じような形のものと考えております。
- 議長（一場明夫君） 9番、大図議員。
- 9番（大図広海君） そうしますと、その方に地方公務員法第34条が適用になるということ

になりますが、確認しておきます。間違いないでしょうか。

○議長（一場明夫君） 少しお待ちください。

企画課長。

○企画課長（蜂須賀 正君） 議員おっしゃるとおり、該当になるかというふうに考えております。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 困りましたね。そういう話になるから、なかなか職員の信頼が得られない。この問題については過去も同じような発言をしたと思いますが、では伺います。地方公務員法第4条には何が書いてありますか。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（蜂須賀 正君） ちょっとまだ理解、よくしておりません。

○議長（一場明夫君） 大図議員に申し上げますが、議案調査の部分ともちょっとかぶると思いますので、できたら4条の関係は説明してやっていただけますか。

9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 説明するまでもなく、少なくとも管理職と言われた人間、この東吾妻町に奉職する職員として、地方公務員法の理解を進める、当然のことなんだと思います。地方公務員法は特別職には適用外、第4条にそういうふうになっています。

そうすると、この委員に、毎年春になりますとコンベンションホールで区長の任命式がありました。そのときも同様の発言がありました。いけませんよと何度となく注意してあります。特別職には守秘義務がないんです。いいですか、ちょっとこの無知さを露呈している条文がここにあるんですよ。これが条例審査会で通った。副町長も総務課長もその中に列席してある。東吾妻町の体制がここに暴露される。ゆゆしき問題だと思います。理解できましたか。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（蜂須賀 正君） 議員おっしゃること、理解できましたが、それとはまた別という言い方はおかしいんですけれども、やっぱり知り得たことについては秘密という部分はございますので、このように条例の中でうたっていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） この審議を、この委員会が機能して審議を始めています。その中に、

秘密にしなければならない事項というのが含まれるんでしょうか。予定の範囲で結構です。
あり得れば話してもらえますか。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（蜂須賀 正君） 今、想定はできませんけれども、あるかもしれないということ
でございます。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） そうすると、業務の推進ということですから、決算書を出せ、代表者
の身上書を出せというようなことになるかもしれません。ただ、これは個人情報保護の部分
についても、業務に関することは個人情報ではない。

それと、もう一つ、法人については個人情報の保護の対象外である。ましてや、吾妻荘の
指定管理者をどういう形で選定していくか、そのときにこの委員会で審議して、A社、B社、
C社、出ました。いろいろ評価をしてA点、B点、C点をつけました。その結果がどこに秘
密があるんですか。恐らく秘密はないでしょう。

ある競争相手が、どうして私が落ちたのかと知りたければ、その根拠を恐らく請求するで
しょうし、その中にまた公費が投じられるわけですから、納税者としてもそれが適正に機能
していたかどうかを当然に知る権利があるでしょうから、恐らく秘密はないと思います。

なぜこの第8条をここに記載したか、その動機はどこであったんでしょうか、伺っておき
ます。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（蜂須賀 正君） 私どもも勘違いがございまして、先ほど議員からご指摘ありま
した第4条の部分が勘違いした部分もございます。それと、そのほかにも先ほど申し上げま
したように、今、議員おっしゃるには秘密はないんだというようなことでございますけれど
も、仮にもしということがあった場合ということも想定されますので、それらを勘案してい
るというふうにご解釈願いたいと思います。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） そうすると、今、勘違いとしていましたが、勘違いというのはちょっ
とした思い違いなんです。今のこの答弁の、この質問の中で、それは表現が違うんです。勘
違いじゃなかったんですね。無知だったんですね。それをまず認めないと、物事は進展して
いかない。

それで、その仕事の内容というのが、自分で一つ一つ精査をしてつくったんじゃないくて、

たまたまどこかにあったひな形をぱっくり持ってきたみたいな形、今までの仕事も多分にそういう局面に、私、接しています。これもその一つの例なんでしょう。

だとすると、ここの条文を一つとっても、これは認めるわけにいかないという結果です。これを認めたら、要するに法を越えた裁量権をここで認めることになる。あっても恐らく無効でしょうけれども。それがわかっていてこれを承認するわけにいかないという結論が、まずそこにあります。

修正動議が出ているようですから、これをどういう形で、第8条、皆さんこれを処理するか、伺っておきましょう。

○議長（一場明夫君） 修正案についての……

○9番（大岡広海君） いや、8条です。修正は3条なんです。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（蜂須賀 正君） 原案につきましては、このままお願いを申し上げたいというふうに考えております。

○9番（大岡広海君） はい、結構です。

○議長（一場明夫君） ほかにございますか。

12番、橋爪議員。

○12番（橋爪英夫君） 修正案についてお聞きいたします。

委員の数は6人ということでありますけれども、ちょっと私、聞き落としたのかどうかあれなんです、公募委員(1)、それから(2)の関係で6名だということで、この公募委員と、(1)と(2)のバランスというのか、公募して、たまたま公募が1名でしたというときに、そのほかの5名については町長が適当なという者を適用するのか、それとも公募が7名あった場合にどうするのか、その辺のところのバランスというのはどういふのでしょうか。

○議長（一場明夫君） 角田美好議員。

○7番（角田美好君） 公募委員については、当初人数の中に入れようとしたんですけれども、東吾妻町の状態を見たときに、公募委員という部分がまだ熟成されていない部分があって、集まらないんじゃないかということが危惧されましたので、そうしますと、この条例自体が全く公募の人数が集まらないと始まらないという部分を考慮いたしまして、人数は特に定めませんでした。そのために、この人数分、特に示してありません。

また、公募の委員の選考方法については町長が定めるということで示しましたように、特にどちらがどうということはないので、町長に一任とするというような形になるんだと思い

ますけれども。

○議長（一場明夫君） ほかにございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。これから議案第6号 東吾妻町指定管理者選定委員会条例の制定についての採決を行います。

まず、本件に対する角田美好議員ほか3名から提出された修正案について、起立によって採決をいたします。

本修正案に賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（一場明夫君） 起立多数。

したがって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決いたします。

確認をします。

お諮りいたします。修正議決した部分を除く部分については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（一場明夫君） 起立多数。

したがって、修正議決した部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第13、議案第7号 東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る9月9日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(一場明夫君) 起立多数。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長(一場明夫君) 日程第14、議案第8号 東吾妻町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る9月9日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(一場明夫君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第9号の質疑、討論、採決

- 議長（一場明夫君） 日程第15、議案第9号 東吾妻町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る9月9日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

- 議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。
討論を行います。

（発言する者なし）

- 議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

- 議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第10号の質疑、討論、採決

- 議長（一場明夫君） 日程第16、議案第10号 東吾妻町在宅介護慰労手当支給条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る9月9日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

- 議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。
討論を行います。

（発言する者なし）

- 議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

- 議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第 11 号の質疑、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第17、議案第11号 東吾妻町国民宿舎条例の全部改正について
を議題といたします。

本件については、去る9月9日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。
討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立
願います。

（起立多数）

○議長（一場明夫君） 起立多数。

したがって、本件は可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

議事進行の都合で相談がありますので、議会運営委員の方は別室へお願いします。

（午後 1時37分）

○議長（一場明夫君） 大変お待たせをいたしました。休憩前に引き続き会議を再開いたしま
す。

（午後 2時30分）

◎日程の追加

○議長（一場明夫君） 9月8日、町長から提出された議案第1号 平成21年度東吾妻町一般会計補正予算（第4号）案について、本日付をもって撤回したい旨の申し出があります。

この際、議案第1号 平成21年度東吾妻町一般会計補正予算（第4号）案撤回の件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） よって、この際、議案第1号 平成21年度東吾妻町一般会計補正予算（第4号）案撤回の件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎議案第1号の撤回の件について

○議長（一場明夫君） 議案第1号 平成21年度東吾妻町一般会計補正予算（第4号）案撤回の件を議題といたします。

町長から、議案第1号 平成21年度東吾妻町一般会計補正予算（第4号）案撤回の件の理由の説明を求めます。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

○町長（茂木伸一君） 大変申しわけございません。先ほど会計管理者から介護保険特別会計、それといわびつ荘、そして教育課の決算書上の数字の誤り、記載ミスがございました。そして、この議会初日に会計管理者より正誤表を皆様方にお渡しをして、訂正をしていただいたということにつきましても、深くおわびを申し上げます。

それに引き続きまして、この、議案第1号 平成21年度東吾妻町一般会計補正予算（第4号）につきましても、地方債の補正及び地方債の表を落としておりました。この地方債につきましては、地方特定道路整備事業、松谷六合村線に対する補正予算というものに対しての地方債ということが必要だったわけでございます。それを欠落させてしまいましたので、おわびを申し上げて、今回取り下げをお願いした次第でございます。

ただし、老人保健特別会計の繰出金、そして法人税の還付金及び加算金、そういったものに対しても、非常に忙しいという状況がございます。還付加算金等々が発生をしております

ので、できることならあすにでも、もう一度上程をさせていただきまして、ご議決をいただきますようお願いをする次第でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。申しわけございません。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第1号 平成21年度東吾妻町一般会計補正予算（第4号）案撤回の件は、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号 平成21年度東吾妻町一般会計補正予算（第4号）案撤回の件は、承認することに決定いたしました。

◎延会について

○議長（一場明夫君） お諮りいたします。本日の会議はこれにて延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

◎延会の宣告

○議長（一場明夫君） したがって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

なお、次の本会議は9月18日午前10時から会議を開きますから、ご出席をお願いいたします。

本日はこれをもって延会いたします。

大変ご苦労さまでした。

（午後 2時35分）

平成21年 9 月 18日（金曜日）

（第 4 号）

平成21年東吾妻町議会第3回定例会

議 事 日 程（第4号）

平成21年9月18日（金）午前10時開議

- 第 1 議案第14号 平成21年度東吾妻町一般会計補正予算（第4号）案
- 第 2 議案第 2号 平成21年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案
- 第 3 議案第 3号 平成21年度東吾妻町老人保健特別会計補正予算（第1号）案
- 第 4 議案第 4号 平成21年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案
- 第 5 議案第 5号 平成21年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第1号）案
- 第 6 議案第13号 工事委託契約の変更について
- 第 7 選挙第 1号 烏帽子山植林組合議会議員の選挙
- 第 8 陳情書の委員会審査報告
- 第 9 閉会中の継続審査（調査）事件について
- 第10 発委第 1号 意見書の提出について（八ッ場ダム建設事業の継続を求める意見書）
- 第11 町政一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（17名）

1番	一場明夫君	2番	竹渕博行君
3番	金澤敏君	4番	青柳はるみ君
5番	須崎幸一君	6番	浦野政衛君
7番	角田美好君	8番	日野近吉君
9番	大冢広海君	10番	中井一寿君
11番	上田智君	12番	橋爪英夫君
14番	佐藤利一君	15番	加部浩君
16番	菅谷光重君	17番	原田睦男君
18番	高橋基雄君		

欠席議員（１名）

１３番 前 村 清 君

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	茂 木 伸 一 君	副 町 長	関 口 博 義 君
教育長・教育 課長事務取扱	小 林 靖 能 君	総 務 課 長	渡 辺 三 司 君
企 画 課 長	蜂須賀 正 君	保健福祉課長	高 橋 啓 一 君
町 民 課 長	猪 野 悦 雄 君	税務会計課長 兼会計管理者	武 藤 賢 一 君
産 業 課 長	角 田 輝 明 君	建 設 課 長	市 川 忠 君
上下水道課長	加 辺 光 一 君	事 業 課 長	富 沢 美 昭 君

職務のため出席した者

議会事務局長	佐 藤 正 己	議会事務局長 議係	田 中 康 夫
議会事務局 主 任	角 田 光 代		

◎開議の宣告

○議長（一場明夫君） おはようございます。

連日、大変ご苦労さまです。

ただいまより本日の会議を開きます。

（午前 10 時 00 分）

◎議事日程の報告

○議長（一場明夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

議事日程に従い会議を進めてまいります。

なお、前村清議員につきましては、病気入院中につき、家族から欠席の申し出がありました。

また、本日は傍聴の申し出があり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げますが、傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されますようお願いいたします。

◎議案第 14 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第 1、議案第 14 号 平成 21 年度東吾妻町一般会計補正予算（第 4 号）案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

○町長（茂木伸一君） 改めまして、おはようございます。

議案第 14 号 平成 21 年度東吾妻町一般会計補正予算（第 4 号）について提案理由の説明を申し上げます。

昨日取り下げをさせていただきました議案第1号につきましては、補正予算案に不備があり、多大なご迷惑をおかけしたことに、まずもっておわびを申し上げます。どうも申しわけございませんでした。

本日お願いいたします一般会計補正予算（第4号）につきましては、地方債の補正に係る条文を追加いたしまして、第2表地方債補正を追加したものでございます。

歳入歳出の予算額及び事項別明細書につきましては、取り下げさせていただきました議案第1号と全く同様でございますので、ご審議の上、ご議決をくださいますようお願いを申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

企画課長。

○企画課長（蜂須賀 正君） おはようございます。

昨日は大変ご迷惑をおかけいたしまして申しわけございませんでした。

それでは、ご説明申し上げます。

ただいま町長が提案理由で申し上げましたとおりでございます。まず予算書の1ページでございます。地方債の補正という条文でございます。第2条、地方債の補正は、「第2表 地方債補正」によるというものを追加させていただきました。

続きまして、4ページをお願い申し上げます。

4ページ、第2表地方債ということでございます。

1といたしまして、地方債の変更ということでございます。地方債の目的といたしまして、地方特定道路整備事業ということでございまして、補正前が2億2,500万円でございますものを、補正後につきましては、限度額を2億5,830万円にするというものでございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

7番、角田議員。

○7番（角田美好君） この予算書を見ますと、昨日、修正案を出して議決していただきました選考委員会の委員の報酬等の予算が組まれていないようですけれども、どこに入っているのでしょうか。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（蜂須賀 正君） ただいまのご質問でございますが、この委員の報酬につきまし

ては、6月の臨時会でしたか、委員報酬というものをお認めいただきました。その中で最大限の委員報酬を見ておりました関係上、まだ余裕があるということでございまして、あえて今回は委員会の委員の報酬については補正をさせていただかなかったということでございます。

○議長（一場明夫君） 7番、角田議員。

○7番（角田美好君） たしかあり方検討会のほうだったと思うんですけども、そのときの、要するにもう2回ほどしているんですかね、残額はどのくらいになっているのでしょうか。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（蜂須賀 正君） 約100万円ほどがまだ残っております。

○議長（一場明夫君） 7番、角田議員。

○7番（角田美好君） 出し方については、予算上問題ないんでしょうか、そういう出し方で。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（蜂須賀 正君） 企画費の中の委員報酬という形で見ておりますので、特に問題ないというふうに考えております。

○議長（一場明夫君） ほかにございますか。

15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 本当にこの日程を見ますと、きつい日程の中で、若干議案調査の部分まで触れるかと思うんですけども、私、議案調査の時間が非常に短くて、足らなかったのも、その部分に入るかもしれませんが、お許しをお願いしたいと思います。

この補正予算を見ますと、定額給付金、これが28日までのようでございます。その辺のところの予算、前にとっておりますけれども、その辺は十二分に足りておるかどうかお聞きしたいと思いますが。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（渡辺三司君） 定額給付金の予算につきましては、現在、予算措置した金額で間に合う状況にあります。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） わかりました。それと、定額給付金支給率というのはどのくらいになっていますか、それと今まだ全く照会のないのが何件くらいありますか。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（渡辺三司君） 対象戸数につきましては5,905件なんですけれども、現在、

5,784件の支給になっております。残りが、121件です。それで、今、電話等をして、最終確認をしているところでございます。

○議長（一場明夫君） 加部議員に申し上げますが、補正予算にできるだけ集中してご質疑をお願いします。

15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 申しわけございません。私が経験したことで、電話で今、照会してくれているということでもありますので、議長からの注意もありました。これで終わらせていただきます。

○議長（一場明夫君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（一場明夫君） 起立多数。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第2、議案第2号 平成21年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案を議題といたします。

本件につきましては、去る9月9日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(一場明夫君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長(一場明夫君) 日程第3、議案第3号 平成21年度東吾妻町老人保健特別会計補正予算(第1号)案を議題といたします。

本件につきましては、去る9月9日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(一場明夫君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長(一場明夫君) 日程第4、議案第4号 平成21年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計

補正予算（第１号）案を議題といたします。

本件につきましては、去る９月９日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第５号の質疑、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第５、議案第５号 平成21年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第１号）案を議題といたします。

本件につきましては、去る９月９日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第13号の質疑、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第6、議案第13号 工事委託契約の変更についてを議題といたします。

本件につきましては、去る9月9日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。
討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（一場明夫君） 起立多数。

したがって、本件は可決されました。

◎選挙第1号の選挙

○議長（一場明夫君） 日程第7、選挙第1号 烏帽子山植林組合議会議員選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。こ

れにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

烏帽子山植林組合議会議員には、一場明夫、竹渕博行議員、金澤敏議員、須崎幸一議員、浦野政衛議員、角田美好議員、中井一寿議員、上田智議員、橋爪英夫議員、菅谷光重議員、原田睦男議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名しました11名を烏帽子山植林組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました11名が烏帽子山植林組合議会議員に当選されました。

ただいま烏帽子山植林組合議会議員に当選しました一場明夫、竹渕博行議員、金澤敏議員、須崎幸一議員、浦野政衛議員、角田美好議員、中井一寿議員、上田智議員、橋爪英夫議員、菅谷光重議員、原田睦男議員が議場におります。

東吾妻町議会会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

◎陳情書の委員会審査報告

○議長（一場明夫君） 日程第8、陳情書の委員会審査報告を行います。

陳情4号 甘酒原地内ヘトイレと水道施設の設置のお願いを議題といたします。

本件につきましては、去る9月9日、産業建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告をお願いいたします。

産業建設常任委員長。

（産業建設常任委員長 中井一寿君 登壇）

○産業建設常任委員長（中井一寿君） それでは、ご報告申し上げます。

陳情4号 甘酒原地内ヘトイレと水道施設の設置のお願いについて。

9月9日の本会議において審査を付託されました陳情4号 甘酒原地内ヘトイレと水道施設の設置のお願いについては、去る9月10日、産業、上下水道、両課長の出席を求め、現地

調査を実施し、現地では代表者によって、敷地内の案内と会の運営内容について説明をいただきました。

1、会の構成人数は、近隣者27名とのこと。

2、運営地は町有地で3年契約、20年4月から23年3月とした無償賃貸契約とのこと。

3、運営内容は、四季折々の花を定植し、一般に安らぎ等憩いの場所として提供している。

また、陳情内容については、年々見学者の増加に伴い、トイレの設置不足や、それに伴う手洗い等に必要水道設備の必要性の説明を受け、帰庁後、審査を実施しました。

審査の結果については、1、現在、敷地内の中央箇所に簡易トイレ2基が設置されており、見学者の多い日によっては、多少不便さは見られるものの、特に支障の出ない範囲内であると思われる。

2、水道設備については、個人用自家水道であり、町水道設備等への補助制度にも該当しないことや、仮に設備した場合には、飲料水にも利用されることによって、衛生面での問題が生じることが想定されることから、手洗い水のみの利用であれば、自主的に会でポリタンク等を設置することによって対応することが可能であると思われる。

以上の点において、陳情4号につきましては、敷地内整備等は必要であるとの認識を踏まえた上、当委員会としては、全会一致にて趣旨採択といたしましたので、本会議におかれましても、趣旨採択に同意いただけますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（一場明夫君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は趣旨採択です。委員長報告のとおり、これを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり趣旨採択されました。

○議長（一場明夫君） 陳情５号 旧坂上診療所を通所介護施設として活用することを議題といたします。

本件につきましては、去る９月９日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告をお願いいたします。

文教厚生常任委員長。

（文教厚生常任委員長 竹淵博行君 登壇）

○文教厚生常任委員長（竹淵博行君） ご報告申し上げます。

９月９日付託されました陳情５号 旧坂上診療所を通所介護施設として活用することにつきましては、９月１１日開催の委員会において、高橋保健福祉課長の出席のもと、現地調査及び審査を行いました。

施設は活用しないで閉所しておくのはもったいない状況でしたが、通所介護施設とし活用するには、改築しなければならないものと考えられます。施設の活用に当たっては、賃貸借、もしくは売却も視野に入れ、町で改築するのではなく、介護事業者が改築する条件を付して、当委員会としては、全員一致で採択すべきものとしたので、本会議におかれましてもよろしくお取り計らいくださいますようご報告申し上げます。

以上です。

○議長（一場明夫君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択されました。

◎閉会中の継続審査（調査）事件について

○議長（一場明夫君） 日程第９、閉会中の継続審査（調査）事件についてを議題といたしま

す。

各委員会において審査、調査を実施され、それについて報告がありましたらお願いいたします。

総務常任委員会。

総務常任委員長。

(総務常任委員長 角田美好君 登壇)

○**総務常任委員長（角田美好君）** それでは、閉会中の総務常任委員会の報告をいたします。

総務常任委員会では、6月25日、8月11日、8月24日、3日間にわたり委員会を開催いたしましたので、報告いたします。

6月25日については、6月定例会が終了したため、当面の課題と思われる職員給与に関すること、榛名吾妻荘の予算、基本条例の制定の3件について調査を行いました。

まず、職員給与に関する事項については、委員会提案が再議により認められなかったことから、委員会として今後どのような対応をとるべきか検討を重ねたところ、町長がラスパイレス95を目指して、人事評価制度の導入、昇給・昇格基準の見直しなどにより、来年1月から職員給与の削減を実施すると明言しているので、推移を見守るとの意見が多く、委員会開催の都度、町の対応について調査していくことを確認いたしました。

榛名吾妻荘については、暫定予算の執行が6月末で終わることから、町の今後の対応について調査したところ、指定管理とすることが確認できました。

基本条例の制定については、昨年から総務常任委員会の中で、制定に向けて、先進地視察研修をするなど、調査検討を続けてきました。しかし、ほかに重要案件の調査などがあつたりで、委員会構成が変わるなどもありました。そのことから調査が中断していましたが、そのため、今後、集中的に調査検討することを確認いたしました。

8月11日については、企画課長に同席を願い、町村合併による未調整事項及びあり方検討会についての調査検討を行いました。合併による未調整事項については、上下水道料金の統合、あづま地区の行政区の再再編、放課後児童対策、公園等維持管理などが今後に残された検討課題であるとの報告がありました。また、基本条例の制定に向けて、素案の検討も行いました。

8月24日については、議会基本条例の制定に向けて、素案の調査検討のみを行いました。

以上、報告いたします。

○**議長（一場明夫君）** 文教厚生常任委員会。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 産業建設常任委員会。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 議会運営委員会。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） ハッ場ダム対策特別委員会。

ハッ場ダム対策特別委員長。

（ハッ場ダム対策特別委員長 日野近吉君 登壇）

○ハッ場ダム対策特別委員長（日野近吉君） ご報告申し上げます。

9月14日午後2時から午後4時15分まで、第1から第3委員会室において、ハッ場ダム対策特別委員会を開催いたしました。

委員6名と一場議長の7名で、執行部より茂木町長に出席をいただき、ハッ場ダム関連事業について、国土交通省工事事務所、群馬県ハッ場ダム水源地域対策事務所、中之条土木事務所、町ダム対策室に説明員として出席を求め、ハッ場ダム関連事業の進捗状況について説明を受けました。

調査事項に入り、まず轟ダム対策室長より、平成21年6月12日から9月13日までのハッ場ダム対策事業の会議調整の経過報告があり、6月15日、松谷ダム対役員会を初め、各地区で21年度事業説明会を実施したこと、8月6日には、民主党にハッ場ダム中止撤回要請書を提出したこと、9月10日には、ハッ場ダム推進吾妻住民協議会設立総会が長野原町で行われたことなどの報告を受けました。

引き続き、国土交通省の説明に入り、鈴木事業対策官ほか各担当職員より、町管内全体的な説明があり、ハッ場ダム全体の進捗状況は、事業費4,600億円のうち、昨年度末で3,210億円、事業費ベースで69.8%は既に執行済みで、さらに今年度末には75%に達する見込みであること。また、ダムの視察が4月から8月までの5カ月間で1,966人になったこと。岩島地区の工事関係では、JRのつけかえ工事、町道5284号線と新井・横谷・松谷線の整備、岡原造成工事では盛り土工事を進めていること、また県道関係では、のり面工事等を行っていること、坂上地区では、町道の拡幅工事を行っていることなど、進捗状況の説明を受けました。

次に、群馬県の説明に入り、島田次長ほか各担当者より説明があり、用地買収状況、145号線の茂四郎トンネルから4.3キロを整備、5284号線の交差点から岩島駅の交差点までの

2.67キロメートルを整備していること、その他、町道松谷・六合村線、5284号線の工事進捗状況、鎌田沢砂防の整備の説明がありました。

そして、最後に町より、基金事業の健康増進施設天狗の湯が現在、浴室棟部分の基礎掘削が終了していること、また天狗の湯源泉ポンプの補修状況の対応、溪谷遊歩道補修整備についての現状と今後の予定の説明を受け、その後、ハッ場ダム事業全体及びダム対策についての質疑を行いました。

また、ハッ場ダム推進吾妻住民協議会設立趣意書を協議し、ハッ場ダム建設事業の継続を求める意見書を委員会発議で提出することに全会一致で決定いたしました。

この後の本会議でもよろしくお取り計らいいただけるようお願い申し上げまして、以上、ハッ場ダム対策特別委員会の報告とさせていただきます。

○議長（一場明夫君） 地域活性化対策特別委員会。

地域活性化対策特別委員会副委員長。

（地域活性化対策特別副委員長 大図広海君 登壇）

○地域活性化対策特別副委員長（大図広海君） それでは、報告します。

去る11日午前10時より、第1委員会において、地域活性化対策特別委員会を開催しましたが、前村委員長欠席のため、副委員長より報告します。

まず、区画整理事業であります、平成8年度より実施されてきました駅北区画整理も13年が経過し、現在の進捗率は93%となりました。

原町中学校校庭にあります保留地7,680平米余の価格にして3億7,000万円のうち、本年に1,246平米、価格にすると7,000万円余の用地取得を行うとの報告を受けました。

ところで、本件は、区画整理事業に伴うところの保留地の買い戻しに当たりますので、従前より使用収益が継続されているという事情から勘案しても、速やかに保留地代金を支払うべきだと考えられます。しかし、前任者の時代より、財政力指数に配慮したのかと思われるような形で、保留地代金相当額を区画整理組合が金融機関より借り入れ、利息相当額を補助金という形で支出してきました。かような措置は、表面的な財政力指数を整える数字のマジックとも受け取れますので、基金が収受する利息と区画整理に支払う利息相当額の差額、最大これが1,400万円だった時代がありますので、善処を求めてありました。

本定例会に提出された一般会計補正予算にも、補正額であっても1億5,800万円余の財政調整基金の積み増しという形での予算が計上されております。念のために申し添えます。

続いて、街路事業について報告します。

原町駅南口線の設計変更は、中之条土木事務所、県都市計画係と協議をし、本年8月18日に変更原案を決定したとの報告を受けました。今後のスケジュールは、本年10月末ごろに住民の意見を反映するための公聴会を開催し、直ちに公告・縦覧、意見書の提出という過程を経た後、本年12月には町都市計画審議会に付議される予定とのことでありました。

6月定例会における地域活性化対策特別委員会報告時に、特段の留意を求めますとした都市計画法第16条の取り扱いではありますが、原案策定以前に住民の意見の反映措置を配慮せよとした法の本旨が忘却され、都市計画決定の最終権限を有する県都市計画係との間で変更原案が決まっているかの報告に、なお一層の憤慨を覚えるものであります。

委員会に先立ち、地方自治法第110条第5項を準用するところの法第109条第6項を背景に、中之条土木事務所長あてに参考人としての出頭を求めましたが、要請には応じかねますとした回答が寄せられてありますので、原本の副本を皆様の手元にお配りしておきましたので、報告します。

以上です。

○議長（一場明夫君） 行財政改革推進特別委員会。

行財政改革推進特別委員会委員長。

（行財政改革推進特別委員長 角田美好君 登壇）

○行財政改革推進特別委員長（角田美好君） それでは、行財政改革推進特別委員会の報告をさせていただきます。

委員会では、去る9月14日、第1委員会室において、町長、副町長、企画課長に同席をお願いし、委員会を開催いたしました。

ご承知のとおり、3件が付託されております。

まず、集中改革プランに関することですが、集中改革プランについては、今年度が最終年度というところから、今までに実施された結果について、課長より説明を受けた後、調査検討に入りました。内容については、定員管理の適正化、町有地の処分、中学校統合、認定こども園、公用車の縮小、コンビニ収納などについて検討しました。

また、公の施設の取り組みの中で、天狗の湯完成時までには町温泉施設の管理運営方法について検討しますとプランの中で盛り込んでありますので、確認いたしましたところ、検討する段階になっていないとの回答がありました。また、第三セクター岩櫃ふれあい公社については、議会として清算を求めていることから、再度、町長に対し考え方について確認いたしました。このまま継続するという意思を確認いたしました。

次に、町営施設の運営に関することですが、5月の臨時議会で議決していただいた部分についてですが、この件についても再度町長に確認したところ、特養老人ホームいわびつ荘については、職員問題などがあり、早々には指定管理にはできないこと、またふれあいの郷及び桔梗館については、榛名吾妻荘の指定管理についての事務処理のため、事業課では手がつれられない状態との答えがありました。

次に、議員定数と報酬に関することについては、さきに議員全員協議会でも議員の皆様方からご意見をいただきましたが、委員会として、なかなか検討が進まないことから、今後の対応について、各委員に対応を投げかけましたところ、引き続き調査検討することを確認いたしました。

以上、報告といたします。

○議長（一場明夫君） 議会広報対策特別委員会。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 以上で各委員会からの報告を終わります。

次に、次期定例会までの閉会中の継続審査（調査）事件について、お手元に配付のように、各委員会から申し出がありました。

お諮りいたします。各委員会から申し出のように、閉会中の継続審査（調査）事件として決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

各委員会の閉会中の継続審査（調査）事件が決定いたしました。

◎発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第10、発委第1号 意見書の提出について（八ッ場ダム建設事業の継続を求める意見書）を議題といたします。

提出者は趣旨説明を願います。

日野八ッ場ダム対策特別委員長。

（八ッ場ダム対策特別委員長 日野近吉君 登壇）

○八ッ場ダム対策特別委員長（日野近吉君） それでは、意見書の提出について提案理由の説

明をさせていただきます。

去る8月30日に行われました衆議院総選挙の結果は、民主党の圧勝という結果になりました。民主党のマニフェストの中で、川辺川ダム、八ッ場ダムは中止との方向が公約として示されており、16日に発足した鳩山内閣での前原国土交通大臣の発言では、国民との約束を果たすことに尽きると述べ、八ッ場ダムは中止を明言、大型公共工事の見直しに取り組む意向を示したとの報道がございました。皆さんのお手元にも、参考資料としてコピーが行っていると思いますので、ごらんいただきたいと思います。

中止はダム本体工事についてであり、生活再建などは補償措置が前提としての必須条件とありますが、まだ具体的なことは何一つ示されておらず、ダム関連地域では、混乱と不安が続いているところです。水没する長野原町でも、ようやく代替地での新しい生活が具体的な形となって見えてきたところであり、ダム本体完成後を見据えた生活再建がようやく始まったところでの中止などは、到底あり得ないことだと。このことは、関係者のみならず、多くの方々にも理解されるところではないでしょうか。

9月10日には八ッ場ダム推進吾妻住民協議会が設立され、中止撤回を求めて要請書が民主、社民、国民新党、3党党首に提出されました。今後も中止撤回を求めて、いろいろな活動が行われるものと思います。我が町でも、地域や関係住民に協力を求めてきたダム建設の長い経緯があり、またかねてから要望してきた発電所建設にかわる恒久的施策として、5月に方向が示された導水管の計画も、本体工事中止となれば、無に帰してしまいます。

国道145号線の整備を含め、今行われている工事は、地域住民の生活を支える上でも重要な役割を担うものであり、当委員会として、今できることに早急に対応する必要があるとの判断から、ダム建設事業の継続を求める意見書を委員会発議することに全会一致で決定いたしましたので、よろしくお取り計らいをいただけますようお願いして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(一場明夫君) 起立多数。

したがって、本件は可決されました。

◎町政一般質問

○議長(一場明夫君) 日程第11、町政一般質問を行います。

◇ 加 部 浩 君

○議長(一場明夫君) 15番議員、加部浩議員。

(15番 加部 浩君 登壇)

○15番(加部 浩君) 時間をいただきまして、町長選挙時の公約と現状を問うということで、通告書にのっとり一問一答で町長に質問させていただきたいと思います。これにつきましては、3年前の東吾妻町町長選挙のときに、現茂木町長が選挙前に数回にわたり新聞の折り込み、それと公示日と選挙の中間の集会、これの2本のテープを私は持っております。それを聞きまして、14項目にわたり通告しております。なお、時間が限られておりますので、どこまで問えるか、ちょっと私、自信はないんですけれども、現町長に町長選に出たときの初心に返っていただくために、ぜひとも回答をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず、第1点としまして、義務教育期間中の子供の医療費の無料化ということをおっしゃいます。これは既に実施しておるんですけれども、その辺のところ、実施した中の現在の町長の考え方をお聞きしたいと思います。

以後におきましては、自席からの質問にしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長(一場明夫君) 町長、答弁をお願いします。

町長。

(町長 茂木伸一君 登壇)

○町長(茂木伸一君) ただいまの加部議員の義務教育期間中の医療費の無料化につきまして、ことしの10月1日からは、県のほうで全く同じように義務教育期間中の医療費の無料化というようなことをやっていただけるようになりました。県では、大澤知事が知事に就任された後、2年以上がたって、ようやく実現の運びになったというようなことであります。この理由につきましては、やはり財源の問題があったんだということで、大澤知事が随分嘆いていたのを思い出します。そんな中、我々町村会といたしましても、半分は我々が負担してもいいよというようなことで、早くやってくださいなとお願いをしたような経緯もございます。我々も後押しをして、ようやくこの10月にはできたということになります。

町独自という形で義務教育期間中の医療費の無料化をいたしますと、年間に1,500万円ほど余計に町の負担がかかるということでございます。これで県のほうで医療費の無料化ということを施策として決めていただきましたので、これから先、年間1,500万円、この3年間にわたって支払ってまいりましたものが、予算の中では浮くというような感覚をとらえられると思います。これをこのまま子育て支援に持っていくのか、それとも昨日の決算の中で青少年対策費というものが足りないというご指摘もございました。そういったところに持っていくのか、それともどのようにしていくか、これから予算を立てる上で十分に考えて、施行していきたいと思っております。

やはり全体に所得制限であるとかないとかもありました。全体の子供一人一人にいろいろな手当をお配りしたほうがよろしいのではないかという議論がその当時もございました。けがをした子供、病気になった子供だけに町のお金を使うのではなく、全体に一人一人にというのがありました。ただ、民主党政権に先日なった。そして、子ども手当というものがこれから創設される。そういった中で、やはりばらつきのある、病気になってしまったときに支出するお金、それを病気にならない家庭には配らないけれども、病気になった人には配るんだと、そういう感覚で全般的にはやっていくべきだと、そういったことも一つの公平なんだという考えを強く持っております。これからもそういった感覚でいろいろな調整をやっていきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長(一場明夫君) 15番、加部議員。

○15番(加部 浩君) ありがとうございます。私からこの二の矢、三の矢の質問をする

予定でありましたけれども、町長は今、時間を割いてくれまして、その辺のところも回答していただいております。なぜかといいますと、これは新聞折り込みで入ったんですけれども、そのときに他のサービスはどうかなということも町民に問うているんですね。その辺のところまで今回答がありました。もう少し聞きたいことはあるんですけれども、時間に限りがありますので、次に移らせていただきたいと思います。

次は町長給与の問題です。

これも新聞折り込みの中で見直しをするんだと強い決意を発信しております。その辺のところ、既に20%でしたか、町長の給与はカットしておりますけれども、その辺のところを含めてご回答をお願いしたいと思います。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 町長給与の見直しというのがどこかに書いてあったということでございますが、私は全くそういったことをした覚えがございません。やはりそれはそれぞれの時で、特別職の報酬等の審議会、そういったようなところに諮問して、お願いするものだと思います。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） もう一度申し上げます。町民に発信したもの、無駄遣いはだめ、地域住民との所得格差を参考にして、町長から給与等を見直すと言っております。町長、思い出しましたか、ご回答をお願いします。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） さて、そういうことは申し上げたのかもしれませんが、私自身、選挙のときのことで、私の知恵袋になってくださる方ともご相談を申し上げました。おまえは最終的に公約を出さなかったじゃないかと実は言われているんです。これはだから言ったこと、書いたこと、そういうのというのは、当然の自分の意思がありますので、そのところではします。だから、わざわざ最後のときに公約というものをしっかりとまとめた形で出そうよと強く言っていただいた方がいるんです。そういったようなところの中でも、それが今の時代に合うかどうかというような形での最終的にはまとめられなかった。非常に悔しい思いをしたんだというふうに言った方がいらっしゃいます。

それはともかくとして、基本的には今まで町長給与については、加部議員からもいろいろな指摘もございました。それはそれで、先ほど申し上げたように、特別職等報酬審議会等々にご相談をしなければいけないと、そのように考えております。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） この町長給与の関係も1回だけさらっていきたいと思いますけれども、これは昨年、町長の給与20%削減というのが多分あったと私は覚えておりますけれども、その辺のところ、町長はこういうことは人が書いたのでわからなかったというような意味合いにもとれるようなことをおっしゃいましたけれども、それも町長選は大変なことですから、やむを得ないことと私は判断しますけれども、こういうものが出たということは、茂木伸一様がこれを町長選に出るために町民に発信しておると、それを信用して、茂木伸一と投票した町民も多いと思いますので、ぜひその辺のところは責任を持ってやってもらいたいと思います。ちゃんとここに証拠があるんです。ちゃんとあるんですよ、証拠が。これは既成の事実ですので、ぜひ町長、これからまた証拠に基づいて、14項目をやっておりますので、そういう逃げの回答というのではなくて、もっと前向きの回答をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 私は、人が書いたものだから、それは知らないとは申し上げておりません。それはご訂正いただけませんか。それはともかくとしてというような表現をしております。そういったことで、責任を持たないであるとかということではありません。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） それでしたら、もっと早く、せめて遅くとも就任以後1年たったごろにこれを実施すべきだったのではないかと思います。その辺はいかがですか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 給与は、先ほども申し上げたように、特別職の報酬審議会で検討していただくのが正しいと申し上げております。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） このやりとり、どうも時間がかかりそうですので、しり切れトンボになってしまうということで申しわけないんですけれども、次に移らせていただきます。

次は、窓口営業時間の適正化と休日営業の充実についてということも発信をしております。その辺のところ、これを発信して、町長が当選した当時考えていたことと、現在どうなっているかというようなことをご回答お願いいたします。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 窓口の営業時間、これにつきまして、そして休日営業、これは町長に

なってから、随分役場の中で検討いたしました。そんな中で、いろいろなことがそのうちに変わってまいりました。まず一番最初は、やはりこれは中之条町が先輩としてやっておりますので、そのこのところに来ていただく人たちの住民票、印鑑証明等々に対する利用件数が少ないということ、そういったことがあったので、ちゅうちょがまずありました。そこへ現実には、5時15分までの勤務時間というのを5時半という形にできました。この15分間だけでも随分よかったよといろいろな評価がございます。そこで、この後、出張役場とかというようなことに通告をいただいておりますので、そちらのほうにもちょっと先に触れさせていただくわけですが、私、答弁ちょっと長くて、申しわけないんですけど。私の答弁はいいんでしたよね。

まず、私が町長に就任したときに一番最初に職員に対して申し上げたことは、あなた方はこの町の住民だ、住民の一人なんだ、それを忘れないで、住民の一人として、もう一人の住民の人、地域の住民の方々、町の住民の方々のために働いてくださいということで、これは何度か申し上げております。そして、選挙の中で出張役場というのはかなり強く訴えました。これがいろいろな中で役場の職員が地域の中に溶け込んで、いろいろと活動していただくのが一番いい。こういったのも、例えば地域のお祭り、地域の運動会、いろいろなイベント、そういったところにも役場の職員が、現実には随分事務局だとか、お手伝いだとかというのを出ていってくれています。そういったようなことも随分私も進めました。

そんな中で、前々からやっていた昼休みは、住民課についてはシフトを組んで、お昼休みでもちゃんと窓口対応する。それがそのほか保健福祉課、税務会計課にも広がりまして、特にシフトを組んでいるようではございませんが、必ずだれかが昼休みにはいる、そういったことで、昼休みの住民の対応も十分にできている体制に現在なっております。

そういったことを考えていきますと、窓口の営業時間、それと我が町には、支所、そして公民館、出張所でしょうか、それがそれぞれの地区にある。そして、合併の補助金を利用させていただいた中で、戸籍謄本までそれぞれのところでもとれるようになった。電子戸籍が導入もできたという中で、住民の方々の利便性は飛躍的に向上したのではないかと考えております。

そして、なおかつ夜5時半過ぎでも、「6時ぐらいまでには行けるんだけど、お願いします」という電話が入れば、それに対しても窓口はちゃんと待機して待っているようになっています。これは私から申し上げた、私から指示したことではないですけれども、窓口の課について、ほとんどの町の中の職場は、そのような住民からのお願いがあれば、やれるような

形になっております。

よって、窓口の営業時間の適正というのは、まずまず5時半でよろしいのではなかろうか、そして休日営業まではしなくてもよろしいのではないかという考えに現在至っております。これは役場の職員がそれぞれに努力をしてくれた結果ということも考えて、感謝をしてありますが、あと例えば定額給付金とかの申請、それと強いて言いますと、選挙の期日前投票、そういったときには、土曜日、日曜日もそういった窓口は当然あいているわけですし、現在は日曜日に、そしてもっと夜遅くまでという窓口をあけられないかという住民の声は、現在は聞いていない状況でございます。

これはもしあれでしたら、住民のアンケート等々も、こういったことについてはしてみてもいいのかなとも思います。ただ、そのところでも、やはり費用対効果、そういったものを考えていく中でやるので、ただ単なるアンケートというような形も難しいとは考えておりますが、いろいろなことで、住民のサービス、住民の生活が少しでも便利になるようにということは、これから先も幾らでも取り上げて、取り組んでいきたいと、そのように考えています。

○議長（一場明夫君） 質問の途中ですが、ここで休憩をとります。

再開を午前11時15分とします。

（午前11時05分）

○議長（一場明夫君） 再開いたします。

（午前11時15分）

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 続けさせていただきます。

町長はこうっております。町民はお客様だと思えば、できるべえと。休日営業は8時半から午後5時15分までやったらどうかということを、この新聞折り込みで町民に発信しておりますね。そして、つけ加えてあるのが、よいことはまねをして実行し、悪いことは直ちに

排除というようにも書いてあるんです。その辺のところは、これを言ったときと現状、どんなことになっておるのでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 全くそういったよいことはまねしてでも、先ほども申し上げました中之条がやっている、そういったところでまねしたらよかんべえという話です。ところが、いろいろな状況を調べて、やはり中之条とはこちらは違うということを先ほど言いました。支所1カ所、出張所が3カ所ということでしょうか。そういったことでやっている状況は違う。ですので、先ほど申し上げたように、現在の考えは先ほど申し上げました。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 私が町民の皆さん方と話し合う中で、窓口休日営業、これの充実というのは望んでいる町民が多いです。特に今、週休2日制というのが定着しまして、土曜、日曜は大体休みになっております。だから、せめて土曜日か日曜日、どちらでもいいから、一日やっていただけないかというような要望が多いんです。100%とは言いません、多いんです。その辺のところを町長はどうお考えですか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 承知しました。もう一度よく前向きに検討してみます。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） その辺のところは、前向きな検討で、もし実施するのだったら、長妻厚労大臣じゃないんですけれども、一日も早くやるというようなことはまねをしたほうがいいんじゃないかなと思います。

次に移りますが、次は出張役場についてということで通告してあるんですけれども、これは先ほどさわりだけ町長からいただきました。この辺のところは、実施に向けての検討は真剣になさったことがあるんですか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 先ほど申し上げたように、出張役場、いろいろ検討はいたしました。例えば出納印がどうだ、領収書がどうだ、そういった細かい、現実には町の中でやるのに当たってということは、十分な検討はしたと思います。ただ、やはり難しさもあり、ただ先ほど申し上げたように、それぞれの地区に便利な形でできている、そういったことが一つ。それと、職員の出張役場に対する考え、理念とでも申しましょうか、そういったような出張役場があるといいねという理念に基づいた中で、役場の職員一人一人も変わってきてくれたとい

うことであります。

そして、町内在住の職員については、自宅近くのひとり暮らしの高齢者の方々、そういった方の各種料金だとか、代行申請であるとか、そういったようなことを現実に行っているという事実もございます。高齢者もそうやって安心して暮らせる町づくりという、そういった中で進めておりますので、現在、出張役場というところまでは至っておりません。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） この出張役場については、先ほど町長が言っておりましたけれども、非常に選挙の中、選挙前、告示後においても、町長は力を入れておりますね。告示日の集会の中でも、ぜひこの出張役場だけは実現したいということをはっきり申しておるようです。これはテープを聞きますと、はっきりそう言っております。また、この折り込みの中でも、支所の機能の充実と出張役場を実現すると断言をしておるんです。そうなれば、区長さん、班長さんは楽になりますよ、そういうことも言っておるんですね。

それがいまだかつて検討には入ったけれども、前には出られないというのは、1つか、2つ、何がそうさせているのか、町長、どうしてこれがもっと前へ出てこれないんですか、あれだけ力を入れたものが。答えられましたら、答えていただきたい。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 今、そういったことに甘んじているということもありますでしょうか。支所、出張所の整備、そういったことが、思いがけず、電子申請で戸籍までというようなことが結果できました。ですので、支所で何とかならないものかというようなことで甘えていたかもしれません。強い意志を持って、出張役場をやめたというわけではないです。ただ、今、改めて出張役場について問われてみますと、役場の職員そのものが、そういった実際の行動をするのでなくとも、この理念にのっとった形でみんなが動いてくだされば、この町はまずまずというような感触ではあります。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 非常に先ほども申し上げましたけれども、力を入れて、町民に発信しておるところですので、この辺のところも、できるものなら、町民のためにこういうものができれば非常に便利になると思いますので、ぜひ創意工夫をして、実現に向けて努力をしていただければと思います。

次に移ります。通告の番号、4番、5番が逆になってしまいましたけれども、なんでも相談口の設置についてですけれども、これもこれを設置したいという強いものを発信しており

ます。その辺のところ、現状とどんなことになっておるかお尋ねいたします。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 当初の考えでは、やはり一つの窓口で何でもというような感覚でおりました。ところが、現実には、なかなか複雑多岐な業務の中においては難しいということがわかっており、そして先ほどから申しておりますように、役場職員の住民に対する対応も随分変わってきた。そういった意識ということは、前々から非常によかったとまでの表現もありません。現在もすごくよくなったという表現もありません。ただ、一人一人の職員がそれぞれのお客様の対応に真摯に向かっているということだけは確かだと思います。

ですから、何でも役場に来て相談していただければ、たらい回しということはなるべくしないようにということで、それぞれの担当のところへお客様をご案内するとか、そういったことは既にでき上がっていると見てよろしいかと思います。その辺のところ、結果、皆様方に周知ができていないというところがちょっとつらいところではございますけれども、それぞれの問題について、ただ先日、ここ2週間ぐらいの間だったでしょうか、ちょっと窓口対応というようなところで、大分ご注意がございましたので、下の窓口のそれぞれの原課では、職員の会議を開いて、そういったことのないようにという対応を先日もやったところではございます。これからはいろいろなご指導の中で、だんだんによくなっていく、役場全体がなんでも相談窓口ということになるのではなかろうかと思っています。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 私、これは町長、本当にやる気があれば、簡単なことではないかなと思っておるんですね。これができれば、本当に町民は役場に来やすくなるし、来ても、そんなに迷わなくても済むのではないかなと思うわけでございます。最近の例を挙げますと、会計課ですか、昔の出納室というんですか、要するにそれが変わりました。あれは非常に町民に不評を買っておりますね。ですから、そういうもの、大体税金を納めに来る、何かに来るという、今、会議室になっているんですか、あそこのところへ来てしまう。何もないものですから、路頭に迷うということはないんですけれども、迷ってしまうと。どこで聞いたらいいかなという、私がよく言うけれども、職員に目を合わせると、目をそらされてしまうというようなことが多いらしいんですね、町民からのお話ですよ。私じゃないですよ、町民からのお話ですよ。

そういうことがありますので、案内係でも結構だと思うんですよ。1人でも、2人でも、そういう者がいれば、すぐ対応できる、すぐご案内できるというようなことは、すぐにでも

できると思うのですが、その辺の考えはいかがですか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） それは町民課のほうで現在でもそういったご案内は差し上げているというように認識しています。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 数カ月前まで町長秘書というものが3人もいてやりました。町長は、すぐこれはそぐわないということで、もとに戻した、非常にいいことだと思っております。そういうことが町長はやろうと思えばできるんですから、ぜひともひとつこの辺のところも町民のためにお考えになって、検討していただければありがたいなと思います。

次に移ります。業務見直し協議会の設置、これは告示過ぎた真ん中あたりの総決起集会というんですか、そこのところでも言っておるんですね。テープを聞きますと、町民と職員とで業務見直しの協議会を設置したいと、それで皆様のためにこの会でいろいろと検討していきたいということを総決起集会の中でも言っておるんです。テープを聞いてもらえばわかりますけれども、その辺のところはどうなっておるのでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） これがちょっと実はよくわからなかったことだったんですよ。ただ、そういった意味でお伺いすると言うと変ですよ。でも、やっぱり町民の声を聞く場所という、そういったようなところ、そういったようなものを多くつくりたいという、そういった感覚はずっと今でも持っています。そういった中で、現実には総合計画という中では、一番多く公募委員さんを募集していただきました。そのほかにも公募したということはあろうかと思います。

今の形ですと、業務そのものの検討ということで、それを町民と一緒にということ、結果的には現在できておりません。現実の中での機構改革という中を、そういったようなこともあるのかと思います。ただ、町民の目線という、そういったものはやっぱりもう一回よく役場の中に、よく申すんですが、役場の論理というのは、やっぱりちょっとそれだけで先例、前例だけでいくのはやめようよと常々申しています。そういった中で、私も副町長も民間という中での発想ではやっているつもりではあります。その辺のところにつきましては、ちょっと総合計画では十分に住民の皆さんが知恵を絞っていただいたと思います。

それから、公の施設あり方検討委員会等についても、町民の皆さん、補助金審査であるとかということについても、町民の方々、この業務見直し協議会という、そのものずばりとい

うことではないんですが、そういったものについては、十分とは言えないまでも、そういった芽を徐々に町役場の中に根差して、芽生えているといいますか、そういったようなことかと思います。業務の見直しについては、課長会等でいつもやっておりますし、これからも組織であるとかというようなものも常に見直していきたいと考えてはおります。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） この業務見直し協議会、これは新聞の折り込みにも出て、はっきり書いてあるんですね。いい仕事をすべえと、町民、職員による業務見直し協議会を設置する、現場を知っている職員が一番頼れるということで、職員と町民と合体させて、この協議会をつくって、一歩でも、二歩でも、この町を前に押し出そうという意思はわかるんですけども、余り覚えていないようだったので、先ほども同僚議員から、「これは町長が出したものじゃないんだよ、発行人は別にいるんじゃないか」というような指摘がありまして、「それで逃げられれば、加部さん、そんなこと言ったってだめだよ」と言うんですけども、これは私はちょっと違うと思うんですね。

選挙のためにこれを出した。選挙が終わったら、こういうものは一つも出なくなっちゃったんです。これははっきり茂木町長が発信しているということを言っているものだと思っておるんです。私が前で言ったとおり、茂木町長は、ちょっと考えが大分凝り固まって、最近是非常に何か迷路の中に入ってしまったような感じを受けますので、町長に出る初心に戻るために、あえてこういう町長にすればつらい質問かもしれませんが、町長が初心の気持ちに戻ってもらうために言わせてもらっておりますので、もうしばらくご辛抱をお願いしたいと思います。

それでは、次に移ります。高齢者の時間や知恵を積極的に活用して、いろいろの団体、町の団体等も動かしていくようなことも言っておりますが、その辺のところはどうなっているでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 先ほどおっしゃっていただいた初心に戻れということ、本当にありがたい、私ももう一度そういったことを、よく自分の中を整理しなければいけないというように思っております。確かに先ほどの業務の見直しというようなもの、それでもこの言葉だけでなく、現実的には、私の思いというのは、町民の目線、町民の感覚ということだけは忘れてはいけないというようにいつも思っておりますので、そのようには多少は評価して下さってもよろしいのではないかと思います。

さて、高齢者の方々、そういった方々が、結果的にはシルバー人材センターというところで素晴らしい力を発揮していただいています。シルバー人材センターのところ、結果的には、社会福祉協議会に委託をして、町の事業としてやっているわけですがけれども、あの方々の生きがい、そして働きぶり、そしてそれがこの町全体の町民の中にどれだけ浸透し、役に立っているかということ、そういったことを考えると、シルバー人材センターで働いてくださる方々には非常に頭が下がります。

それと、例えばこれは私がやったということでも何でもありませんが、シルバーにしても、そういった中で実は町長になって知ったのは、天狗の湯の管理であるとかというのも、生きがい対応でやっていてくださる。そして、今後の天狗の湯というのもどのような形になっていくかというところは、やっぱりそういった生きがい対応でやっていただくとかというようなのが当然であろうというようには思います。そんな形で高齢者の方々の知恵というようなものを、もうちょっと私自身もいろいろお世話になって、やっていけばいいなとは思いますが。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） この辺のところは、余りこれを書いて発信したというような感じは覚えていらないような感じを私は思ったんですけども、これは新聞折り込みの中に入っているんですね。無駄はなくすべえと、箱物の維持管理費、高齢者の時間や知恵を積極的に活用して、みんなで施設を運営しようと、こう発信しているんです。これが実現できれば非常にいいことですよ。その辺のところをもう一度思い出して、お答えをお願いできませんか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 現在、先ほど申し上げたシルバー人材センターの方々によって、温泉センターのおふろの清掃をやっていただいております。それによって、やはり経費の削減もできましたし、そのほかにも温泉センターの中での仕事というのは、シルバー人材のほうにお願いをしたという経緯もあります。それと、天狗の湯もございますし、さまざまところで、役場としても、そしてなおかついろいろな企業としても、シルバー人材センターの活用というようなことをお願いはしてあります。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 残り時間、あと10分ということになりましたので、ちょっと時間を使い過ぎちゃったかなと思いますので、ちょっとはしよります。その辺のところもひとつ初

心に返って、ご検討をお願いしたいと思います。

次に移ります。役場職員等の報酬・給料の是正について、これもはっきり言っているんですね。役場職員等の報酬・給料の是正をしますと言っています。しかし、3年数カ月もたっ
てしまいました。この中で今の茂木町長はこの辺の是正はなされていないと私は思っています。約1年前に若干給料の是正をしました。それは私ではないんですけれども、大勢の議員
が、皆さん方からの発信で町長が実施したんです。この辺のところ、報酬・給料を是正しま
すと言っておりますけれども、この辺はどうお考えになっておりますか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） ずっとそれに取り組んできています。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 取り組んでおれば、もっと早くできるはずですよ。いまだかつて町長
から発信した報酬・給料の是正というものは一度もないんですよ、この3年数カ月。現町長の
任期はあと約半年になってしまいました。その辺のところと、今、給料是正をしますという
ところをどうお考えですか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 給料の是正というものの、これは基本給でなければ、この後につながら
ないわけです。手当であるとか、ものを幾ら今見かけ上にやったとしても、それは後につな
がらない。例えば給料の10%カットというのをやったとしましょう。でも、10%をカット
していても、基本給が上がるシステムにはなっているわけです。そういったことで、どうし
ても基本給というところに手をつけなければいけないわけです。ずっと私はその基本給というこ
とで申し上げてまいりました。現給保障額の50%の削減、もしくは45%の削減、それをし
た後で本給に手をつけるということは、何度も何度も皆様方にご説明をしていると思います。
ですので、ずっと私は今でも基本給の改正ということ、それに取り組んで、職員のほうもそ
れに対して真摯に向き合って取り組んでくれています。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 反論しますけれども、私と町長の考えは若干違います。私は、基本
給は変えようとは思わないんですよ。基本給というのは、人事院がありまして、そこからちゃ
んと勧告されまして、そこから出てくるものです。ですから、今、私どもが考えているのが、
基本給調整額とか、基本給と言えはそれまでですけれども、役職手当とか、これを少し減額
しようじゃないかということをしました。2回にわたって議会は可決をして、町長に進言を

しております。そういうことをしたんですけれども、町長は2回にわたり再議という拒否権を使っていました、拒否権を使っているんです。

今、1人、欠員じゃないですけれども、休んでおりますので、17人、議会の構成で今やっています。1人長期欠席しておりますので、正確に言えば18人なんですけれども、実際は17人でやっておりますが、その中で6人の方が町長の意見でいいよということを採用して、町長はやって、現在に至っているんです。たったこの議員の中の17人の中の6人ですよ。6人の言うことを聞いて、町長はやっているんですよ。その辺のところ、町長、どう考えますか。町民にはこういうことを発しているんですよ。是正しますとちゃんと言い切っているんですよ。その辺のところをどうお考えでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 今の加部議員の手当であるとか、そういったものを削減したのでは、議会としてラスパイレスが高いと指摘をしていたそのラスパイレスは一つも下がりません。ラスパイレスという日本全国で比較をする数字の中にのっとった中で、この町の職員の給与はどういったレベルにあるのかということと比較ができなければ、意味がなくなるわけです、そう思います。ですので、ラスパイレスという、それを95にしようよ、そういった形での基本給に手をつける、まずは基本給でやらなければいけないんだと、それは強い意思を持っています。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 基本給を下げて、手当をカットしても、全体的な出費というのは同じだと思うんですね、どちらでも。だから、私は先ほど言いましたとおり、基本給は人事院でちゃんと示してくれているんですよ。だから、人事院がちゃんと公平な立場で示したもののまでを踏み込んではいけなかなという考えを私は持っているんです、私個人はですよ。ただ、ほかの皆さん方はわかりません。

しかし、先ほど言ったようなものを少し下げよう、なくそうとしたら、町長が拒否権を2回にわたってやっているんですね、その辺のところ。だから、本給を減らしても、手当を減らしても、同じだと思うんですよ。ただ、ラスパイレス何だかんだ、あれは私はそんなに重きを置いてはいません。その辺のところをもう一度、町長、お答え願えますか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 加部議員のちょっと疑問に思うのは、人事院勧告ですべての町村が動いていて、要するに地方公務員はすべてこの給料ですよと言え、ラスパイレスという比較

も何も要らないわけです。そうすれば、役場、公務員というのは、すべて同じ金額で動いているんだ、どこの役場も同じなんだということであつたら、わざわざこの町の給料が高いとか安いとか、そういった表現にはならないと思います。その辺のところが問題があるからこそ、基本給でラスパイレスという日本全国を比較する中でやらなければいけないんだと。

そして、なまじ手当のところ、例えば現給保障が、私が45%を提示して、70%削減になりました。このときの職員のショックは大きかったというのがあります。そして、なおかつ先日の再議のときには、ほとんどが役職者に近いわけですが、四十二、三歳から60歳までの人間の現給保障をゼロにしよう、また同じ人間の給料を減らすことによって、ラスパイレスを結果そこには下げます。でも、そのラスパイレスは、現給保障につきましては、あと2年ほどで終わるわけです。そうすると、またラスパイレスがぼんと上がる、そういったことになります。

それと、役職加算につきましては、ラスパイレスとは関係がない。ただ、ほかの町も、ほとんどがやっているものです。ですから、基本給を下げるというか、そういう表現、基本給を適正な金額にすれば、当然、役職加算分というものも少なくなるわけですし、金額にしてですね。そういったことで、やはりどうしても基本給というところに手をつけなければ、いつまでたっても改正、適正なところということは目指せないと思っています。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 時間が大分たってしまったので、給料の関係は、あと1回聞いて、それでおしまいにしますけれども、それでは新聞、ラジオ、テレビ等でいきますと、今年度というんですか、人事院は公務員の、国家公務員ですけれども、給料を削減するという方針を出しておりますけれども、今までの町長の姿勢でいきますと、人事院の勧告、恐らくこれは削減という勧告が出ると私は思っておるんですけれども、これに対しても、これを拒否する体制でいきますか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） なぜそちらの方向に行くとお考えなのかがわかりません。そのまま例月給、例月給ですから、基本給が変わるという、そういった認識ではおります。そして、期末勤勉手当、0.35月というのが予定されております。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 本当はこれだけで質問したいぐらいのものだったんですけれども、切りがございませんので、次に移ります。

次は指定管理者制度、今、この町、吾妻荘の問題で大分指定管理者制度というのがクローズアップされました。これに対しても、業者の選定基準の不透明さ、公平性、そういうことを全面に出しまして、一部業者の利権の温床となるのではないかなというようなことを言っているんですね。今、この町は指定管理者制度を導入しようかというところに来ておりますけれども、その辺のお考えをお尋ねいたします。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 先日も募集内容につきましても皆様方にご提示をしたように、こういったものについては透明性を堅持した中でやりたいと考えております。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） この発信内容、いろいろと分析してみますと、何か指定管理者制度は私は余り好んでいないと、体に合わないというような意味合いに非常にとれるんです。町民の方々も恐らくそういう意味合いにとっていると思うんです。そのように発信しているんですよ。その辺のところの整合性というのはどうですか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） そういったところも払拭するために、公の施設のあり方検討会であるとか、そういったところにも民間の方にお世話になったり、弁護士、税理士、いろいろなそういった専門委員さんをお願いした中で、役場のさまざまなものをご相談させていただいております。役場の職員も、それなりの見識もある者も多い。ただ、役場の職員だけのものではなく、民間のお力をおかりするというのは基本的な理念としておりますので、そのようにお世話になっているつもりです。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） この辺のところは、一番最後の総括のところでもたお尋ねいたしますけれども、時間が5分以内、3分ぐらいになったと思いますので、次のことを聞いてみたいと思います。

役場職員の数の是正、これも強く、テープ等を聞きますと出しているんですね。合併ということも言っておるんですよ。合併になりますと、旧東村の職員が要らないというんじゃないんですよ、旧吾妻町の職員の数だけで合併してもやっていけるんだと、その辺のところ、どうお考えですか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） そのくらいの考えでやってはいます。ただし、その中で漏れている

のは、現場のあづま保育園とか、調理場であるとか、そういったようなところは、当然そういった方々は必要でありますね。ただ、いろいろな中で役場の職員の業種もございます。そういった中で現実には、今、私は合併当初の258から100人近くを少なく、正職員としてですね、そのくらいの数は減らせるというくらいには考えております。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） この辺のところは、町長の執行のもとに、考え方によっては、ただ減らすばかりがいいのではないと私は思っているんですよ。ただ、それだけの膨らんだ職員が今いると私は思っているんですけども、いかにそれを有効に使えるか、いかに町民のために奉仕できるか、その辺のところをぜひ町長は考えてやっていただきたいと、適材適所に配置していただきたいと思います。

最後のほうになろうかと思えますけれども、いろいろと箱物行政の運営改善、役場全体の見直し、町の借金について等々、通告してありますけれども、もう時間がなくてできませんので、最後に、町長が町民に発信をしております。私が今、10項目ぐらい質問しました。これらの項目をびしっと分析をして、ばしっと町民に公開すると、これを相当大きい字で発信をしております。その辺のところ、私は全くなされていないと思えますけれども、その辺のところ、町長、お答えはつらいかもしれませんが、もう一、二分で終わりますので、お答えをお願いしたいと思います。

○議長（一場明夫君） 加部議員に申し上げますが、これで持ち時間になると思いますので、お願いしたいと思います。それと、先ほど通告したというものについては、指定管理者のところまでは通告してありますが、その後の部分については出ていないと思いますので、執行部の対応が、その分は多分難しい部分があると思いますので、それを承知で答弁をいただきたいと思います。

町長。

○町長（茂木伸一君） 先ほどの役場職員のものですが、一応申し上げておきます。現在の役場の職員数は、一般の行政職員は適正規模、そしてそれぞれの事業、下水道であるとか、上水道、そういったようなところも適正というような形であります。現在、退職補充はしていないで、ざっと合併時から30人近くが少なくはなっております。それによって、多少のストレスもございます。ただし、例えばいろいろな業務委託をやることによって、民間に委託をして、正職員の数は少なくしていくであるとか、そういったようなことも当然考えておりますので、ただ単に100人は要らないんだという、そういう表現とは違いますので、そ

の辺のところはぜひとも誤解のないようにしていただけたらと思いますが、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 時間を超過したと思われますので、本当にありがとうございました。ただし、議長から注意を受けましたが、この通告書、多分出した原稿をコピーしたものがここにあります。これは通告14項目の通告はしてあるはずです。その出した原稿をコピーしたものを、私は原稿を持っておりません、原稿を出しましたから。そのコピーを私は持っているんです。出ていないということは絶対ないと思います。どうこうというんじゃないです。ありがとうございました。

○議長（一場明夫君） 以上で加部浩議員の質問を終わります。

ここで休憩をとります。

再開を午後1時ちょうどといたします。

（午後 零時02分）

○議長（一場明夫君） 再開いたします。

（午後 1時00分）

◇ 須 崎 幸 一 君

○議長（一場明夫君） 続いて、一般質問を行います。

5番議員、須崎幸一議員。

（5番 須崎幸一君 登壇）

○5番（須崎幸一君） ただいま一場議長の許可をいただきましたので、一般質問通告書に基づきまして、この町の学校教育について質問いたします。

町の子供たちが元気で健やかな成長を遂げ、立派な社会人となることを願う町民の一人として、この町の学校教育について質問するところであります。

中学校の部活動の現状とあり方についてお聞きいたします。

群馬県中学校長会や群馬県中学校体育連盟では、平成14年度より実施されております学校週5日制を踏まえ、平成14年1月24日付で中学校における部活動について申し合わせ事項として、各中学校長あてに通達を出しております。また、県の教育委員会では、平成19年2月に部活動状況調査を実施した後、部活動協議会を設置して、課題と対応策について協議を行い、今後の部活動についての改善策を平成20年3月にまとめております。

さて、そうした中で、当町における中学校の部活動の状況と適切なあり方についての考えをお聞きしたいと思います。

具体的に申し上げますと、各中学校の部の数は幾つあるのか、またその入部方法と入部状況について、次に練習時間はどのくらいなのか、また休日の練習方法はどのようにしているのか、そして大会や練習試合等の移動手段についてはどのようにしているのか、顧問の先生のほかに指導者として外部指導者の活用はしておるのか、そして安全確認事項として、どのような項目が挙げられて実施されているのかお聞きいたします。

2点目として、学校における食育の推進の取り組みと課題についてであります。

食をめぐる状況は、国民全体として、健全な食生活が失われつつあると言われております。子供の食育を初め、生活習慣病等の予防、食品の安全性、食料自給率の向上、伝統ある食文化の継承等が必要とされております。

国においては、平成17年度に食育基本法を制定し、平成18年度から食育推進基本計画に基づき、国民運動として食育に取り組み、国民が生涯にわたり健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむ社会の実現を目指そうとしております。食育の推進に関する施策として、さまざまなことが想定できます。その中で学校における食に関する体験活動と推進活動の実践について、当町はどのように取り組んでいるのかお聞きいたします。

具体的に申し上げますと、1番目として、指導体制の整備充実を図るために、栄養教諭の配置、学校での食育の組織的、また計画的推進等が挙げられます。

次に、児童生徒への指導充実を図るために、学校としての全体計画の策定、指導時間の確保、体験活動の推進等についてであります。

そして、学校給食における指導として、食物アレルギー等への対応、学校給食での地場産物の活用による地産地消の推進等が考えられます。さらに、学校、家庭、地域との連携を図るために、給食だより、給食試食会等によるものが考えられます。

以上のようなことについて、町としてどのようなことを実施しているのか、また考えているのかお聞きいたします。

以上、質問といたします。

○議長（一場明夫君） 町長より答弁をお願いします。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

○町長（茂木伸一君） 須崎議員からの中学校における部活動の現状とあり方、そして学校における食育の推進の取り組みと課題について、この2点について答弁をさせていただきます。

まず、中学校における部活動の現状とあり方についてでございますが、管内各中学校の部活動数と入部状況について、まず申し上げます。

東中学校は、部数は5つでございます。男女の陸上、男子、卓球、剣道、女子、ソフトテニス、バレーボールの5部でございますが、うち男子の剣道、女子のバレーボールは、平成21年度、今年度より募集を停止いたしております。入部状況は、1・2年生男女計35名全員がいずれかの部に入部しております。

太田中学校は、部数は6つでございます。ただ、来年度以降、生徒数の減少により、部活動の統廃合について考えているそうでございます。入部状況は、1・2年生男女合計58名のうち、98%の生徒が入部しております。太田中学校は、男女のバスケットボール、男子、野球、ソフトテニス、女子、バレーボール、ソフトボールということでございます。

次に、原町中学校は、部数は8つでございます。特徴といたしましては、文化部として、吹奏楽部がございます。入部状況は、1・2年生男女計102人中、99%の生徒が入部しております。原町中学校は、男子、野球、ソフトテニス、バスケットボール、女子、ソフトテニス、ソフトボール、バスケットボール、男女の陸上部、そして男女の吹奏楽部がございます。

岩島中学校は、部数は7つですが、そのうち男子のバスケットボール部、音楽部の部員募集を平成22年度より停止するそうです。入部状況は、1・2年生男女計59名全員がいずれかの部に入部しております。岩島中学校は、男子、野球、男子ソフトテニス、バスケットボール、女子、陸上、ソフトテニス、バレーボール、男女の音楽部ということでございます。

坂上中学校は、部数4つですが、バスケットボール部の男女は、平成22年度の入部状況にて存続するかどうか検討するそうでございます。入部状況は、1・2年生男女計56名全員がいずれかの部に入部しております。坂上中学校では6部、男子、野球、バスケットボール、卓球、女子、ソフトボール、バスケットボール、ソフトテニスでございます。

以上、管内5中学校の1・2年生の男女の数の合計は309人となり、いずれかの部に入部して活動している生徒が99.35%と非常に高率である状況でございます。

続いて、入部方法についてでございますが、管内5中学校とも、生徒の希望入部制でございます。ご存じのように、5中学校とも多くの部があるわけではございません。文化部は、実質的に1校に吹奏楽部が1つあるだけという状況ですが、入学時に部活動のオリエンテーションを行い、その後、部活動見学、体験入部、そして保護者の同意とともに正式入部という形態をとっております。正式の入部後、理由があれば、転部することも受け入れております。

入部して活動に取り組むことを学校としては奨励しておりますが、基本的には本人の意思を尊重しております。健康等の問題で運動部に所属できない生徒がいる場合には、JRC部などを設けて、本人の希望とJRCの考え方を踏まえ、活動を進めている学校もあります。また、学校外のスポーツクラブ等に所属しての活動に取り組んでいる生徒もおります。

練習時間と休日の練習方法でございます。各学校とも年間、日没に合わせて、下校時刻を設定し、その下校時刻に下校できるよう練習時間を設定しております。また、朝練習は7時半から8時まで行っております。休日の土日は、いずれかの曜日を一日練習日とし、他の一日を休日にしておりますが、練習試合等とのかかわりで、両日とも練習になるときは、翌週休みをとるような配慮などを行っております。

移動手段でございます。大会や練習試合等の移動手段についてでございますが、練習試合は、学校の車及び保護者の車、場所によっては自転車を活用する学校もありますが、郡大会、県大会は、学校の車、保護者の車、そして町の公用車を活用しております。

続きまして、外部指導者の活用についてでございますが、学校によって、部によって、週2回程度、あるいは臨時的にボランティアの方に依頼、あるいは外部コーチを依頼している学校がございます。しかし、各学校では、多くの部の指導を顧問教師に託しております。

安全確認として実施していることですが、年間を通じて交通傷害保険に加入、大会によって、その都度保険に加入するとか、活動中の事故防止等のために、顧問2人体制をとり、生徒だけで終日練習にならない配慮をしており、職員室にもAEDを常備しています。また、熱中症対策、光化学スモッグ注意報発令時の対応、雷雨時に対する対応、日々の健康状態のチェック等を心がけて対応しております。また、登下校時の安全には常に注意を促すよう、練習終了後に安全な下校について一言話す、複数で下校する、反射たすきを着用させるなど、生徒の安全に心がけております。

以上のこと等から、各中学校とも生徒の自主性、主体性に重きを置き、各学校の現状に即して部活動を進めていることが伺えます。現在でも部の数が少なく、さらに廃止を考えてい

る学校があるなど、生徒の選択肢が狭まる現状がございます。その中で管内5つの中学校の2年生・1年生のほぼ全員が入部し、部活動に取り組んでおり、中学生にとって部活動ができることは、自己の興味や関心、適正を見出す機会にもなっていると思います。学校活動に潤いやめり張りが生まれ、生徒一人一人の学習意欲の向上、自己の行動への責任感や集団活動での連帯感が効果的に育成されることになると考えております。

したがって、各学校とも、自校の学校教育目標の範囲の中で、部活動の目標を設定するとともに、教科や領域の目標と合致させることをしていかなければなりません。生徒の体力と安全への配慮は最大限優先させなければならないと考えております。

部活動が放課後の時間を活用する楽しみや余暇の活用という消極的なものとどまらず、生徒が自主的に参加することで、自己意識の形成に影響を与えるものであると考えております。特に集団活動が主になることから、学校の学習体験では得られない集団での活動、それと自己とのかかわりを経験できるものであると考えております。

特に部活動のよさは、参加した者同士の仲間意識や連帯感、加えて集団に対する責任感の形成、学校への所属意識の涵養などによい影響を及ぼすと考えております。時としてマイナス面もありますので、マイナス面のあることも忘れず、生徒一人一人にとって、生涯心に残っている中学校生活の一つになれるよう、各中学校に指導するとともに、手を携えて進めるつもりでございます。

続きまして、ご質問の学校における食育の推進の取り組みに向けた指導体制の整備についてでございます。

平成17年に、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進する、このことを求めた食育基本法が成立をいたしました。この食育基本法制定の基本的な考え方であり、体力は人間の活動の源であり、健康の維持のみならず、意欲や気力といった精神面の充実に大きくかかわっており、幼稚園、小学校、中学校ではぐくむべき生きる力の重要な要素であると考えております。

今年度、町の教育行政方針においても、確かな学力、豊かな心とともに健やかな体をはぐくむことを目標として示し、基本施策で、幼稚園においては給食活動を通し、小・中学校では食育の推進を通して、望ましい食習慣を身につけることができるよう方針を示しております。管内幼稚園、小・中学校においては、自園、自校の教育目標の達成に向けて、園長、校長、食育あるいは給食担当者、そして町内4つの共同調理場で学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどっている栄養士を加えて、学校全体の教育活動としての指導体制を確立し

て、食育の推進に当たっているところでございます。

続きまして、園児、児童生徒への指導についてでございますが、食育の推進は、幼稚園、学校の全教育活動でなされるものであり、3年間、6年間、3年間を見通した全体計画及び年間指導計画を策定して、あるいは策定中のところもございますが、各歳児、各学年ごとのねらいの達成に向けて取り組んでいるところでございます。

また、給食時に食材を含めた献立の説明、栄養素を子供に伝える指導や、年間指導計画、月ごとの目標を踏まえて、担任、給食主任、養護教諭、栄養士が連携をとりながら、栄養士による給食時の学級訪問や、学級担任と栄養士によるチームティーチングによる授業実践などを行い、食事の重要性、食事の喜び、楽しさ、正しい知識、感謝の心、望ましい食習慣の育成などに努めております。

さらに、幼稚園、小学校では、二十日大根、ピーマン、ジャガイモ、サツマイモ、米、小豆、コンニャク等の栽培を、地域の方々の指導や支援を受けて栽培しており、これら栽培を通して、食材づくりの大変さや食べ物大切さなどに気づかせるとともに、自分たちで育ててきた野菜等を食することを通じ、好き嫌いの改善等にも結びつけることができる指導に心がけております。中学校では、家庭科などの関連教科の中で、食の大切さ、品質、安全性等について学習を進めております。

続きまして、食物アレルギー等への対応と地場産物の活用推進等についてでございます。

食物アレルギーへの対応については、各幼稚園・学校とも、教育委員会からの「給食に関する申し合わせ事項について」に基づきまして、個別対応しており、除去食を出すなどで進めているところであります。入園・入学時にアレルギー調査を行い、申請のあった幼児、児童生徒には、校医、主治医の指導を受け、あるいは栄養士と面談を行い、献立の中にアレルゲンがあるものを事前にチェックして、家庭で用意していただいたり、調理場で排除のできないものは排除していただいています。除去食で対応できないものは、家庭から代替品を持ってきてもらっています。食物アレルギーの幼児、児童生徒については、年度当初及び随時職員会議等で、対象幼児・児童生徒の把握と対応など、全教職員で共通理解して進めているところでございます。

地場産物の活用推進についてですが、地区の農産物直売所、あるいは生産者から直接的にコンニャクやイチゴ、シイタケ、ナシ等の食材を購入したり、果物なども積極的に活用しておりますし、地場産を活用しているときは、給食のときに子供に紹介しております。また、10月24日の「学校給食ぐんまの日」には、生産者を招いて、交流給食を実施している学校

もでございます。交流給食実施後に生産者と栄養士、小学校長との間で、さらなる活用推進に向けての意見交換会を開催するなどに努めている調理場もございます。

次に、家庭、地域との連携についてでございますが、各幼稚園・学校で毎月給食だよりを発行し、献立とともに食に関する事柄などを掲載するとともに、園・学校だよりの中でも、食物、作物の栽培等を掲載し、連携に努めております。保護者を対象にした給食試食会、栄養士を講師として、保護者を対象にお弁当づくりを行い、保護者は給食を食べ、子供は保護者手づくりのお弁当を食べるなどの活動を推進して、保護者に食の重要性、手軽に料理できる仕方などの理解を深めていただくことを通して、連携に努めております。

また、生産者、地域の方、学校評議員の方々と試食を行い、食に関することも含めて、園、学校の教育活動等についての交流に努め、家庭、地域との連携を深めようとしておりますし、PTA母親委員会を中心として、家庭教育学習会の場で食に関する学習を指導計画に沿って行い、食の重要性の意識の指導に努めております。さらには、地域の方を講師として、栽培した作物の料理、郷土の料理を親子で調理するなどの活動を実施し、食育及び地域との連携推進に努めております。

以上でございます。

○議長（一場明夫君） 5番、須崎議員。

○5番（須崎幸一君） 中学校における部活動については、今後、生徒数の減少によりまして、単独校では生徒の要望にこたえた部の設置はできなくなることが予想されると思います。

そこで、ご提案というか、一つの考えなんですけれども、今後につきまして、将来において、学校統合を視野に入れながら、合同部活動の実施も検討してはいかがでしょうか。

それから、中学校における部活動は、一つの生涯にわたるスポーツ、文化にかかわるきっかけになるものであるというふうに認識しておりますので、生涯スポーツとしてのあり方の検討も今後必要があるのではないかというふうに思います。

さらに申し上げますと、部活動の充実を図るためには、何といたっても財政的な負担が伴います。保護者や地域の方々に協力していただくことはもとより、町としての支援も十分考えていただければというふうに思っております。

次に、学校における食育の推進の取り組みと課題についてでございますけれども、しっかりとした取り組みがされていると理解するところであります。学校における食育については、指導体制の整備充実を図るためには、栄養教諭制度の導入が必要であるというふうに言われ

ていますが、本町においては、栄養教諭の指導にかわるものとして、養護教諭や栄養士の活用がされているとの説明を先ほど受けまして、大変結構なことだというふうに思いますが、今後につきましては、栄養教諭の配置が実現できることを期待しているところであります。

また、学校給食における指導充実を図ることは大切であるという観点から、具体的に申し上げますと、安心安全な面からいって、給食調理場の老朽化や設備の使い勝手等について、今後改善をすべき点があるような気がいたしますので、どうかその辺も検討する必要があると思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。

以上、再質問を終わります。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） いろいろなご指摘をいただきましてありがとうございます。

部活動における問題というのは、やはり少子化、生徒数の減少ということになっております。そして、1校だけでは、どんどん選択肢が少なくなっていく、そういった状況を見ますと、合同部活動というようなことでの一体感の醸成も含めて、町としての取り組み、すばらしいことになるのではないかなと思います。教育委員会に投げかけまして、校長会等々で検討いただくようなことになればよろしいかと考えております。

なお、中学校における部活動というのが、生涯スポーツにも通じるということもございます。一度、一つのスポーツをすれば、やはり基礎体力ができたりいたしまして、そんな中でいろいろなスポーツに対しても目が開ける、そういったことがあるとは思いますが、今後とも部活動の進めということは、これからもしていきたいと思います。

そんな中で、財政負担をやはり伴います。確かに特に大きいのは、全国大会であるとか、北関東、関東大会であるとか、そういったところに行く旅費とか、遠征費等々がございますが、これまでもそういったものにはご支援を申し上げておるつもりでございます。ましてというか、逆に全国大会に行く子供がふえる、関東大会に行く子供がふえて、財政支出が大変だと思えるくらいの町というのは、もっといいのではないかと、そこまで考えております。

さて、続きまして食育の推進ということに移りますが、まずまずの食育の教育といえますか、そういったことをやっておるということでご評価をいただき、おほめをいただいたような気持ちになりました。どうもありがとうございます。まだこれからも栄養教諭の配置、これは現在、吾妻郡内では、栄養教諭そのものの免許を持っておられる方は1人だけだそうでございます。これからも、現在やっている栄養士さんたち、そして養護教諭さんであるとか、そういった方々との連携という形で、子供たちのところに食育教育をやっていくということ

を続けながら、栄養教諭という位置づけも前向きにとらえて考えていきたいと思います。

さて、先ほどの財源のお話にもつながるものでございますが、やはり安心安全な給食を、そしておいしい給食を子供たちに届ける、そういった中では、施設の老朽化が余りにも進んでいるものばかりであります。今、4つの給食調理場がございます。そういったもののすべてが老朽化しておりますので、これはかなり喫緊の課題ということでとらえて、前向きな検討に入らなければいけないと思っております。自校方式であるとか、集中でセンター方式であるとか、いろいろなことも含めた中で、これから皆さんとともに検討していかなければいけない問題だと考えております。なるべく早く、そういった表現でこれには対応していきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 以上で須崎幸一議員の質問を終わります。

◇ 金 澤 敏 君

○議長（一場明夫君） 続いて、3番議員、金澤敏議員。

（3番 金澤 敏君 登壇）

○3番（金澤 敏君） それでは、通告に従って、私の町政一般質問を行いたいと思います。

ここ数年、経済界の意に沿った政治が、特に小泉・竹中氏の構造改革を中心に行われました。結果、国民生活は、弱肉強食の市場原理主義、表向きの言葉としては、新自由主義と言われましたが、この主義により、急速に生活の基盤が壊され、将来に対する希望も夢も安心も失ったのが実情ではないでしょうか。痛みを耐えれば、明るい未来が来るとの言葉は、大企業と大金持ちだけに適用され、大多数のまじめ国民は、希望を奪われたただだったと今気づいたのではないのでしょうか。

例えばどんなにまじめに働き、有能な労働者も、いとも簡単に首を切られ、失業手当もなく、解雇されたら、即、住宅から追い出され、ホームレスになってしまうということ。そして、あると思われていたセーフティーネットが何もなかったこと。これに関しては、実は何もなかったというのは間違いで、あると思われていたセーフティーネットは、大企業の法令違反によって機能しない状況に追い込まれていたのがわかっております。

大企業や経済界が幾らきれいごとを言っても、モラルハザード、道徳的退廃に陥っていたことが、国民の前に明らかになったのです。雇用でも、社会保障の問題に関しても、その経

済界の意向に沿った政治を行っていた政権党に、先ごろ行われた総選挙で、国民の怒りは投票となって意思を示し、結果は政権交代としてあらわれたのだと思っております。

さて、当町でも、前段で示したように、生活困窮者は多数生まれています。私もここ数カ月のうちに、このような境遇に置かれた数人から相談を受けています。手元にあるのは5,000円そこそこ、その日のうちにもアパートを出なくてはならない状態の例もありました。

その事例に対しては、県内でこの東吾妻町に近い自治体ですが、その自治体では、社会福祉協議会と連携し、緊急小口生活資金等の貸出制度があり、生活援助の手が差し伸べられているということを聞き、早速、当町の保健福祉課に相談に行きましたが、当町では、そのような制度はなく、施策も行っていないとのことでした。社会福祉協議会に行きましたが、社会福祉協議会も県の制度しかなく、利用しようと調べましたが、とても緊急、早急な問題には対処できないで、2週間以上かかってしまうということが判明しました。

さきの例に出した自治体は、昭和34年から条例をつくり運営を行っていて、緊急小口資金の申し込みは、簡単な書類2枚と保証人を立て、居住地民生委員に提出することで、ほとんどが午前中に申請すれば、夕方には融資が受けられるとのことでした。

昨年10月以降、急激な経済悪化が始まりましたが、今後、さらなる悪化を予想する意見もあります。これまでに増し、さらに生活困窮者の相談がふえることが十分考えられます。町民の安心安全を守る自治体本来の仕事として、援助の手を差し伸べる、そういう施策が今まさに求められていると思います。さきに述べましたが、自治体が行っているような緊急小口生活融資等の施策を当町はつくる気があるのか、どうぞ町長の意見をお聞かせ願いたいと思います。

生活保護申請も、当町は今は横ばいで推移しているそうですが、郡内では増加傾向だと資料が示しています。そのような状況の中、税の滞納者も増加していると考えられますが、まずは親切な相談を行い、分納等の方法で少しでも徴収が上がるよう努力すべきだと思うわけですが、このことに関しても町長の意見を聞かせていただきたいと思います。

さて、次の2問目の質問に移らせていただきます。

ことしの4月、オバマアメリカ大統領が、プラハで核兵器廃絶に向けて、核兵器のない世界を目指すと世界に向けて演説しました。世界でも、平和と平等を基礎とする新しい世界秩序を探究する流れが大きく広がりつつあります。その引き金となったのは、ブッシュ政権でのイラク戦争の失敗とその後の混迷並びに最終的にはサブプライムローンが引き金になった新自由主義経済の大きな破綻です。アメリカの一国覇権主義をグローバルスタンダードと称

して、世界に押しつけた後の無残な結果です。

今、各地域で新たな世界秩序の模索が進んでいます。アジアでも同様に、例えば東南アジア友好協力条約は、EUが加入しました。そして、アメリカも署名するとの動きがあります。加入国は52カ国で、世界人口の66%を有する一大潮流になりつつあります。中南米諸国も新自由主義経済からの決別、そして核の傘に頼らない米国追随型の政権から、自主自立の独立的な政権にほとんど変わりました。オバマ大統領も、過去の誤りを認め、対等、平等な新たな友好関係がつくられつつあります。アメリカ国内でも、かつては核抑止の政策を推進してきたキッシンジャー氏など、元政府高官4人が核兵器のない世界を求める提言を行い、この提言の影響で、NATO諸国のノルウェー、ドイツ、イギリスの各国外相が相次ぎ核兵器廃絶を求めて訴え、さらに新たな提言を行っています。

さて、目を国内に転じれば、つい先日までの自公政権がつくっていた政府は、本来なら世界で唯一広島、長崎の核爆弾の被爆国としての悲惨な状況を踏まえ、新しい流れの先頭に立つべきところですが、むしろ逆な核兵器維持、強化の側に立っていました。これはもうアメリカ言いなりどころか、核抑止力の依存と信奉の姿で、世界からは奇異な目で見られていたと報道は伝えています。

さて、我が町も、旧吾妻町では平成8年6月に、旧東村では平成9年9月に、核兵器廃絶平和の町（村）宣言を行っていましたが、合併時に旧町村の宣言は廃止されています。新町になって、新たに検討することになっていましたが、既に新町になって3年余の時間がたちましたが、いまだにこの宣言の見直し、検討が行われておりません。

世界と平和や核兵器廃絶の意識を共有するだけでなく、その流れの先頭に立つ気概で、早急に検討を始め、宣言を行い、平和の願いを内外に向けて発信することで、少しでも廃絶の世論を盛り上げていくことが今重要であると思いますが、町長のそれらに取り組む姿勢を伺いたいと思います。

以上、2点、質問いたします。

○議長（一場明夫君） 町長の答弁を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

○町長（茂木伸一君） 生活困窮者への新たな施策につきまして答弁をいたします。

町の社会福祉協議会との連携による緊急小口生活資金の貸出制度の創設でございますが、とても素晴らしいことだと思います。ほかの自治体の貸付状況や諸問題等を調査研究して、

すぐに検討を始めたいと思います。いろいろとご指導をいただけたらありがたいと思います。

もう1点、滞納者に対する相談はどのように行っているかの質問であります。滞納者は増加傾向にあると思いますが、まだ顕著にあらわれきてはいない状況です。なお、滞納額の増加は、平成19年度の税源移譲による個人町民税率の増加によりふえたものが多く、滞納者そのものの増加ではないと考えております。

しかし、昨年秋の世界恐慌に始まる経済不況により、生活の困窮者が増大していることは事実であります。また、個人町民税や国民健康保険税などは、現年課税の算定基準を前年所得により算出するため、今回のような急激な経済変化に対応するのが困難な税目となっていることも、滞納を招く原因となっていると思われます。

税の徴収は、国税徴収法などにより規定され、町民への公平、平等の観点から、毅然とした態度で業務を遂行しておりますが、議員ご指摘のとおり、経済状況の急激な変化も十分に考慮しながら、個々の納税者の相談に対し懇切丁寧な対応と、滞納を解消するための分納計画等の指導をしているところでございます。また、この4月より収納係を1名増員し、よりきめ細かな滞納対策に努めております。

続きまして、核兵器廃絶平和の町宣言についてでございます。

ご指摘のとおり、合併以前、両町村ともに宣言をしておりましたが、合併時に廃止されたままになっている状況ではございます。核兵器のない世界平和は人類共通の願いでありますので、今後、議会の議決を得て、宣言をしたいと考えております。

役場庁舎正面のところに「核兵器廃絶平和の東吾妻町」と書きかえた形で既に宣言はしておるようにはなっております。改めて宣言ということでお世話になればと思います。議員発議でお願いすることも一つの考えではございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（一場明夫君） 3番、金澤議員。

○3番（金澤 敏君） 早速、緊急小口生活融資資金等を検討してみたいと言っていたきましたので、そのことに関しては、私の相談の事例、そういう人が聞けば、本当にうれしく思っていただけだと思います。ここ何カ月の間、そのような本当に生活に困窮している方の相談が私のもとに多くなってきております。本来ならば、町に相談して、町がそれに対して有効な手だてをとっていただけるのが一番だと思いますけれども、やっぱりどこでどう間違っているのか、ちょっとわかりませんが、町に相談する前に議員のほうへ来てしまうということがあります。

そういうことも庁舎内で、相談ができないようなというか、しにくいような雰囲気があるのかどうか、その辺も含めてちょっと検討してもらいたいですけれども、滞納の件に関しても、前の税務課長が「相談に来てくれれば、相談に乗りますよ」と言っているんですけれども、調べてみれば、なかなか相談に行かないんだと、敷居が高いんだということが何かあるみたいです。そういうことも含めて、窓口等を指導していただきたいと思いますが、そのことに対してちょっとお答えいただきたいと思います。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 敷居が高いというところ、なかなか難しいところだと思っています。

例えば消費生活センターというところに多重債務について相談に、地元のセンターに行くかどうかというようなこと、そういったようなこともやはりあって、わざわざ遠くの、知らない人がきっと担当しているであろう前橋のほうの消費生活センターに行くとかというのも結構あるようなところで、その辺のところは非常に難しいと思います。ただ、民生委員さんのところでは、意外と心を開いていただくというようなこともあったりもするようでございますので、そういった民生委員さんを頼りにするというのも一つの方法かなと思っています。

先ほど答弁のところで、実は飛ばしたということがありますが、緊急小口生活資金貸し出しという制度の中で、例えば滞納者が、税金を滞納されている方が相談に来たらどうするのかという、かなり難しい面がございます。そういったことを申し上げると、後ろ向きだととらえられるような思いがあったものですから、そういったことは飛ばしました。

ですから、一つの制度をつくっていくというのは、いろいろな問題もあるかと思いますが、やはりこういった時代でございます。社会的にちょっと弱い方々の立場に立った施策というのは、早ければ早いほどいいという感覚でありますので、先ほど申し上げましたが、ご指導いただきながら、早く取り組みたいと思っています。

○議長（一場明夫君） 3番、金澤議員。

○3番（金澤 敏君） 今、一つ落としたというところを言われましたけれども、私が持っている資料、これは沼田市の資料なんですけれども、その中には、そのようなことも含まれておりません。ということは、きっと滞納者であったとしても、本当に生活が困窮していると地域の民生委員が認めるならば、これは緊急に貸し出しできるというような制度だと思います。

それは沼田市のことですから、当町は当町なりに、町長や執行部の考え方でつくっていただければいいとは思いますが、この融資を申し込みに来るところまで、生活が

本当に苦しくなっている。それで、地域の民生委員が、本当にあの家庭は大変だから、この小口融資が妥当だろうと、そう思えば、滞納があったとしても、その人が自殺するとか、餓死するとかということを考えれば、今の町長の滞納者で許されるのかということは、またしっかりと吟味してもらいたいと思います。それについてはいかがでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 例えば税金を滞納している方には、役場は仕事として、発注するということできません。そういった中で、今、非常にコンプライアンスということがきつく言われております。そういった中で本当にどれが正しいのか。条例でうたってあるから、全部だめなんだ、全部というか、文章でこうだから、こうなんですというのは、そのところで私は機能というか、思考が停止しているんだと実は思っているわけです。マニフェストに書いてあるから、ダムを中止するというようなことがございました。マニフェストに書いてあるから、するんだということではなくて、その裏にいろいろなことがあるからなんだと思います。だから、ただけど、難しいんです。

ですので、本当にそれでいいのかどうなのかは、私は本当の意味での法律の解釈というのはわかりません。ですので、お答えすることは、結果的にはできませんが、そういったことをわざわざ考えないでも、本当に困っている人がいれば、なるべくなら早く何とかしようよというのが基本的な考えであります。ですので、あえて外しましたが、そういうのもありますねというのが、後でわざと出したと言うとおかしいですけども、いずれにしても、そういった気持ちは強く持っております。ですので、そういったものもクリアできるような形がとれば、そのほうが良いと思っはいるということをつけ加えさせていただきます。

○議長（一場明夫君） 3番、金澤議員。

○3番（金澤 敏君） 確かに今答えていただかなくても、それは仕方ないと思いますので、結構ですが、これは一つの、ついこの間あった事例なんですけれども、私の家に來た相談者の方の家は民生委員の家と50メートルも離れていないようなところにいらっしゃるんですけども、なかなか相談ができないということらしいんですね。

でも、しっかりその人は役場に相談は來ているんです。そこで、役場の対応としては、民生委員が近くにいますからという感じで帰してしまった、はっきりはそうではないんですけども、そのような方向性をついつい出してしまったようなこともちょっと聞いていますので、民生委員にみんな丸投げするのではなく、庁舎内でもしっかり相談に乗れるんだというような体制も、少し考えていただきたいと思うんですけども、そのことに関しては町長の

考えはいかがでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 役場に来ていただいた方は、当然ながら役場で対応いたします。民生委員さんの仕事には、やっぱり民生委員さんとしての仕事、それは役場でお願いしている民生委員さんではございませんで、やはりそういった形の仕事、完全に分けて、これはこちらの仕事ではないとかあるとか、そういったことではなく、やはり相談された方が一番適切なことをやるのが一番よろしいのではないかと、そんな感じで考えます。

○議長（一場明夫君） 3番、金澤議員。

○3番（金澤 敏君） 午前中、同僚の加部議員が何点か質問した中で、やっぱり町民が気楽にこの庁舎に来られるような、そういう体制をとるべきじゃないかというような、ちょっと拡大解釈していますけれども、意見がありました。やっぱり私もそれを前回の一般質問のところでも質問したんですけれども、本当に町民が、この町が、庁舎が、職員が本当に家族のような気持ちになって、相談に来られる、そのような体制を町長の指導のもと行っていただきたいと思いますので、このことに関しては本当に検討してもらいたいと思います。

ちょっと話はまた核兵器廃絶平和の町のほうへ飛ばさせていただきますけれども、町長は議員発議でも結構ですよと言われているので、そのこともしっかりと私どもも検討しますが、執行部側も議員に丸投げするのではなく、みずからの立場でしっかりと核兵器廃絶平和の町宣言に向けて取り組んでいてもらいたいと思いますけれども、よろしくお願いします。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） アットホームな感じの町役場になれば来やすいねという、役場の職員みんなが町民のために働いているということは間違いございませんので、私の気持ちを本当に代弁していただいたようなつもりであります。私もその方向で考えておりますので、これから先もずっと住民の意識を持って町民にサービスするという、そういったことを言い続けていきたいと思っています。

核兵器廃絶につきましては、強いて言えば当たり前みたいなことだという、そういった感覚ではおりますので、これは12月議会にでも、よろしければ準備をさせていただこうかと思っています。一応検討はしなきゃいけないんでしょうが、そんなところであります。

○議長（一場明夫君） 3番、金澤議員。

○3番（金澤 敏君） 期待をして、私の一般質問はこれで終わらせていただきます。どうも

ありがとうございました。

○議長（一場明夫君） 以上で金澤敏議員の質問を終わります。

ここで休憩をとります。

再開を午後2時10分とします。

（午後 2時00分）

○議長（一場明夫君） 再開いたします。

（午後 2時10分）

◇ 青 柳 はるみ 君

○議長（一場明夫君） 続いて、一般質問を行います。

4番議員、青柳はるみ議員。

（4番 青柳はるみ君 登壇）

○4番（青柳はるみ君） 通告に従い一般質問いたします。

新政権が始まりましたが、その主権であるはずの国民、町民が置き去りにされた議論が支配的で、我が町の多くが持っている地域再生とか、地域間の格差是正には焦点が当たりません。そんな中、地域住民の生活を守り、幸せのために、家庭、主婦、政治、制度のはざままで苦しんでいる人の声を議会に反映させるのが使命だと思っております。特に子供と若いお母さんの幸せのためのお手伝いをしたいとの思いで、ブックスタートの提案をします。

これを取り上げるのは二度目ですが、一度目のときは、吾妻地域で先に始めてみたいとの答弁をいただきましたが、今までできなかったのは何が障害になっていたのでしょうか。時間がかかる道や橋に比べ、こういった精神的な支援は、工夫と努力でできるのではないのでしょうか。生まれて4カ月から6カ月の赤ちゃんに、絵本を通じてお母さんと対話し、温かな時間を持ってもらう、人を信じ、心をはぐくむ多くの本に親しむ第一歩となるブックスタートは、あらゆるものの基本となる事業ではないのでしょうか。その事業を実現すべきと思います。

図書館主導で行うのか、保健師さんか。多くの先進地では、ブックスタートをボランティアを募り行っていました。富岡、玉村、吉井、沼田、渋川、板倉、3つの市、3つの町を視察して回ってまいりましたが、健診が済んだ後、何人かがまとまって読み聞かせしたり、一組の親子ずつ行ったりしておりました。「いないいないばあ」という本では笑ったり、食べ物の本では、よだれをたらしたり、また本をなめてしまったり、本を見ないで周りの人を見たりとか、反応はさまざまですが、お母さんが周りの人の支援に勇気をもらったり、温かさを感じたりで、幸せそうな表情をしておりました。

現在、幼稚園、小学校で読み聞かせグループが当町でも活躍されております。中でも、手づくりの本があり、榛名湖から箱島につながる湧水伝説や、昔は大きかった榎の木に兵隊さんが白いたすきをかけ整列し、万歳の声に送られて戦争に行き、そして白い箱になって帰ってきたという榎の木という紙芝居を通し、この町の歴史と文化を学んでおります。

多くの人と本から吸収し、豊かな心を持つ人に成長してもらえよう、母と子の心の交流のために、初めに町からバックアップしてあげるべきと思いますが、町長の見解を伺います。

○議長（一場明夫君） 町長の答弁を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

○町長（茂木伸一君） ブックスタートについてのご質問でございます。

ブックスタートの事業、これは赤ちゃんの保護者が絵本を介してゆっくりと心触れ合うひとときを持つきっかけをつくる事業ということで、今もるるお伺いをいたしました。機会といたしましては、赤ちゃんとお出会える保健センターのゼロ歳児健診などで行われております。この事業は、教育委員会部局、こちらで言いますと中央公民館でしょうか、保健福祉課、これも保健センター、読み聞かせ団体、そして支援団体としてボランティアの募集などと、いずれにしても、さまざまな部署と連携をとりながらの実施が理想とされております。予算的には、図書館関係部局での予算づけが多いようですので、教育委員会との協議を経て、来年度にはぜひとも実施できるように努めてまいりたいと思います。

絵本だから図書館、健診会場で配布するから保健関係だということだけでなく、赤ちゃんの住む地域すべての人が連携していく運動を目指して取り組んで、そしてこの子供たちが大きくなって、町の文化ということを担当するようなことになれるように取り組んでいくつもりでございます。以前の質問から2年が経過をいたしております。申しわけなく思っておりますが、22年度には実施する方向でございますので、よろしくお願いを申し上げる次第でございます。

ます。なお、これからご指導、ご支援、そして監視ということで、ぜひともお世話になればと思います。申しわけございませんが、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 4番、青柳議員。

○4番（青柳はるみ君） ありがとうございます。今、町長が申された、いろいろな部局が連携しておっしゃっていただきましたが、図書館部局、社会教育、保健師、いろいろなそれぞれの分野が連携してやることによって、一人の赤ちゃんのためにいろいろな課があるわけですが、そこで連携することによって、とてもいい成果が得られるということをほかの町で聞いております。

また、民生委員とか児童委員とか一緒に、そこで全部の赤ちゃんが集まるところで、そこで民生委員、児童委員が顔を合わせることによって、その後の行事がやりやすいということを知りました。また、図書館のほうでは、おはなしの会が図書館でも開かれますが、やはりおはなしの会に来るのは、既に絵本を読んで、本の楽しさをわかっている子供が来るわけですね。すべての子供、そういう子供だけでなく、すべての子供に会って、本を届けられるという場所というのは、ブックスタートだけだということをお聞きしました。

また、ブックスタートだけのボランティアを募ってやっているところは、そのボランティア同士がいろいろな町の中からもいろいろなところから出かけてきて、そこでボランティア同士がお友達になって、また赤ちゃんが喜んでくれたから何かしたいねという話の中から、布の絵本をみんなでつくろうよという話で、布の絵本をつくるサークルができたということで、ボランティア同士でも、またきずなが生まれたという話を聞いておりますので、いろいろな付随して、赤ちゃんとお母さんだけでなく、いろいろなことが付随して、いい効果を上げておられます。

また、当町では、ふれあいの郷の3階で子育てサポートを7月からスタートさせていただいて、町の真ん中でなく、3階だし、行くのかなと心配していたんですが、大勢の小さい子供を連れてお母さんが来ていただいているということで、本当にあのすばらしい事業を始めていただけましたということで、そこもまた支援していきたいななんて思っておりますし、また大勢の人に、そういう存在があることを皆さんに伝えていきたいなと思って、まずまずいいスタートを切っていただいているので、うれしく思っています。

以上です。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 子育てサポートセンター、8月1日から始めたわけでございますが、

いつの間にか本が多くなってきているんだそうです。そのような形で、やはり子供たちを育てていくのに、本というものは欠かせない。そういった形で保護者の方々も持ち寄ったりもしてくださっているのでしょうか。入り切れないほどの盛況というようなときもあるようでございます。まずは議員がご提案のように、やっぱり零歳児というか、4カ月とか、5カ月、そういったときの本との出会い、それがまた子育て支援センターであったり、保育所、幼稚園、小学生、そういったようなものにつながるのかなと思います。

先ほどの中学校の部活動ということも、やっぱり生涯スポーツにつながる。そういったことで、本当に子供さんたちが早くに本と出会えれば、一生本と楽しくつき合えるようなことができるかと思います。これからも、まずはブックスタートを間違いなく始めるということが一番先に大事でございまして、そのほか子育て支援センター、あとは図書館の整備等々も力を入れてやっていきたいと考えております。

○議長（一場明夫君） 4番、青柳議員。

○4番（青柳はるみ君） ツインプラザとか、図書館からのお話ですが、赤ちゃんに1,000円ぐらいの本は買えるのではないかという声もありますけれども、今、金澤議員のお話にあったように、大変な家も大勢あるわけですし、やはりかわいらしいエコバッグに入れて、また来てくださいねという図書館からのメッセージを入れて、絵本を渡すんだそうですけれども、本当に愛情を引き渡すという意味でも喜んでいただいていますし、やはり買えばいいんじゃないか、図書館でただで借りられるんじゃないかということもありますけれども、そこで生まれた子供を町を挙げて支援してくださるんだという温かい心をもらえるということを聞きました。

また、図書館でも、これがきっかけで、4カ月の赤ちゃんにはまだ絵本は無理じゃないかと思っていたんだけど、絵本を見たら、赤ちゃんが目を輝かせたというお母さんの発見があって、赤ちゃんでも絵本がいいんだということで、ツインプラザなんかでも、この中央公民館でも、赤ちゃん連れが本を借りにくるというんですね。ですから、やはり今、町長がおっしゃったように、人生の一番スタートのところで、本を与えていただきたいなと思っています。ありがとうございました。

○議長（一場明夫君） 以上で青柳はるみ議員の質問を終わります。

◇ 菅 谷 光 重 君

○議長（一場明夫君） 続いて、16番議員、菅谷光重議員。

（16番 菅谷光重君 登壇）

○16番（菅谷光重君） それでは、さきの一般質問通告書に基づいて、2つの項目について、ただいまより行います。

初めに、一つ、地域医療機関の対応について質問いたします。

医療から見た統計の一つ、国民の生活基礎調査で、今、65歳以上の通院率といいますか、病院に足を運んでいる方でございますが、5人に3人の方でございます。急激な少子高齢化の中、私たちの医療に関しては、本町内外の診療所、医院、病院あわせて関係各位に日夜これらにご貢献のほど、ありがたく、感謝を申し上げます。原町日赤病院におかれましては、本当に長いこと地域の中核病院として、その機能を発揮されました。ここにあわせて感謝とお礼を申し上げます。

こうした中でありますが、残念なことです。平成17年度、産科の休止に始まり、脳神経外科、小児科、泌尿器科と続く診察、診療で、この機能の縮小が現実となりました。こういう今日、特に日赤病院所在地の町長としての近隣町村と連携のもと、本病院の医師の確保に向けた対応が私は今大切かつ必要なことだというふうに思っております。よって、町長の具体的な姿勢を問います。

それと、15日の議員全員協議会の席上、病院当局いわく、日赤病院は全国に92あるそうでございます。うち69の病院が赤字とのこと。私は、この数字を単純に比例というか、率に変えてみました。そうしますと、何と75%という高いパーセントになります。医師不足イコール赤字と言われる今、医師不足の一員は、例の臨床研修制度にあるというように、私は先ほどの数字の値から読み取ったわけでございます。よって、本制度についても、十分検討、精査なさるよう、国に発信、強力に働きかける必要があるというように私は考えております。そこで、町長の考えについてもあわせて伺いたい。

次は八ッ場ダム中止の意向に伴う対応について申し上げます。

八ッ場ダム事業は、ご案内のように、昭和27年、国からダム建設計画が地元提示され、57年という本当に長い年月が経過いたしました。そして、今日、政権の交代、新たな政権が誕生いたしました。民主党のマニフェストには、八ッ場ダム中止が明記されています。私たち地元関係者と話し合う、対話することなく、大型公共事業のもと、この名のもとにおいて、これは一方的な、しかも機械的な中止だというふうに申し上げたい、私は申し上げる。

古代の世からずっと今日まで、確実に語り継がれている格言があるのであります。これはまさしく水を治めること、治水、利水は国を治める、国を治めることなのであります。こうした中、ハッ場ダムについては、大型公共事業の象徴として切り捨て、中止により、財源を生み出そうとしているようである。しかし、このようなことは、国の負担増は明白でございます。

やはり15日の全協で、澁谷所長の説明並びに報告で、4,600億円の計画中、既に3,210億円を投入、7割の進捗、年度末には75%、ハッ場ダムは本当に長い年月の国家プロジェクトでございます。地元関係者の声は、本当に無視に等しい、57年という長い年月と今日の進捗状況、そして住民各位の心情を考えると、本ハッ場ダムについては到底中止は承認できない。まさに地域住民は政治の名で翻弄されることになります。

そこで、町の姿勢を明確にして、私たち住民の不安、戸惑いを払拭することが今大切かつ必要だというように痛感しております。町長の考え、姿勢についても、具体的にお伺いをいたします。

○議長（一場明夫君） 町長の答弁を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

○町長（茂木伸一君） 菅谷議員の地域医療機関に対する対応、そしてハッ場ダム中止に対する対応、2点のご質問でございます。

まず、地域医療に関してでございますが、新臨床研修制度による原町赤十字病院の医師不足による診療科の縮小につきましては、病院長を初め事務局長などで、群大医学部に医師の増員をお願いしているところでございます。制度改正により、医学部においても減員の状況であると15日の全員協議会で報告されたところでもございます。

町といたしましても、病院と密接に連携し、側面的に医師確保を支援していきたいと考えているところでございます。具体的な取り組みにつきましては、議会の皆様ともご相談して、これ以上の診療科目の減少は何としてでも食い止め、産婦人科を初め診療科目の復活に向け努力していく所存でございます。

また、新臨床研修制度、これが平成16年に公布されたわけでございますが、この制度を根本的に変えていただくよう改めるように、国、また厚生労働省等への働きかけを継続して行う所存でございます。前にも吾妻郡の町村会としても行ってまいりました。東部の3町村で行う、そういったことも計画を立てていきたいと考えております。

さて、八ッ場ダムの件でございます。議員から一般質問の要旨として、質問書が出てきたときには、まだ建設の中止とまでは明言はされておりましたが、昨日、中止ということがはっきりとされたようでございます。そんな中で、答弁書をいろいろつくってみたら、すごく長くなってしまいました。しばらくの間、おつき合いをいただけたらと思います。

9月16日、新政権が発足、前原新国土交通大臣は記者会見の席上で、八ッ場ダム建設については、マニフェストに書いてあるから中止すると明言いたしました。これにより、今後の適切な対応が急務となっております。

計画発表以来、既に半世紀以上が経過し、ようやく最終着地点が見えてきた八ッ場ダム建設事業が今、大きな局面を迎えております。これまでダム建設に翻弄され、長年にわたる苦悩と葛藤の末、下流都県の便益という大義のため、苦渋の決断の末、ダム建設に協力する道を選んできた地元住民は、今、衝撃を受け、激しい怒りと焦燥感にさいなまれていることと思います。

このような事態の中、今、最も重要なことは、あらゆる手段を尽くし、地元住民の不安を払拭することであると考えております。これまでの地元住民の心情を第一に考え、適切な判断をもって行動してまいりたいと思っております。

適切な判断をするため、さまざまな観点から、八ッ場ダム建設事業を検証してみました。

まず、経緯でございます。

八ッ場ダムの歴史を振り返ってみれば、昭和22年のカスリーン台風被害に端を発し、昭和27年、突然降ってわいたように建設省が八ッ場ダム建設計画を発表、以来、既に57年の歳月が流れております。この計画に地元住民は大きな戸惑いを隠せず、当初はだれもが建設に反対し、ダム建設を受け入れる人はおりませんでした。

昭和40年代に入り計画が本格化すると、住民の反対運動が一層激しくなり、地元での説明会の開催すら難しく、建設省の立入調査も反対住民に阻止される状況の中、昭和48年に「水源地域対策特別措置法」が公布されました。昭和55年に地元と建設省を仲介する形で、群馬県が「生活再建案」を提示すると、反対運動は転機を迎え、昭和62年、「八ッ場ダム建設に係る現地調査に関する協定」が締結され、ようやく現地調査が開始されることになりました。

平成4年に長野原町は、国・県との「用地補償調査に関する基本協定書」を締結し、建設省は用地補償調査を開始、「反対期成同盟」は「対策期成同盟」へと変わり、事実上、反対運動の幕がおろされました。これを期に、長野原町では用地補償調査が開始され、平成6年から建設省は附帯工事に着手いたしました。

当町では、平成7年11月、当時の加辺町長、小寺群馬県知事、辻関東地方整備局長との間において、「用地補償調査に関する基本協定書」が締結され、調査協力することに合意してまいりました。その後、平成10年に三島進入路工事が着手されたのを期に、当町での関連工事が着手されることになります。

そして、平成16年11月26日、「利根川水系ハッ場ダム建設事業の施行に伴う岩島地区補償基準」の調印式という大きな節目を迎え、当時的一场町長立ち会いのもと、連合補償交渉委員会、田村梅雄委員長と関東地方整備局、渡辺局長の間において、補償基準交渉が妥結に至りました。この補償基準の妥結により、関連工事の進捗が一気に加速をいたし、平成18年には、付替国道145号線の「松谷第一トンネル」が貫通、平成19年には、「松谷第二トンネル」も貫通を迎え、さらに平成20年には、ダム本体工事と密接な関連がある「大柏木トンネル」が貫通し、着々とダム本体着工に向けた周辺整備工事が整ってまいりました。

このほか、県道林・岩下線の「いわしま大橋」の開通や、JR第二吾妻川橋梁工事も、その全貌をあらわにし、開通がもうそこまで迫っております。このように当町においては、下流都県の治水・利水のため、そして長野原町の水没地域住民のため、早くから地域が一体となり、事業の進捗に協力してきた経緯がございます。

続きまして、地元住民の協力という観点でございます。

ここまで進んできたハッ場ダム事業でございますが、地域の皆様方の協力なしには、到底事業の進捗はあり得なかったことと思います。先祖伝来の田畑や山林、そして家屋まで手放すことは、並大抵の決断ではなかったことでしょう。すべては、流域の治水・利水のために協力し、下流都県の方々が水に困らず、洪水の心配をせず、安心して暮らせるよう、早くダムを完成させることが何よりも必要だという大義による決断であったと存じます。

また、地元の方々は、工事車両の通行、重機のうなり、振動、粉じん、発破の音など、耐えがたい日常生活を余儀なくされ、これもすべてダム事業への協力のために我慢をされてきました。

また、この間、平成13年には、ハッ場ダム建設基本計画の変更が行われ、ダム完成が平成22年度に延長、9年間の延長でございます。平成19年12月には、二度目の期間延長が発表され、平成27年度完成へと、さらに5年間延長されました。このようなたび重なる計画変更に対し、当然不信感や戸惑いもあったことと存じます。しかし、地域の皆様方には、その都度、協議に応じいただき、一つ一つの問題を解決しながら、きょうまで進んできたものと思っております。

しかしながら、現状では、このような過去の経緯が無視され、その大義が足元から崩されようとしております。過去の経過があり、その結果として、現在の事業進捗があるということとを改めて認識してもらうことが重要だと思っております。町役場としても、十分に協力をしてまいった。その大義がやはり崩されております。役場の職員もどれほど悔しいか。

生活再建についてでございます。

また、新政権は、「ダムなしの生活再建」を掲げておりますが、現在の生活再建案は、ダム本体が完成し、湖面が広がることを前提として成り立っているため、ダム湖ができない状態での生活再建はあり得ないと思っております。地元住民が希望を持って将来への展望を描くことができる、それが真の生活再建の姿であり、ダム本体を生かしたものでなければ、決して成り立つものではないことを正しく伝え、理解してもらうことが重要であると考えております。

財源論でございます。

さらに新政権は、八ッ場ダムを無駄な公共事業の象徴として建設中止を明言、これを財源として、新たな事業を展開するとしております。八ッ場ダム事業は、総事業費4,600億円のうち、既に3,210億円が執行済みであり、平成21年度ベースで考えれば、事業全体の75%の進捗率となります。このうち、2,123億円は、受益者である下流都県が既に支払い済みであります。仮に国の意志で事業を中止したとすれば、今までに下流都県が支出してきた負担金は、「特定多目的ダム法」の規定により、国が全額返還義務があると考えております。

さらに、生活再建事業は継続して行わなくてはなりませんので、その分の770億円は今後も必要になり、このままダムを完成させるよりも中止した方が、国の負担が増大することは明白な事実であります。したがって、八ッ場ダムを中止することで新たな財源を生み出すという論法は、根底から誤っていると考えております。

また、別の視点からとらえれば、本体建設費は基本的な事業費とは別として考えられるため、本体建設費620億円を差し引くと、事業費は3,980億円となり、これを分母とすれば、準備段階としては、21年度末で86.3%の事業進捗となります。残りが14%弱でございます。ここまで進んでいる事業をやめることに果たして意義があるのか、甚だ疑問であり、逆に大きな無駄を生み出すのではないかと考えております。

治水・利水の効果及び受益者側の見解について検証してみました。

国土交通省によれば、八ッ場ダムについては、事業評価という手法に基づき、厳格なチェックが行われており、平成21年2月に行った治水面での再評価においては、治水に係る事業

便益で1兆589億円、建設費に維持管理費を含めた費用が3,072億円であり、費用対効果は3.4と十分な効果がある事業だということが確認されているとのことでもあります。利水についても、それぞれの利水事業者が事業評価を適時行っており、効果が確認されております。

これらデータの裏づけのもと、下流都県においては、治水・利水の両面で、八ッ場ダムは極めて重要性の高いダムであるという点で統一した見解が示されております。また、実際に下流都県は、八ッ場ダムがつくられることを前提とした暫定水利権を取得し、約50%の水量を既に取水をしております。ここでダム建設が中止になれば、取水が制限されるため、安定した水利権の確保が難しくなります。カスリーン台風規模の水害はいつ発生するか予測ができず、対策なくしては、いつ大規模な災害に見舞われるかわかりません。流域都県はこれを想定しているからこそ、八ッ場ダムの重要性を認め、統一した見解を示しているのです。

負担金差しとめ住民訴訟についてでございます。

また、八ッ場ダムの必要性をはかる上では、負担金の支出をめぐる各都県での住民訴訟を例に挙げることができます。平成16年、八ッ場ダム基本計画の変更により、事業費が当初計画の2,100億円から4,600億円に変更されると、「国の流量計算は根拠がなく過大で、水需要も増加せず、事業費の一部を東京都が負担するのは違法だ」として、東京都の反対派住民が負担金の差しとめを求め提訴いたしました。

平成21年5月、東京地裁は原告側の主張を退け、「都の将来の水道需要予測や、ダム完成後の保有水源量の評価に不合理な点は認められない」と指摘し、その上で「都が利水・治水上の便益を受けないと認める証拠はない」として、支出は適法と結論づけております。その後、前橋地裁、水戸地裁でも、立て続けに原告側の主張を退ける判決が下り、原告側が敗訴いたしております。このことから、司法の面でも、八ッ場ダムの必要性は認められているという結論に達しております。

自然環境保護の観点でございます。

ダム建設反対派の見解によれば、八ッ場ダムは、自然環境の破壊を招くということがしばしば取りざたされ、論議を呼んでおります。

八ッ場ダム事業では、自然環境に関して、昭和54年以来、現地調査を実施し、昭和60年12月に「建設省所管事業に係る環境影響評価に関する当面の措置方針」に基づく環境アセスメント調査を終えています。その後も八ッ場ダム工事事務所では、「自然との共生」を目指し、環境対策の充実に向けた各種調査を継続的に実施しており、現在も可能な限り環境の保全が図られるよう、具体的な対策について専門家の意見を聞きながら自然保護に努めており

ます。

現在、長野原水没地区の用地買収率は既に81%に達しています。この中には当然多くの農地が含まれており、耕作者の多くは、既に代替地や他町村への移転が完了しています。ダムが建設されない場合、これら無用となった買収地の管理を国はどのようにして行うのでしょうか。恐らくは適切な管理をすることができず放置され、あたり一面、雑草が埋め尽くす荒れ野へと変貌するのではないのでしょうか。

川の近くには人家があり、周りに広がる田畑の管理ができることが本来の姿であると思います。今からでは、買収された農地をもとの姿に戻すことはできません。ダムが完成されずに、買収地がこのまま放置されることが、自然を醜い姿に変えていくことになります。自然の姿とは何か、もう一度よく考えていただく必要があると思います。

既に壊されてしまった田舎の歴史、伝統や文化、これも自然の一部であります。また、ダムによる湖が自然でないとしたら、野反湖の雄大な景色はどう評価すればよいのでしょうか。また、黒部湖はどのように考えればよろしいのでしょうか。長野原では、平成6年に附帯工事に着手いたしました。当町では、平成10年に三島進入路の工事に着手いたしました。この以前に自然環境の観点で論議をするのはよろしいかと思いますが、当町においては、平成10年以降は自然環境保護という観点とは違う観点で論議をすべきだと考えております。

さて、中止の法手続でございます。

仮にダム建設が中止することとなった場合、具体的には、「特定多目的ダム法」による基本計画の廃止手続が必要となります。この基本計画を廃止するに当たっては、関係都県知事の意見を聴取することが必要となるため、国は関係都県議会の議決を要する形になり、群馬県の場合には、八ッ場ダムに直接かわりのある長野原町、東吾妻町に意見照会をし、群馬県議会の議決を経て、国に意見を提出することになると思われます。このことから、ダムを中止するためには、法手続や関係各都県の議会議決など、数々の手続が必要となるため、簡単には中止にすることはできないと考えております。

町地域振興の取り組みや恒久的施策の経過でございます。

ダム直下となる当町における地域活性化への取り組みについてでございますが、当町では、ダム建設により影響を受ける地域住民の早期生活再建を重視する中で、八ッ場ダムができてこそ、総合的な地域活性化が図られるものであるという認識のもと、現在計画されている各種水特・基金事業の整備を推進してまいりました。

名勝吾妻峡を生かした観光振興と地域活性化を目指す中で、吾妻溪谷を中心とした周辺地

域を一つの観光拠点とするための整備計画を進めております。内容としては、溪谷パーキングと十二沢パーキングから成る2つの駐車場整備、そしてふれあい公園と健康増進施設天狗の湯建設、そのほか、溪谷遊歩道補修整備や猿橋を整備していく計画でございます。

なお、この中で、溪谷パーキングについては、既にことし4月から供用開始し、健康増進施設天狗の湯については、8月4日から建築工事が着工に至っており、来年3月には完成される予定となっております。また、溪谷遊歩道についても、本年度、補修整備が完了する予定であります。

続々と整備が進む中、これら施設を維持していくためには、当然維持管理費用が必要となってまいります。これを補うものとして、発電所建設に伴う恒久的施策を群馬県、国土交通省に対しお願いしてまいりました。そして、ことし5月27日、発電所計画に伴う導水路整備が、国土交通省、群馬県、東京電力の間で合意に至った旨の発表があったところでございます。ようやく明るい兆しが見えたやさき、ダム建設が中止されては、将来展望に不安が広がることにもつながります。

今までさまざまな観点から改めて検証してまいりましたが、ここまで進んできたハッ場ダム事業が中止されることは到底納得できるものではなく、決して地元を犠牲にして終わりにするわけにはいきません。先祖伝来の田畑や山林、そして家屋までを手放し、すべては流域の治水・利水のためと思い、国の事業に協力してきた先人たちの思いと、関連工事により耐えがたい日常生活を余儀なくされてきた地域住民の心情を深く思い、今後の町としての方向性を定めていかななくてはならないと思っております。

現在、地元の意思を伝えるため、群馬県の大澤知事、長野原町の高山町長とともに、新国土交通大臣に面談を申し入れ、ハッ場ダム建設の継続と早期完成を申し入れることを検討しておりました。地元住民の心情や生活再建について、また財源論や当町の現状についてよく説明をいたし、ダムがなければ真の生活再建は不可能であり、地域活性化にはつながらないという本質を理解していただければ、ダムはきっと完成するものと考えております。

今後、町としての基本姿勢を町ダム対策協議会において確認いたし、今後の方針を定めていきたいと思っております。去る9月10日には、ハッ場ダム推進吾妻住民協議会が発足し、吾妻郡全体としてダム建設を求めていく地盤も整っておりますので、こういった組織の活動も支えながら、協調し、地元の思いをしっかりと届けていきたいと思っております。また、長野原町はもちろんのこと、群馬県や流域各都県とも協力し、ハッ場ダム建設事業の継続と早期完成を訴えていきたいと考えておりますので、今後ともご理解とご協力をお願い申し上げます。

げます。

途中お聞き苦しいところがありましたこととおわび申し上げて、答弁とさせていただきます。

○議長（一場明夫君） ここで休憩をとります。

再開を午後３時10分とします。

（午後 ２時５９分）

○議長（一場明夫君） 再開いたします。

（午後 ３時１０分）

○議長（一場明夫君） 続いて、一般質問を行います。

その前に町長に申し上げます。議会のスムーズな進行のために、一般質問の答弁については要約して、なるべく短く答えていただくようにご協力をお願いいたします。

16番、菅谷議員。

○16番（菅谷光重君） 先ほどは臨床研修制度について、それと日赤に関しては、全協で報告されたという答弁がありました。でも、このままではじり貧、先は全く見えない。私は、町長の具体的考え、姿勢、対応に関して問うているのであります。何年か前のことです。こういうことがありました。それは吾妻郡東部町村が連携のもと、日赤病院の医師確保の署名が展開されました。このような先輩諸氏の実践、事例を今ここで振り返り、これを検証、精査することで、医師の確保に際した何らかのヒント、エネルギーが生まれるというように私は考えておりますが、町長はいかがでございますか。

あわせて伺います。ダムに関しては、先ほど動向から始まり、経過、町長の考え、そして対応に至るまで、多くの詳細の答弁をいただきました。中でも、県の大澤知事と長野原の高山町長ともども地元の声を国交相に申し込み、ダム建設の継続、早期完成を申し入れるよう検討と言われました。そして、あらゆる手段のもとでこれに取り組む。これらについては、ぜひとも早期に実現されるよう、町長、精進をなさってほしい。

また、県を初めとし下流都県とも協力し、これまた八ッ場ダムの継続、早期完成を訴える、これについても、ぜひとも一丸となってぶつかること。こうした戦法で繰り返し訴えることは有効だというように私も共鳴いたします。これまた根気よく地元の声を伝える対話、働きかけるといふ、しかも持久戦だというふうには私は考えるところでありますが、これに関しても再度町長に問いたいのであります。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 先ほどは失礼をいたしました。答弁書、長過ぎたということでございます。ただ、やはりさまざまな観点からの検証、そして今この大きな節目というところでの思いといったこともございまして、長くなってしまいました。申しわけございません。

さて、地域医療と赤十字病院、それに対する医師確保に対する署名の検討ということでございますが、もう一度よく検討いたしまして取り組ませていただこうかと思っております。ただ、医師、医師会、大学病院、そういったさまざまな取り巻く環境というものがすごく難しい微妙なところがございまして、どのようにしたらいいのか、今、医師を引き揚げられないように一生懸命頑張るといふのが精いっぱいのような気がいたしております。いずれにしても、いろいろなやはり観点から検討した中で、この署名活動というものも検討課題とさせていただきたいと思っております。

さて、八ッ場ダムでございますが、県とも、そして隣町とも、そして吾妻郡としても、そしてまた流域の県との連携をとり、そして繰り返し要請活動をする、持久戦であるということでございますが、そういった形でこれから先も取り組んでいきたいと思っております。

きょう皆様のお手元に配付してある上毛新聞の中にありましたでしょうか。前原新国交相がこの休みのときに来るといふ話がございまして。そういった中でも、よく申し入れをした上で、その反応というものをよく見てみたいと思っております。22日か23日、23日のほうが確率が高いということでございますが、午後から2時間、3時間、そのくらいは協議する時間があるようでございます。午前中は視察というようなことを予定されておるようでございますが、そういったところでも、まずは話を聞く約束だったのではないかとということでございます。

やはり執行停止の中での中止という表明には、どうしても納得できるものではございません。これから先も何度でも来ていただく、そしてこちらも何度でも出かけていく、そういったことで、八ッ場ダムの問題について早くに結論を出せるように頑張りたいと思っております。

○議長（一場明夫君） 16番、菅谷議員。

○16番（菅谷光重君） 手元の資料について、何か町長は触れましたので、私もあえて申し

上げたいと思いますので、お許しのほどお願いいたします。前原国交相が17日に本体工事の中止を表明しまして、まさに反発と戸惑いが今広がっておるところだと思います。そして、地元には訪問の意向があるというふうに示されておりますので、これは本当によい機会だというふうに思い、こういう機会を十分に活用しまして、私たちの声等々を伝え、継続、完成を訴えるべきだというふうに考えておりますので、あわせまして、この記事についても同様、町長に問いたいと思います。

○議長（一場明夫君） 答弁を願います。

町長。

○町長（茂木伸一君） このきょうの上毛新聞、4つの見出しで書いてありますけれども、国交相との一問一答の中でも、中止に向けての手順であるとか、いずれにしても、本体工事は中止と書いてある。かなり難しいことだなと思います。

ただ、この中で「話を聞かずに」ということでも、何度も視察し、地元と話して、マニフェストにしたと、「話を聞かずに」というのは、事実認識が違うということをおっしゃっているようです。でも、これは国交相の事実認識が違うんだなと思っております。民主党の方が我が町に訪れたことは、結果的にはほとんどありませんし、長野原の視察というのも、長野原の町役場に寄ったことはほとんどないというふうに伺っております。

もう一つ問題があるということは、中止したほうが費用が高くなるという指摘に対しては、一つの損得、そういったことではなく、今後の河川行政や公共事業のあり方を見直していく入り口との認識を持っていただきたい。この入り口ということで、無駄な公共事業のシンボルとされただけで、即中止という、そういったことは全く我々としては容認しがたいと。一つ一つの個別の問題を積み重ねて、国ができるんだと考えておりますので、そういったところについても十分にお伺いをし、議論をしたいと、そのように考えてはおります。

○議長（一場明夫君） 16番、菅谷議員。

○16番（菅谷光重君） 私は、今、町長の強いリーダーシップに期待を寄せまして、日赤病院等の医師の確保、それと八ッ場ダム建設という難題が、一步一步、しかも着実に前進されるよう信じて、質問を終わりにしたいと思います。大変ありがとうございました。

○議長（一場明夫君） 以上で菅谷光重議員の質問を終わります。

これをもって、町政一般質問を終わります。

○議長（一場明夫君） お諮りいたします。会議規則第45条の規定に基づき、本会議の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に一任することに決定いたしました。

○議長（一場明夫君） お諮りいたします。本定例会に付された事件はすべて終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、これをもって閉会することに決定いたしました。

これをもって、本日の会議を閉じます。

◎町長あいさつ

○議長（一場明夫君） 閉会の前に町長のあいさつをお願いいたします。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

○町長（茂木伸一君） 平成21年第3回定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る8日に開会されました今期定例会におきましては、当初お願いいたしました報告事項5件、東吾妻町指定管理者選定委員会条例の制定など条例関係6件、平成20年度一般会計歳

入歳出決算認定についてなど決算関係11件、平成21年度一般会計補正予算など予算関係5件、その他、群馬県市町村会館管理組合の規約変更に関する協議についてなど2件のほか、追加案件として、烏帽子山植林組合議会議員の選挙執行について提案させていただきましたが、条例関係で修正動議が可決されるとともに、平成21年度一般会計補正予算では、書類の不備により撤回し、再度提出するなど、大変ご迷惑をおかけいたしました。その他の案件につきましては、原案のとおりご議決をいただきまして、本日閉会の運びとなりました。

議員各位の会期中における熱心かつ活発なご審議と町政に対する熱意に対しまして感謝を申し上げます。

さて、8月30日執行の第45回衆議院議員総選挙の結果、16日には鳩山内閣が発足し、前原新国土交通大臣は八ッ場ダムの中止を明言いたしました。町としては、早期建設を今後とも粘り強く要請していきたいと考えております。

今後の当面する行事といたしまして、30日に戦没者追悼式をコンベンションホールで挙行の予定でありますので、ご参列を賜りたいと思います。また、これから吾妻郡民体育祭、町民運動会等のスポーツ行事や秋のイベントなど各種行事が予定されており、公私ともにご多忙な日々が続くと思いますが、健康には十分ご留意の上、町政発展と町民生活の向上のため、議員活動にますますご精励くださるようお願いを申し上げまして、閉会のあいさつといたします。どうもありがとうございました。お世話になりました。

◎議長あいさつ

○議長（一場明夫君） 閉会に際し、ごあいさつを申し上げます。

平成21年第3回定例会は、9月8日から本日まで11日間にわたり開催され、平成20年度一般会計ほか10件の決算、平成21年度補正予算5件、条例改正等8件の執行部提案に加え、報告5件、委員会提出の意見書提出1件、選挙1件、陳情の審査等、終始熱心にご審議をいただきました。また、町政一般質問には5人が立ち、ここに終了することができました。

11日間にわたる会期中、格別なご精励を賜りました議員各位、また諸般にわたりご協力をいただきました執行部の方々に心から御礼を申し上げます。

朝夕めっきりしのぎやすくなり、スポーツ行事や秋祭り、とり入れ、刈り入れにと多忙な時期となります。さらに、9月27日には郡民体育祭も予定されております。

健康には十分ご留意の上、諸般の活動へのご活躍をご期待申し上げまして、閉会のごあいさついたします。

◎閉会の宣告

○議長（一場明夫君） これをもって、平成21年第3回定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

（午後 3時28分）

地方自治法第 1 2 3 条の規定により下記に署名する。

平成 年 月 日

東吾妻町議会議長 一 場 明 夫

署 名 議 員 竹 淵 博 行

署 名 議 員 金 澤 敏

署 名 議 員 高 橋 基 雄